

第 1 編 地震・津波編

<地震・津波編 目次>

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 他の計画及び関係法令との関係	1
第3節 計画の基本的な考え方	2
第4節 計画の修正等	3
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6節 地勢概要及び震災記録	12
第7節 地震被害想定と津波浸水想定	13
第2章 災害予防計画	20
第1節 防災意識の向上	20
第2節 津波災害予防対策	26
第3節 火災等予防対策	32
第4節 建築物等の耐震化・安全化の促進	37
第5節 土砂災害等予防対策	43
第6節 帰宅困難者等対策	47
第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	50
第8節 情報連絡体制の整備	54
第9節 物資・物流、輸送体制の整備	56
第10節 防災施設、資機材等の整備	59
第11節 防災体制の整備	64
第3章 災害応急対策計画	66
第1節 災害応急活動体制	66
第2節 情報収集・伝達体制	80
第3節 地震・火災避難対策	96
第4節 津波避難対策	103
第5節 要配慮者等の安全確保対策	105
第6節 消防・救急救助・医療救護活動	108
第7節 災害警備・交通の確保対策	114
第8節 緊急輸送・燃料確保対策	119
第9節 救援物資供給活動	123
第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築	129
第11節 自衛隊への災害派遣要請	134
第12節 学校等の安全対策・文化財の保護	138
第13節 保健衛生、防疫、遺体の捜索・処理等対策	142
第14節 清掃及び障害物の除去	147
第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	151
第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧	155
第17節 ボランティアの協力	160
第4章 災害復旧・復興計画	164
第1節 被災者生活安定のための支援	164
第2節 災害復旧	169
第3節 ライフライン関連施設等の復旧対策	171
第4節 災害復興	177

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	179
第1節 推進計画の目的と定義	179
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	180
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	180
第4節 関係者との連携協力の確保	180
第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	181
第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項.....	183
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	188
第8節 防災訓練計画	189
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	189
第10節 南海トラフ地震防災対策計画	190

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、富津市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であって、富津市（以下「市」という。）の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関及び市民、事業所等が連携のもと、その全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、防災対策に万全を期することを目的とする。

なお、地震・津波編については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 他の計画及び関係法令との関係

1 国、県の計画及び関係法令との関係

本計画は、本市の地域特性を踏まえるとともに、国の「防災基本計画」「千葉県地域防災計画」及び災害対策基本法その他関係法令と整合のある計画とする。

また、「首都直下地震対策大綱（中央防災会議、平成22年1月修正）」に基づき、被害の軽減、地域防災力の向上、広域防災体制の構築等の対策を継続的に推進する。

2 地区防災計画との関係等

市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく「地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）」を提案した場合、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

第3節 計画の基本的な考え方

1 減災を重視した防災対策の方向性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害の最小化・迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、「富津市国土強化地域計画」と整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。このため、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図るものとし、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果を上げているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進するとともに、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、物資の確保や応急対策活動に関する協定等、様々な分野での連携が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

これらの取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていくものとする。

3 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、**身体障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内臓機能の障がい等）**、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、**難病患者**、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展等を踏まえ、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画の修正等

1 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本的な計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議の承認を得て修正する。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、市防災会議に報告する。

2 計画の周知徹底

本計画は、市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、地域住民にも周知徹底を図るよう措置するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関並びに指定地方公共機関等は、災害対策に関しおおむね次の事務又は業務を処理する。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備、自主防災組織の充実並びに訓練に関すること。 3 災害時における災害に関する被害の調査・報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資機材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災市営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 12 被災施設の復旧に関すること。 13 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。

2 一部事務組合等

機関の名称	事務又は業務の大綱
君津富津広域下水道組合	下水道事業に関すること。
かずさ水道広域連合企業団	水道用水供給事業及び水道事業に関すること。
君津中央病院企業団	感染症隔離病舎の管理、運営に関すること。

3 県

県が処理すべき事務又は業務の大綱については、「千葉県地域防災計画」に定めるところによる。なお、本市を所管する県の出先機関については、下表のほか、教育庁南房総教育事務所、中部林業事務所、君津農業事務所、木更津港湾事務所、南部漁港事務所等がある。

機関の名称	事務又は業務の大綱
君津地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部内の連絡調整に関すること。 2 災害情報の収集・伝達及び現地派遣に関すること。 3 市町村の指導及び連絡調整に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。 5 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関すること。
君津土木事務所 同天羽出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
君津健康福祉センター (君津保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産に関すること。 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む。）及び飲料水に関すること。 3 防疫に関すること。 4 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む。）に関すること。 5 災害救助についての他班との連絡調整に関すること。 6 災害救助に関する他班に属さない事項に関すること。 7 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。
富津警察署	災害時の警備に関すること。

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 5 津波警報等の伝達に関すること。
関東財務局 (千葉財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。 2 融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること。 (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること。 3 国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸与に関すること。 (3) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。 (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。 (5) 県が急傾斜地崩落防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。 (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1) 災害関係の融資に関すること。 (2) 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること。 (3) 手形交換、休日営業等に関すること。 (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。 (5) 営業停止等における対応に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局 (千葉県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東運輸局 (千葉運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における被災者、災害必要物資などの輸送調整に関すること。 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。 4 災害時における応急海上運送に関すること。 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
第三管区 海上保安本部 (木更津海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通管制に関すること。 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。 5 給水、給電及び入浴等被災者の生活支援に関すること。
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関する事。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するための、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事。
関東地方整備局 (千葉国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。 (2) 通信施設等の整備に関する事。 (3) 公共施設等の整備に関する事。 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事。 (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事。 (7) 豪雪害の予防に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事。 (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事。 (5) 災害発生が予測されるとき、又は災害時における応急工事等に関する事。 (6) 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事。 (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事。 (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 3 災害復旧 <p>災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</p>

5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 防災資材の整備及び点検に関すること。 (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社（千葉支店）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社（千葉県支部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護に関すること。 2 こころのケアに関すること。 3 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 4 血液製剤の供給に関すること。 5 義援金の受付及び配分に関すること。 6 その他応急対応に必要な業務に関すること。
日本放送協会（千葉放送局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 4 被災者の受信対策に関すること。
東日本高速道路株式会社（関東支社）	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東京ガス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本通運株式会社（千葉支店）	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社（木更津支社）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
KDDI株式会社	1 電気通信施設の整備に関する事。 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
日本郵便株式会社 (富津郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。 (3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除に関する事。 (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事。 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事。 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。
ソフトバンク株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関する事。 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
福山通運株式会社、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社、 西濃運輸株式会社	災害時における物資の輸送に関する事。

7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉テレビ放送株式会社、株式会社 ニッポン放送、株式会社 ベイエフエム	1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事。
一般社団法人千葉県 トラック協会、 一般社団法人千葉県 バス協会	災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
公益社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関する事。 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事。
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事。 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事。 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事。
公益社団法人 千葉県看護協会	1 医療救護活動に関する事。 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事。
公益社団法人 千葉県LPガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事。

8 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 君津木更津医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人君津 木更津歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
NPO 法人 君津 木更津薬剤師会薬業会	1 医薬品の調達、供給に関すること。 2 薬剤師会と薬剤師との連絡調達に関すること。
富津市商工会	1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関するこ と。 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 4 災害時における物価安定への協力に関すること。
君津市農業 協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
漁業協同組合 (富津、新富津、大 佐和、天羽、湊川)	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関するこ と。 3 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
ぼうそう 農業共済組合	農業被害状況の調査及び情報の収集報告に関すること。
千葉県森林組合 南部支所	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
富津交通 安全協会	災害時における交通安全対策の協力に関すること。
富津市危険物 安全協会	災害時における危険物の保安対策に関すること。
富津市建設関連 5 団体連合会	(富津市建設業協同組合、富津市転業土木造園協同組合、富津市管工事業協同組合) 1 道路、河川、その他の公共土木施設の災害の防止措置並びに被災状 況の把握と報告及び応急措置・復旧工事に関すること。 2 連絡調整員の派遣に関すること。 (富津市測量設計業協同組合) 1 道路、河川、その他の公共土木施設の被災状況の把握と報告及び応 急・復旧工事に係る調査、測量及び設計にすること。 2 連絡調整員の派遣に関すること。 (富津市電業会) 1 避難所及び救護所、その他の活動拠点の電気設備、電気器具又は配 線の被災状況の把握と報告及び応急措置・復旧工事に関すること。 2 連絡調整員の派遣に関すること。
社会福祉法人富津 市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること。 2 市災害ボランティアセンター設立、運営に関すること。 3 災害ボランティアに関すること。 4 生活福祉資金貸付けに関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
富津市観光協会	1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 災害時における観光客の保護及び避難誘導に関すること。
かずさエフエム株式会社	1 市民に対する防災知識の普及と気象警報等の周知の協力に関すること。 2 市民に対する災害応急対策等の周知の協力に関すること。
病院等医療施設	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における負傷者の医療と助産救護に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること。 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること。 4 被災施設の災害復旧に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
社会福祉施設	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における入所者の保護及び避難誘導に関すること。

※社会福祉施設とは、老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設をいう（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条及び第62条）を経営する施設）。

9 市民及び事業所等

機関等の名称	事務又は業務の大綱
市民	1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。 2 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。 3 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。
自主防災組織	1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。 2 市及び県が行う防災対策に協力するよう努めること。
その他事業所	1 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。 2 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。 3 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること。
ボランティア団体	1 普段から構成員間の連携を密にし、活動体制の整備を図ること。 2 災害時に行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第6節 地勢概要及び震災記録

1 地勢及び地質

本市は千葉県の中南部に位置し、北東部を君津市、東南部を鴨川市、南部は鋸山を隔て鋸南町に接し、西部は東京湾に臨み、対岸に神奈川県横須賀市と相對している。面積は205.40km²を有しており、北部はおおむね平坦で田畑が多く、砂土であるため、地味は余り肥沃ではないが灌漑により耕作に適しているとともに、富津沖埋立により大規模な火力発電所、技術研究所等があり工業地帯を形成している。

鹿野山（標高379.0m）、鋸山（同329.5m）、高宕山（同330.1m）等の山々が連なりこれらを源流とする小糸川、染川、湊川、金谷川があり、さらに、中部には、岩瀬川、小久保川、南部には白狐川等があり、それぞれ東京湾に注いでいる。これらの流域には、帯状に耕地が開けており水と気候に恵まれ、米穀、そ菜園芸に適している。

また、東部から南部にかけての山間部は、豊かな森林資源等にも恵まれている。さらには、東京湾に突出した富津岬から南に約40kmに及ぶ海岸線は、豊かな観光資源に恵まれ南房総国定公園となっている。

地質は、市北部はおおよそ第四紀層、南部は第三紀層である。

なお、地表地質にあつては、南部は三浦層群、中部は上総層群、下総層群、北部は沖積層、埋立層であり、三浦層群は北に傾斜しており千葉市辺りで地下3,000mとなる。

		位 置			
		極 東	極 西	極 南	極 北
東 経		140° 00′	139° 44′	139° 54′	139° 50′
北 緯		35° 10′	35° 18′	35° 08′	35° 21′
面 積		広 ば う			海 岸 線
		東 西	南 北		
205.40 km ²		23.8km		24.4km	約 40 km

2 過去の主な地震被害状況

本市における過去の主な地震の被害状況は次のとおりである。このほか、元禄16年（1703年）に起きた元禄地震、安政2年（1855年）に起きた安政大地震等が大きな被害をもたらしたといわれているが、市内における被害の詳細な記録は残っていない。

区 分		被 害 状 況									
大正 12 年 (1923)	関東地震	死亡	負傷	住 家		学 校		役 場		社寺・工場	
				全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
		人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
52	142	978	762	15	11	3	3	31	45		
(資料 富津市のあゆみより)											
昭和 62 年 (1987)	千 葉 県 東 方 沖 地 震	住家一部破損		9 棟							
		がけ崩れ		2 か所							

区 分		被 害 状 況
平成 15 年 (2003)	千葉県北 西部を震 源とする 地 震	重症 1 人
平成 23 年 (2011)	東北地方 太平洋沖 地 震	住 家 床上浸水 4 戸、床下浸水 3 戸、一部損壊 19 戸 避難所 17 か所、避難者数 1,178 人 漁 船 転覆 57 隻、一部破損 8 隻 海苔網 破損等 5 組合

第7節 地震被害想定と津波浸水想定

千葉県は、日本海溝と相模トラフに囲まれ、海域を震源とする大規模地震に強く影響を受ける地理的条件にあるとされている。千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生 of 蓋然性が高い状況にある。

なお、本市は、市街地の多くが海岸及び河川沿いに位置し、津波や地盤の液状化による被害を受けやすい状況にあり、市街地への人口集中は今後も続くことが予想されることから、地震災害の危険性は拡大する傾向にあることに留意する必要がある。

1 地震被害想定

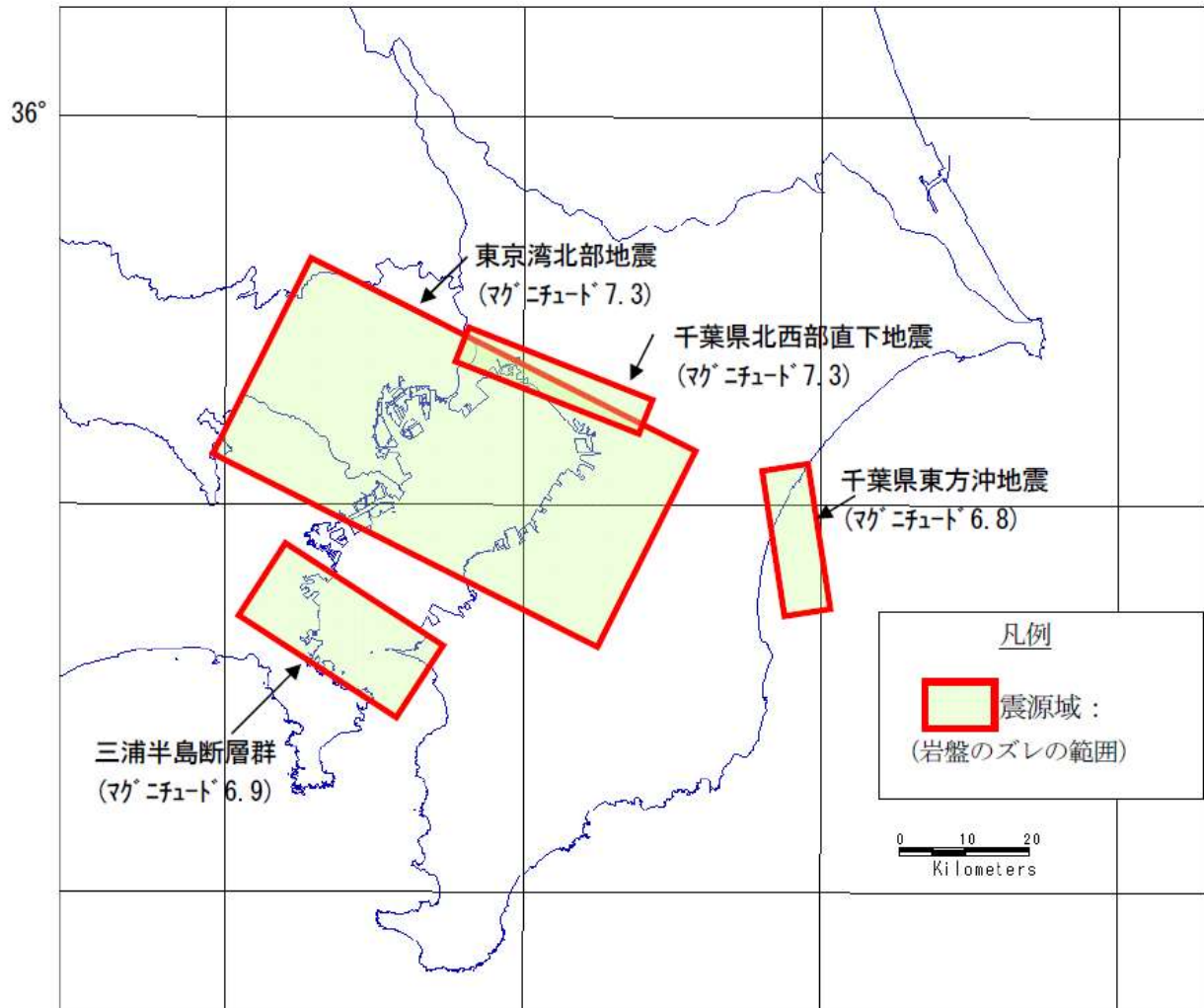
県では平成19年度及び平成26・27年度に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に地震被害想定調査を実施したところである。県が調査を行った地震は次のとおりであり、条件については、市民等の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査している。

このうち本市においては、地震による被害が最も大きくなると予想される三浦半島断層群による地震M6.9のケースを基本とする。

(1) 想定地震、想定条件

想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
千葉県北西部直下地震	7.3	約 50km	プレート内部	平成 26・27 年度
東京湾北部地震	7.3	約 28km	プレート境界	
千葉県東方沖地震	6.8	約 43km	プレート内部	
三浦半島断層群による地震	6.9	約 14km	活断層	

※ 震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ



被害想定対象地震の震源域

(2) 予測被害量

ア 平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

(冬の夕刻(18時)、風速9m/秒)

予測項目			東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島 断層群地震		
物的被害	建物被害	全壊棟数	2,445棟	0棟	3,847棟		
		半壊棟数	6,079棟	1棟	6,737棟		
		合計	8,524棟	1棟	10,584棟		
	交 通 施 設	道路・ 橋りょう	大規模損傷(通行止め)	0か所	0か所	0か所	
			中規模損傷(通行止め)	0か所	0か所	0か所	
			小規模損傷(交通規制)	11か所	0か所	16か所	
		鉄道橋脚	損壊(運行不能)	0か所	—	—	
		港湾施設	港湾・漁港の被害数	1か所	0か所	2か所	
	ライフ ライン	都市ガス	停止戸数	613戸	0戸	0戸	
		LPガス	漏えい戸数	1,053戸	0戸	688戸	
		工業用水※	被害箇所数	1.5か所	0.3か所	1.2か所	
	人的被害	死傷者	死者数	揺れ(全壊・半壊)	30人	0人	60人
				火災	2人	0人	2人
急傾斜地崩壊				2人	0人	2人	
ブロック塀等の転倒				1人	0人	1人	
小計			35人	0人	65人		
負傷者数		揺れ(全壊・半壊)	818人	0人	695人		
		火災	35人	0人	30人		
		急傾斜地崩壊	20人	0人	30人		
		ブロック塀の転倒等	70人	1人	45人		
小計		943人	1人	800人			
合計			978人	1人	865人		
避難者数		1日後	19,691人	6人	21,239人		
		1か月後	12,021人	3人	12,439人		
エレベーター閉じ込め台数			15台	1台	18台		
震災廃棄物			293,409 m ³	263 m ³	439,263 m ³		

※工業用水被害は、君津工業用水道全体の数値

資料：平成19年度千葉県地震被害想定調査結果

イ 平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

(冬の夕刻 (18 時) 、風速 8 m/秒)

予測項目		千葉県北西部直下地震	
物的被害	原因別建物全壊・焼失棟数	揺れ	約 1,000 棟
		液状化	約 70 棟
		急傾斜地	—
		火災	—
		計	約 1,100 棟
	揺れ・液状化建物全壊棟数	木造	1,000 棟
	非木造	50 棟	
人的被害	死者数	建物倒壊等	10 人
		急傾斜地崩壊	—
		火災	—
		ブロック塀の転倒等	—
		計	10 人
	重傷者数	建物倒壊等	120 人
		急傾斜地崩壊	—
		火災	—
		ブロック塀の転倒等	—
		計	120 人
	軽症者数	建物倒壊等	660 人
		急傾斜地崩壊	—
		火災	—
		ブロック塀の転倒等	—
		計	660 人
避難者	1 日後		2,400 人
		うち避難所避難者	1,400 人
	2 週間後		7,800 人
		うち避難所避難者	3,100 人
エレベーター閉じ込め台数			—
震災廃棄物			20 万 t

※上位 2 桁で切り上げて表記。ただし、6～99 は上位 1 桁 (10 の位) のみ表記。5 以下は「—」と表記

資料：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査結果

2 津波浸水想定

(1) 「平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務」に基づく津波浸水想定

県は、平成24年4月に千葉県浸水予測図を公表（平成25年3月一部修正）し、富津市付近の沿岸部については、1703年の元禄地震が発生した場合及び平成25年3月から気象庁が運用を開始した津波警報の発表を想定した浸水深を予測している。

◆津波警報のレベルに応じた津波浸水予測図の概要

津波予報区	想定津波高（注）	警報レベル
東京湾内湾	東京湾口（房総半島南端）で約10m	津波警報3m
千葉県九十九里・外房 千葉県内房	おおむね1～3m	津波警報3m
	おおむね3～5m	大津波警報5m
	おおむね7～10m	大津波警報10m

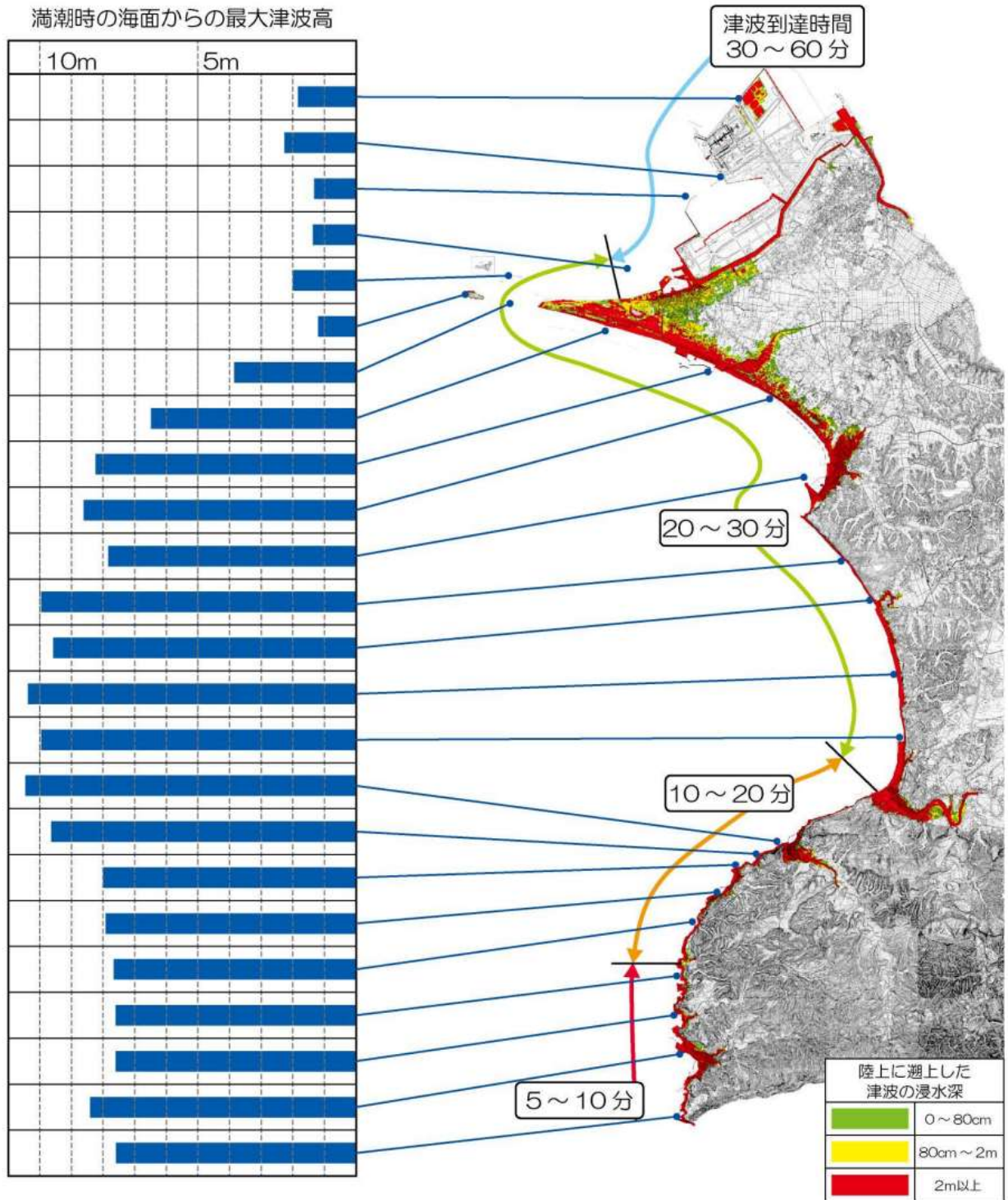
これらの津波の到達時間は、金谷付近の沿岸で5分～10分、竹岡付近の沿岸で10分～20分、湊川河口から富津漁港付近にかけての沿岸で20分～30分、富津漁港から小糸川河口付近の沿岸で30分～60分と予測される。

また、これらの津波の高さは、千葉県内房では最大5m～11m、東京湾内湾では最大3m以下と予測される。

津波による浸水は富津岬や河口付近を中心に広範囲にわたり、最も浸水域が広い大津波警報10mのケースでは、沿岸部のほぼ全域で浸水深が2m以上となるほか、湊川を遡上する津波は館山自動車道以東へ到達すると予測される。

なお、防潮施設等の防ぎよ効果が見込まれない場合は、防ぎよ効果が見込まれる場合よりも陸地部分の浸水範囲が広がると予測される。

◆津波浸水予測



(備考) 津波浸水域は、「千葉県津波浸水予測図(平成24年4月公表)」から、下記の浸水域を重ね合わせて作成

- ① 津波予報区「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」、大津波警報10m【施設なし】*
- ② 津波予報区「東京湾内湾」、東京湾口10m【施設なし】*

※【施設なし】…防潮施設の効果がなく、水門が開放されている場合

津波到達時間は、元禄地震のシミュレーション結果による。

資料：富津市津波・高潮ハザードマップ(平成24年12月作成)

(2) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」（富津市笹毛付近において津波高6.9m）が沿岸に到達した場合の浸水を予測しており、過去に本県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される5つの地震を選定して各地震のシミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定している。

◆千葉県で選定した5つの地震モデル

- 延宝房総沖地震（1677年）
- 元禄関東地震（1703年）
- 東北地方太平洋沖地震（2011年）
- 房総半島南東沖地震（想定）
- 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（想定）

なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域は、「富津市防災ハザードマップ」及び「富津市Web版防災ハザードマップ」で確認することができる。

また、津波浸水想定区域における浸水リスクに対処し、より安全な地域づくりを行うため、今後、千葉県が住民説明会の開催など市の意向を十分に踏まえた上で「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害警戒区域」を指定する予定である。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

項目	実施担当
1 防災教育の推進	総務部、教育部
2 災害教訓の伝承	総務部
3 防災広報の充実	全庁
4 自主防災組織等の育成・強化	総務部、消防本部、建設経済部
5 文化財の災害予防	教育部
6 防災訓練の充実	全庁、（防災関係機関）
7 ボランティア意識の啓発等	総務部、市民部、（社会福祉協議会）
8 調査・研究	総務部、建設経済部

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震について正しい認識をもち日頃から災害時に沈着に行動できる力を身に付けることが必要である。

このため、防災アセスメント等の実施を推進して災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等を基に可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及・啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織及び各事業所における防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時において円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育の推進（総務部、教育部）

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し、避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身に付けるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

2 災害教訓の伝承（総務部）

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、過去の災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（全庁）

市は、平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、あらゆる広報媒体や消防防災センター施設（煙体験、消火器取扱・消火栓取扱訓練等）を活用し、防災意識の普及に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 広報内容

ア 自らの身を守るための知識

- (ア) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (エ) 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- (オ) 緊急地震速報の活用方法
- (カ) 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- (キ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (ク) 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- (ケ) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (コ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- (サ) 帰宅困難者の心得
- (シ) 地震保険の制度

イ 地域防災力を向上させるための知識

- (ア) 救助救護の方法
- (イ) 自主防災活動の実施
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 企業の事業継続計画（BCP）

ウ その他一般的な知識

- (ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- (イ) 各防災機関の震災対策
- (ウ) 富津市地域防災計画の概要

(2) 広報媒体等

防災機関名	媒体	対象	内容
市	広 報 紙 出 前 講 座 広 報 車 ビデオ・DVD 授業・行事等 ホームページ パンフレット S N S	市 民 区（自治会） 自主防災組織 児童生徒・幼児 市 職 員 ボランティア	地震、津波に関する一般知識 各防災機関の震災対策 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 富津市防災ハザードマップ 避難場所、避難所、避難路 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要 他
消防本部	広 報 紙 出 前 講 座 パンフレット	市 民 事 業 所 区（自治会） 自主防災組織	地震、津波に関する一般知識 出火防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 各防災機関の震災対策 救助救護の方法 応急手当普及・啓発活動 他

(3) 報道機関との協力

防災に関する報道をするため、報道機関から資料提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

また、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対して協力を依頼する。

4 自主防災組織等の育成・強化（総務部、消防本部、建設経済部）

大地震が発生した場合、被害が広域にわたり防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想されることから、市は、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織、事業所防災体制の強化を図る。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に避難行動要支援者の所在を把握し、避難支援体制を整備することが必要である。

このため、地域住民による自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練を行うなど、実効性のある体制整備を目指すとともに、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であることから、自主防災組

織と協力してこれを促進する。

自主防災組織の活性化に当たっては、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、女性の参画拡大に努めるとともに、活動に必要な各種機材の整備について、県の補助制度を活用しながらその充実に努める。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 6 避難所運営

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、事業場、大型商業施設等多数の者が出入りする施設については、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備及び出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 防災管理者の選任と自衛消防組織の設置

自衛消防組織の設置を必要とする防火対象物のうち、次の要件に該当する大規模施設にあっては、消防法第36条の規定により防災管理者を選任し、大規模地震等に対応した消防計画の作成、各種訓練の実施及び消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の設置を促進する。

- (ア) 4階以下の防火対象物・・・延べ面積5万㎡以上のもの
- (イ) 5階以上10階以下の防火対象物・・・延べ面積2万㎡以上のもの
- (ウ) 11階以上の防火対象物・・・延べ面積1万㎡以上のもの
- (エ) 延べ面積1千㎡以上の地下街

※複合用途の場合は、設置対象用途の設置階及び面積で判断する。

ウ 危険物施設及び高圧ガス関係業界の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び事業所相互間の応援体制の確立を図る。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

エ 中小企業や事業所等の事業継続

災害時の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者や事業所等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及・啓発と取組みの促進を図る。

5 文化財の災害予防（教育部）

文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）及び富津市文化財の保護に関する条例（昭和46年富津市条例第60号）によって指定された建造物等であるが、中には建造物自体は指定されていないが、文化財に指定された美術品、民俗文化財等が収納されている場合も多い。このため市は、これらの文化財を災害から守るため、文化財防火デー等において、災害予防に対する啓発を積極的に促進する。

6 防災訓練の充実（全庁）

震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、市及び防災関係機関は、防災関係機関相互及び自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点を置く総合訓練をはじめ各個別訓練を実施する。

(1) 市の訓練

防災週間中に、他の市及び防災関係機関と共同で、又は単独で市民と一体となった応急復旧中心の発災対応型訓練を実施する。

また、区（自治会）や自主防災組織と協働して地域の災害リスクに応じた訓練を実施する。特に、避難所の運営については、発災時に市民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれで定めた防災計画に基づいて訓練を行う。

7 ボランティア意識の啓発等（総務部、市民部）

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

市は、市社会福祉協議会と協力して毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民のボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に、積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。

さらに、市民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

(2) 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が求められる。

そこで市及び市社会福祉協議会は、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えるため、様々な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、平日頃

から連携体制の強化に努める。

8 調査・研究（総務部、建設経済部）

市は、本市に被害をもたらす大規模な地震に係る資料を収集するとともに、調査研究の充実、強化に努める。

(1) 地震観測

県では地震時の地盤の振動特性を把握するため、昭和63年から随時地震計（強震計12か所、計測震度計74か所）を設置し観測している。その後、観測網の充実・強化を図り迅速な初動体制の確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置し、震度情報を収集する千葉県震度情報ネットワークシステムを平成8年度末に完成させ、観測を行っている。さらに平成18年度にはシステム機器の更新を行いサーバの二重化等による迅速・確実なデータ処理を図っている。

なお、本システムで収集した震度情報は、気象庁及び総務省消防庁に送信し、県内各市町村の震度情報は気象庁より公表されている。本市においては、本庁舎敷地内に計測震度計が設置されており、このほかに文部科学省により設置された強震計により観測が行われている。

(2) 資料の収集及び調査研究

日頃から地震に関する資料を収集するとともに、防災アセスメント等の実施を推進する。

また、危険箇所の把握、液状化現象を含む地盤災害対策等の研究を推進し、震災対策の充実に努める。

第2節 津波災害予防対策

項目	実施担当
1 津波浸水想定区域対策	総務部
2 津波防災施設の整備	建設経済部、(君津土木事務所、木更津港湾事務所)
3 津波情報受伝達体制の確立	総務部、消防本部、消防団、(海上保安署)
4 津波避難体制の確立	全庁、(海上保安署)
5 津波広報、教育、訓練計画	総務部、消防本部、健康福祉部、教育部

本市は、南北に約 40 kmにも及ぶ海岸線を有し、津波による被害を受けやすい地理的環境にある。このため津波対策は重要課題の一つであり、次の事項について、その対策を講じるものとする。

なお、津波に対しては、減災や多重防ぎよに重点を置き、人命を最優先とした対策を講じることを基本とし、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設の整備等のハード対策を組み合わせる。これにより、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存しないソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

1 津波浸水想定区域対策（総務部）

市は、津波浸水想定区域から、迅速に避難できるようにするため、次のとおり対策を講じる。

(1) 富津市防災ハザードマップの作成・周知

県の津波浸水予測図等を活用し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第14条第2項に基づく津波ハザードマップを作成するとともに、市民等への周知を図る。

また、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを丁寧に広報する。

(2) 避難場所、津波避難ビル等の指定・整備

「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などを参考に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所、津波避難ビル（資料2-4）等の指定・整備に努める。

また、周囲に高台や中高層ビルが無い場合、避難場所や津波避難ビルを確保できず、迅速に避難できない津波避難困難地域については、津波避難施設の整備を推進する。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

(3) 津波避難路の設定

避難対象地域内の市民が迅速に避難できるよう、安全性及び機能性を考慮し、地域外への避難路を指定する。

また、自主防災組織等、市民が主体となって港、入り江等、集落単位で避難経路、避難目標地点及び避難ビルを設定するなど、より実状に即した避難計画を定めるよう、積極的に指導・協力するものとする。

(4) 海拔表示板の設置

災害発生時に市民や地理に不慣れな観光客が迅速かつ安全に避難場所へ移動できるよう、海拔表示板の設置を推進する。

2 津波防災施設の整備（建設経済部）

市は、津波による災害を予防するため、関係機関に対し、津波防災施設の整備について実施の促進を図る。

3 津波情報受伝達体制の確立（総務部、建設経済部、消防本部、消防団）

市は、正確な津波情報の収集を行うとともに、市民等へ迅速かつ的確な伝達が行えるよう、あらゆる広報伝達媒体や組織等を活用した体制の確立を図る。

(1) 休日、夜間における配備体制の確立

休日、夜間でも迅速な情報受伝達が可能で組織体制及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 防災行政無線等の整備

地域住民等に対する情報伝達、避難指示（緊急）等を迅速確実に実施するため、防災行政無線の未整備地域について子局の整備を推進するとともに、難聴地域にあつては戸別受信機の整備を検討する。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設など整備に努める。

さらに、迅速な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(3) 海面監視、情報連絡

地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ（長周期地震動階級3以上）を感じたとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に津波警報を発表した場合、市、防災関係機関、海水浴場管理者等は、相互協調のもとに役割分担を定めて、情報連絡体制の確立を図るものとする。

(4) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれたときは、これに迅速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に活動できる組織体制を指導育成するものとする。

(5) 海水浴場等の自主的情報伝達

海水浴場の監視員等に対して、海面監視、ラジオ聴取等によって積極的に情報を収集し、行政機関と協調して自主的に活動できる体制を確立させるよう指導する。

(6) 港湾、漁港、船舶等の情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等に対して、相互協調のもとに役割分担を明確にして、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討の上、迅速な情報伝達体制を確立するよう指導する。

また、海上保安署は、管内連絡系統により、港湾関係機関、海運事業者、漁業協同組合等

に対して必要な情報を伝達する。

(7) 海岸線の情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等における津波警報の発表、避難指示等の情報伝達は、効果的に実施できるよう、緊急速報メール（エリアメール）、富津市安全安心メール等を活用した伝達体制を確立させるものとする。

なお、海水浴場の監視員等が津波警報等を旗で伝達する場合は、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）を用いて実施するため、津波フラッグの普及・啓発に努める。

(8) 多様な伝達手段の確保

全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）と防災行政無線との連動や千葉県防災行政無線を活用した情報受伝達体制を確立させる。

また、富津市安全安心メールと連動したツイッター・Facebook・LINE等のSNSの発信について検討を進める。

(9) 市町村間の連携

津波被害等により市の行政機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

4 津波避難体制の確立（全庁）

市は、「千葉県津波避難計画策定指針（千葉県）」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」等を基に、次のとおり避難対策を講じるとともに、いざ津波が発生した場合に行政と市民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示の発令

避難指示の発令は、気象官署が発表する津波に関する防災気象情報（大津波・津波警報、津波注意報等）を基本とし、その発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示を発令し得る組織体制を確立する。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。

ア 気象庁より津波注意報等が発表された場合、市長は避難対象地域にいる市民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。

イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をする。

ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるため、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

(2) 行政機関の避難誘導

行政機関の避難誘導は、防災行政無線、広報車、メガホンの連呼等による指示誘導を基本

として、次の事項に留意の上、地域住民等の自主的避難と連動し、迅速的確に実施し得る体制の確立を図る。

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する市民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導に当たる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

エ 自主避難等を容易にするため、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(3) 地域住民等の自主避難誘導

地域住民等の避難誘導を区（自治会）、自主防災組織等の役割として位置づけ、行政機関と連動し、実施可能な組織体制を確立する。

(4) 海水浴場等の自主避難誘導體制の確立

海水浴場等、多数の者が集合する場所においては、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して、海水浴場の監視員等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制を確立するよう指導する。

(5) 船舶避難体制の確立

港湾及び漁港管理者は、津波発生時における船舶の状態（航行中か、係留中か）別に、対処方法を明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識、体制を確立するものとする。

海上保安署は、津波発生時において管内連絡系統により港湾関係機関に情報を伝達するほか、在泊貨物船等については海運事業者を通じ、漁船については漁業協同組合を通じ、避難等を促す警戒体制の勧告を行う。

(6) 市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、必要に応じて市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市町村域を越えた避難体制の構築を図る。

5 津波広報、教育、訓練計画（総務部、消防本部、健康福祉部、教育部）

市は、「地震イコール津波即避難」の認識が、沿岸地域に限らず、全域に共通認識として定着するよう、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を市民等がとることができるよう、防災教育や防災訓練等のあらゆる機会を捉えて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の醸成を図る。

(1) 津波に関する広報の永続的、効果的实施

広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、

出前講座等の機会を捉え、次の内容について、効果的広報を実施していく。

ア 地震・津波に関する正確な知識

- (ア) 津波の発生メカニズムや伝わる速さに関すること。
- (イ) 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- (ウ) 津波は繰り返し襲ってくること。
- (エ) 第一波が最大とは限らないこと。
- (オ) 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- (カ) 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。
- (キ) 津波は河川や水路を遡上すること。

イ 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係を分かりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

ウ 津波警報等に関する情報及び知識

- (ア) 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動に関すること。
- (イ) 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- (ウ) 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- (エ) 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- (オ) 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

エ 津波避難行動に関する知識

- (ア) 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (イ) 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- (ウ) 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- (エ) 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。
- (オ) 津波は河川を遡上するため河川から離れること。

オ 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するか分からないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から「最低3日、推奨1週間」分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法を確認すること。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

(3) 津波防災訓練の実施

市、市民、事業所等が一体となった訓練を津波防災の日（11月5日）等を実施し、情報伝達の向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 火災等予防対策

項目	実施担当
1 火災の防止	消防本部
2 建築物の不燃化等の促進	建設経済部、消防本部
3 防災空間の整備・拡大	建設経済部
4 消防力の強化	消防本部、消防団

地震発生時における地震火災を最小限に抑えるため、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や初期消火対策を講じるとともに、建築物の不燃化促進、防災空間の整備・拡大等の地震火災予防対策を推進する。

また、消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

1 火災の防止（消防本部）

市は、次のとおり火災の防止対策を推進する。

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対策する指導

- (ア) 出前講座等の講習により、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱方法について指導を行い、火災の防止に努める。
- (イ) 住宅火災による死傷者の低減に有効な手段である住宅用火災警報器の設置促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。
- (ウ) 復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火・防災対策の確立

防火管理者、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者、防災管理者を選任し、消防計画や防災計画を作成させることにより、防火・防災管理体制の確立を図る。

また、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火・防災対策の強化を図る。

- (ア) 計画に基づいた消火、通報及び避難訓練の実施
- (イ) 火気の使用又は取扱に関する監督の強化
- (ウ) 消防用設備等の点検整備
- (エ) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (オ) 収容人員の管理、防火管理上必要な業務
- (カ) 自衛消防組織の組織強化及び訓練

ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

全国的に実施される春・秋の火災予防運動期間中を重点的に消防法第4条の規定に基づいて、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、火災予防の徹底を図る。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指

導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。また、富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）に規定されている少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについて、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織を指導する。

2 建築物の不燃化等の促進（建設経済部、消防本部）

市は、市街地における延焼防止を次により推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域、準防火地域内の指定を行い、建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

なお、本市における指定地域は次のとおりである。

地域区分	面積	決定年月日	地域の範囲
防火地域	5.4ha	昭和63年8月5日	大堀土地区画整理区域内にある商業地域
	3.7ha	平成17年1月7日	青木土地区画整理区域内にある商業地域
準防火地域	13.0ha	昭和48年11月30日	青堀駅周辺及び県道富津公園線の沿線
	3.1ha	昭和48年12月25日	大貫駅周辺の商業地域
	7.0ha	平成4年3月24日	青木土地区画整理区域内にある近隣商業地域
	6.0ha	平成17年1月7日	〃

(2) 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定による、いわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

また、併せて同法第23条の規定による外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大（建設経済部）

市は、災害による被害を最小限に食い止めるため、関係機関との連携を密にして防災空間の整備・拡大を推進する。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所又は延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として、防災施設の整備や火災に強い樹木の植栽の促進など、防災効果の高い公園の整備に努める。

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

(3) 河川の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川改修等の促進を図る。

4 消防力の強化（消防本部、消防団）

市は、大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるとともに、市町村相互間の応援体制など関係機関と連携した体制整備を推進する。

(1) 常備消防の強化

消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努めて体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図る。

また、消防ポンプ車及び高規格救急車等、各種災害に対して必要な車両、資機材の計画的な更新整備に努める。

(2) 消防団の充実・強化

地域に密着した防災活動を実施するため、分団消防車及び小型動力ポンプ等資機材の計画的な更新整備に努める。

また、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

消防団員の確保に当たっては、次のことに留意する。

ア 消防団に関する市民意識の高揚

イ 処遇の改善

ウ 消防団の施設・設備の改善

エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

オ 機能別消防団員・分団の採用促進

(3) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、消火栓、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(4) 教育訓練

市は、火災その他の災害に対処するに当たり、保有する消防機械器具を活用し、消防力を効果的に発揮するため、おおむね次のとおり教育訓練を実施する。

ア 予防研修

(ア) 消防関係法令について随時研修を実施し、法令に対する理解を深める。

(イ) 防火対象物、危険物施設等について消防職員の立入検査（消防法第4条及び第16条

の5)を行うに当たり、その査察技術の研修を実施し、統一見解をもって防火指導を行う。

イ 消防活動訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、市民の生命、身体、財産を保護するため、次により消防活動の訓練を実施する。

(ア) 操法訓練（消防署、消防団）

各任務分担の業務に習熟し、火災防ぎょが円滑かつ確実に行われるよう実施する。

(イ) 機関運用、放水訓練（消防署、消防団）

車両の運転について交通輻輳地等の安全・確実・迅速を主眼として実施し、また消防ポンプの取扱、構造の熟知について放水訓練を実施する。

(ウ) 救助訓練（消防署）

火災その他の災害で、人命救助を目的とした想定により実施する。

(エ) 消防訓練（消防署）

学校、病院、工場、事業所、大型商業施設等において、訓練指導要請又は必要に応じて出向して実施するもので、民間協力の普及と防火知識の向上に資する。

(オ) 水難救助訓練（消防署）

毎年6～7月に潜水訓練を実施するとともに、消防隊等と連携訓練を実施し、水難救助体制を構築する。

(カ) 非常招集訓練（消防署、消防団）

災害時に消防隊の迅速な警備体制を整えるため、非常招集を発令し、通信伝達、参集時間について訓練を実施する。

消防団については、消防団の事業計画に基づき実施する。

(キ) 火災防ぎょ訓練（消防署、消防団）

建物火災をはじめ各種火災に対応するため、毎月目標を定め年間を通して実施する。

ウ 出向研修

(ア) 消防大学校

幹部職員を派遣し、各科について高度な研修を受講させ、その資質の向上と指導力の養成に努める。

(イ) 千葉県消防学校

千葉県消防学校の教育訓練計画に基づき、消防職員を研修させ、資質の向上と消防行政の円熟に努める。また、消防団員の特別教育を推進する。

(ウ) その他

必要に応じて、専門技術の修得について職員を研修させる。

エ 災害応援ボランティア

災害時に災害救助活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

オ 職場研修

ア、イ及びエの各研修以外においても積極的に各種研修を実施する。

(5) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

(6) 消防思想の普及

各種の行事等を行い消防思想の普及徹底を図る。

- ア 春秋2回の火災予防運動を実施する（各1週間）。
- イ 県消防大会及び県操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- ウ 各種講習会等を開催する。
- エ 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(7) 広域消防応援体制への対応

ア 市町村相互の応援体制

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により千葉県広域消防相互応援協定が締結されていることから、その運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

イ 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目、並びに「大規模特殊災害時における広域航空消防応援富津市事前計画」に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

(8) 自衛消防隊の結成及び指導

公設消防機関以外の消防力として事業所等における、自衛消防隊の結成及び指導に努めるとともに、要請により教育訓練を実施する。

(9) 警察との協力

消防組織法第42条の規定により消防と警察は相互に協力し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

第4節 建築物等の耐震化・安全化の促進

項目	実施担当
1 市街地の整備	建設経済部
2 建築物等の耐震対策	全庁
3 ライフライン等の耐震対策	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、君津土木事務所)
4 道路及び交通施設の安全化	建設経済部、(君津土木事務所、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)
5 港湾施設等の安全化	建設経済部、(木更津港湾事務所)
6 危険物施設の安全化	消防本部

市街地の中には、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

このため、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、建築物等の耐震対策等を進め、地震に対する安全性の向上を図る。

また、ライフライン施設の耐震性の強化、道路及び交通施設、港湾施設等、危険物施設の安全化を図ることによって都市防災を推進する。

1 市街地の整備（建設経済部）

市は、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図り、また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

2 建築物等の耐震対策（全庁）

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

このため市は、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るとともに、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上に向けた施策を推進する。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び千葉県耐震改修促進計画の趣旨を踏まえて策定した「富津市耐震改修促進計画」に基づき、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修を以下のとおり推進する。

ア 公共建築物（鉄筋コンクリート造）

震災時において防災拠点や避難場所となる庁舎・学校等、市が所有する公共建築物については、耐震診断・耐震改修の推進に努める。特に学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、市立学校について、吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

また、社会教育施設である公民館等についても、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、計画的な耐震化を進める。

イ 民間建築物（鉄筋コンクリート造）

過去の大規模な地震において民間の鉄筋コンクリート建築物等も大きな被害を受けているため、病院、デパート等について、その所有者又は管理者が耐震診断・耐震改修を実施するよう推進に努める。特に、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するため、特定建築物の所有者等に対しては、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。

ウ 木造住宅

地震防災マップ等を活用して、木造住宅を有する市民に対して地震が住宅に及ぼす被害の基礎知識を認識させ、自分が住んでいる住宅の安全性についての自己診断と補強の知識の普及を図っていく。また、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業を市民等に周知し、制度の活用を促進する。

(2) 文化財の防災対策

文化財保護のための防災対策に努める。

(3) 高層建築物における対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進等に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し、対策を進める。

(4) ブロック塀等倒壊防止の推進

昭和53年の宮城県沖地震ではブロック塀等の倒壊により、多数の死傷者が発生した。

このため、施工業者や市民に対し、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」等に基づいた正しいブロック塀等の施工方法等を紹介し、安全なまちづくりのための指導を行う。

また、小学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(5) 落下物対策

「千葉県落下物防止指導指針」を踏まえ、商業地域など人通りの多い道路や市が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

ホームページ、広報紙及び市民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の普及・啓発に努める。

また、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の普及・啓発に努める。

3 ライフライン等の耐震対策

震災時に上下水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けると生活機能を麻痺させるばかりでなく、応急対策を実施する上で大きな支障となる。このようなことから、各ライフライン事業者は、施設の耐震性の強化を図り、地震に強いライフラインづくりに努める。

また、千葉県ライフライン対策連絡協議会等と連携し、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進する。

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があるため、かずさ水道広域連合企業団は、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新する。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図る。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる機能を持つ水道の確保を図る。

(2) 下水道施設

君津富津広域下水道組合は、ポンプ場及び処理場内の重要施設については耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図る。

機能の充実に当たっては、補修の容易な構造を基本とし、復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、耐津波対策も考慮し、地震時においても必要最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能維持に努める。

(3) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保を図る。

また、事故の未然防止を図るため、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(4) ガス施設

東京ガス株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

(5) 電話施設

東日本電信電話株式会社等は、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。このことから、各ライフライン事業者は、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備を進める。

4 道路及び交通施設の安全化（建設経済部）

道路、鉄道等は、震災時において、被災者の救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っている。これらの施設が、地震で被害を被った場合、応急・復旧対策の支障となり、都市機能の麻痺にもつながることから、災害に強い道路の整備に努める。

(1) 道路橋りょう等

ア 現況

市管理の市道の地震発生による被害は、縦亀裂、陥没、沈下及び隆起と高盛土部では、地すべり等が、また、切土部、山すそ部においては土砂崩落、落石等の発生することが予想される。

橋りょうについては、落橋防止装置等の対策が必要なものもある。

イ 道路橋りょう等防災対策

市は、土砂崩落、落石等の危険箇所については、法面防護工の設置、吹付工等を実施する。また、橋りょうやトンネルの長寿命化及び耐震化対策を図り、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

ウ 道路の整備促進

市は、道路の耐震対策を実施して安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化や被災地域の復旧復興に資する幹線道路の整備を促進する。

(2) 東日本高速道路株式会社の道路施設

ア 現況

市内には、館山自動車道（富津中央インターチェンジ－富津竹岡インターチェンジ）及び富津館山道路（富津竹岡インターチェンジ－富津金谷インターチェンジ）が通っている。

イ 耐震性と施設の安全対策

東日本高速道路株式会社は、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。また、橋りょう等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

(3) 鉄道

ア 現況

市内の鉄道は、JR内房線（単線）が縦断し、駅舎数6を有している。

イ 施設の耐震性と安全対策

東日本旅客鉄道株式会社は、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき、耐震列車防護装置整備の改良や構造物の耐震化を推進し、災害時の安全確保に努める。

5 港湾施設等の安全化（建設経済部）

(1) 港湾施設の整備

市は、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、県による耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等の促進を図り、港湾機能の確保に努める。

なお、市内の耐震強化岸壁は次のとおりである。

施設名	対象船舶	水深	バース数	延長	備考
木更津港富津地区	5000D/W ※	7.5m	1	130m	供用中

※ D/W：重量トン

(2) 漁港施設の整備

市は、大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資材、緊急物資等の海上輸送の拠点として漁港施設の整備に努める。

6 危険物施設の安全化（消防本部）

(1) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、市は、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ・継手等の変形、破損、漏えいを防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ控え壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止時等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに、従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(2) 少量危険物施設関係

富津市火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、市は、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 無届出施設の防止に努め、富津市火災予防条例に定める貯蔵又は取扱の技術上の基準遵守を指導する。

(イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

(ア) タンクの前弁及び注入口の弁又は蓋は、危険物若しくは指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は、閉鎖するように指導する。

(イ) 地震後の異常の有無確認の実施及び応急措置について指導する。

(ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

第5節 土砂災害等予防対策

項目	実施担当
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	総務部、建設経済部、消防本部、（県土整備部、君津土木事務所）
2 地盤沈下の防止	建設経済部、（君津土木事務所）
3 液状化対策の推進	建設経済部、（かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、君津土木事務所）
4 地籍調査の推進	建設経済部
5 河川、ため池施設の安全化	建設経済部、（君津土木事務所）

地震に伴う地盤災害による人的、物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。

1 土砂災害の防止・孤立集落対策（総務部、建設経済部、消防本部）

(1) 危険箇所の調査・把握

市は、県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、資料4-2のとおりであり、市は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

◆土砂災害防止法に基づく区域指定

① 土砂災害警戒区域の指定

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害のおそれのある区域について知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

② 土砂災害特別警戒区域の指定

「土砂災害特別警戒区域」は、建物が破壊され、市民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

(3) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所、避難場所及び情報伝達体制等を掲載した土砂災害ハザードマップ、広報紙、パンフレットの配布、ホームページへの掲載等により周辺住民

に対する周知徹底と併せ、広く市民への周知に努める。

(4) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

震度5強以上の地震が発生した場合、県及び国土交通省は、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、土砂災害危険箇所の緊急点検を実施するため、市はこれに協力する。

(5) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。市は、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づく地震等発生後の土砂災害警戒情報暫定基準を把握し、地震等発生後の土砂災害警戒情報の的確な活用を図る。

(6) がけ地近接等危険住宅の移転促進

市は、建築基準法による建築制限される区域又は土砂災害特別警戒区域内の居住用建物について、がけ地近接危険住宅移転事業制度に基づき移転を促進する。

(7) 各種保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するものである。市は、防災関係機関と連携して地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、次のとおり効果的な防止工事等の促進を図る。

ア 地すべり防止対策

地すべりによって発生する土砂災害を未然に防止するため、地すべり防止工事の促進を図る。

なお、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定による地すべり防止区域の指定は資料4-3とおりである。

また、指定を要する危険箇所は資料4-4のとおりであり、今後の調査により区域指定の促進を図るものとする。

イ 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地等の調査

自然がけ及び宅地造成等によって形成される人工がけの実態の把握に努めるため、君津土木事務所・同天羽出張所と総務部、建設経済部、消防本部の合同で毎年1回実態調査を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所は、資料4-5、4-6のとおりである。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、市長と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

(ウ) 急傾斜地崩壊防止工事

崩壊防止工事については、急傾斜地崩壊危険区域内において土地所有者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、かつ、地域住民の協力が得られるものから順次実施していく。

なお、防止工事の実施については、原則として国・県の補助事業を受けて行う。

ウ 土石流、山地災害対策

土石流が発生するおそれの高い箇所における防止工事及び山地災害危険防止における治山事業の実施を推進する。

なお、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区及び山腹崩壊危険地

区は資料 4-7～4-10 のとおりであり、防止工事の施工については、国及び県が実施する。

エ 宅地造成地災害対策

危険が予想される地域の実態を十分調査し、関係法令に基づき防止対策を検討するとともに、「富津市宅地開発事業指導要綱（平成 10 年富津市告示第 35 号）」により防災措置を講じるよう指導する。

また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップの作成に努める。

オ 土・砂・砂利採取場災害対策

採取場における災害を未然に防止するため採取場の危険箇所を発見したときは、県に通報し、安全対策の推進に努める。

なお、採取場跡地については、立入防止柵等を設けるよう採取業者に対して指導の徹底を図る。

(8) 孤立集落対策の推進

市は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策の実施に努める。

2 地盤沈下の防止（建設経済部）

市は、地盤沈下防止のため、長期的に沈下状況を把握しながら、県と連携した適切な対策の実施に努める。

なお、本市は次のとおり千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）に基づく地下水汲上げ規制の指定地域となっている。

(1) 許可基準 ストレーナの位置 350m 以深

吐出口断面積 21 cm² 以下

(2) 規制対策 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水

3 液状化対策の推進（建設経済部）

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋りょう等の公共土木施設については、その機能の維持や早期復旧が市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものである。

このため市は、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

(1) ライフライン施設、公共土木施設の液状化対策

液状化現象の発生が予想される地域については、地震時に発生する液状化現象や対策に関する九都県市の共同研究の成果等を踏まえ、その結果を施設整備等に活用するものとする。

ア 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋りょう等）についての液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法があり、状況に応じて適切な対策を講じる。

イ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別され、状況に応じて適切な対策を講じる。

(2) 液状化対策の広報・周知

県が作成した液状化しやすさマップを活用し、地域の液状化リスクの把握、地盤調査、液状化対策工法の採用等を市民等に啓発する。

4 地籍調査の推進（建設経済部）

市は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、地籍調査の実施を推進する。

5 河川、ため池施設の安全化（建設経済部）

市は、地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、県と連携のもと、耐震性の強化等の措置を講じる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を行う。

第6節 帰宅困難者等対策

項目	実施担当
1 一斉帰宅の抑制	総務部、建設経済部、教育部
2 帰宅困難者等の安全確保対策	
3 帰宅支援対策	総務部
4 関係機関と連携した取組み	

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者^{*}の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、周辺市等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例（平成25年千葉県条例第59号）に定めるところにより、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

※ 帰宅困難者の定義：

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

1 一斉帰宅の抑制（総務部、建設経済部、教育部）

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して、「群衆雪崩等、一斉行動にはリスクがあること」や「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、次のとおり、一斉帰宅の抑制のための対策を講じる。

(1) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要であるため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、J-anpi、ツイッター・Facebook・LINE等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要であるため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、ホームページ等を活用して主体的に提供していく。

また、県や関係機関と連携して緊急速報メール（エリアメール）、富津市安全安心メール、防災ポータルサイト、ツイッター・Facebook・LINE等のSNSやデジタルサイネージ^{*}などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：

屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、**一般家庭**以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発

信するもの。

(3) 企業、学校等における施設内待機のための対策

企業、学校等に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

なお、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

2 帰宅困難者等の安全確保対策（総務部、建設経済部、教育部）

市は、帰宅困難者等の安全確保のため、一時滞在施設の確保や企業、学校など関係機関における訓練の実施を促進する。

(1) 一時滞在施設の確保と周知

耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努める。

また、指定した一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図るとともに、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

また、大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

(3) 企業、学校等における訓練実施の要請

企業、学校等に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集・伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

3 帰宅支援対策（総務部）

市は、県と連携のもと、市内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

4 関係機関と連携した取組み（総務部）

市は、大規模な地震等の際に発生が見込まれる帰宅困難者等について、発災時の混乱を防止するとともに、一人でも多くの者が安全に帰宅できるよう、関係機関と連携して帰宅困難者等の課題について情報交換や意見調整を行い、具体的な帰宅困難者等対策を検討・実施する。

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発

を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

必要に応じて市が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項目	実施担当
1 要配慮者全般への対応	総務部、健康福祉部、消防本部、（君津健康福祉センター、社会福祉協議会）
2 避難行動要支援者への対応	
3 社会福祉施設等における防災対策	健康福祉部、総務部
4 外国人への対応	市民部、健康福祉部、総務部

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。また、障がい者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がい者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要であったこと等を踏まえ、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

1 要配慮者全般への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）

市は、次のとおり、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

(1) 要配慮者の把握と地域における支援体制の整備

自主防災組織等の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、地域全体で要配慮者の把握に努め、これらを支援するための情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

また、地域における避難誘導及び安否確認等のリーダーの育成を促進し、実効性のある避難誘導、支援体制の構築を目指すものとする。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れるとともに、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

(2) 高齢者等避難の情報伝達

要配慮者について、その状態や特性に応じ、**防災行政無線**、緊急速報メール（エリアメール）、**富津市安全安心メール等**を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努める。

(3) 防災設備等の整備

ひとり暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努める。

また、在宅者の安全を図るため、住宅用自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置、普及に努める。

さらに、人工呼吸器や酸素濃縮器など電気式医療機器を使用する在宅の高齢者や障がい者等に対する非常電源装置等の購入補助制度を検討する。

(4) 防災知識の普及、防災訓練の充実

要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対する分かりやすい表記に配慮した広報紙やパンフレットの配布等により、災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけ、要配慮者等の防災対応力の強化を図る。

(5) 避難施設等の整備

避難所内への福祉避難室の確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等の福祉避難所としての指定を推進し、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備を検討する。

さらに、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保を図るとともに、要配慮者が避難生活を送るために必要となる次の物資等をあらかじめ避難所等へ配備するように努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

イ ミルク、**哺乳びん等**の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

ウ 食物アレルギー対応食品

(6) 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや君津健康福祉センター、市社会福祉協議会等の福祉関係機関の地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

2 避難行動要支援者への対応（総務部、健康福祉部、消防本部）

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「取組指針」という。）や県が作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（以下、この節において「手引き」という。）を参考として作成した、「富津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、円滑、迅速な避難のために特に支援が必要な者を避難行動要支援者として把握し、災害対策基本法第49条の10及び取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとする関係者と連携して、発災時に迅速な対応がとれるように備える。

(1) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定める。その上で、本計画の低位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 地域における支援体制の整備

災害時に避難行動要支援者を援護する情報伝達、救助等の体制整備を図るものとし、避難支援等関係者の確保に努め、地域住民の協力を幅広く得るものとする。また、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるため、避難行動要支援者本人の同意がある場合はあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階でしておくこととし、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難誘導に当たる者の危険を回避するため、避難

支援等関係者には津波到達時間内での避難誘導に係る行動ルール等があることを理解してもらうよう努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成等

災害対策基本法第49条の10から同条の12、第56条第2項及び第50条第2項の規定による避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏えい防止措置並びに避難支援等関係者の範囲等は、下表に定めるとおりとする。

項目	内容
避難行動要支援者名簿に掲載する者	<p>在宅で生活する次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要介護3以上の者 ○身体障害者手帳1級及び2級の者 ○療育手帳A判定の者 ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 ○上記のほか、支援を希望する者で市長が認める者
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員 ○市社会福祉協議会 ○地区社会福祉協議会 ○消防本部 ○消防団 ○富津警察署 ○自治会 ○自主防災組織 ○市長が認める民間支援団体
名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○電話番号その他の連絡先 ○避難支援等を必要とする事由 ○生命を維持するために必要な機器利用の有無等、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 <p>災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、内部で保有する個人情報を利用するものは下記のとおり。また、必要に応じて県に対し、要配慮者に関する情報の提供を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳データ ○障害者手帳交付台帳データ ○富津市要援護者地域見守り事業データ ○介護保険認定者データ
名簿の更新、提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回（3月1日、9月1日現在）更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。 ○市は避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○関係職員及び関係者への指導、啓発等の実施 ○避難支援等関係者以外への閲覧等の禁止
避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮	<p>第3章 第5節「1 要配慮者の避難支援」に定める。</p>
避難支援等関係者の安全確保措置	<p>本節 2「(2) 地域における支援体制の整備」に定める。</p>

(4) 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定に努める。

個別避難計画には、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとし、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定するものとする。

3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、総務部）

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 防災施設等の整備

社会福祉施設の利用者は、一般に要配慮者であることから、当該施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を盛り込んだ非常災害に対する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携を密にし、入所者等の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識について理解や関心を高め、災害時に適切な行動がとれるよう、防災教育や防災訓練を定期的実施する。

4 外国人への対応（市民部、健康福祉部、総務部）

(1) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 避難所等における対応

市は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から県が行う派遣制度についての情報収集を図る。

また、県と連携のもと、日本語の理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第8節 情報連絡体制の整備

項目	実施担当
1 県の災害通信施設	総務部、消防本部
2 富津市防災行政無線	
3 通信施設・機器の整備	
4 アマチュア無線の活用	総務部
5 非常通信体制の強化	総務部、消防本部
6 その他の伝達手段の充実・強化	全庁

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、災害発生時における情報連絡体制を確立する。

1 県の災害通信施設（総務部、消防本部）

(1) 千葉県防災行政無線の活用

市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡に当たっては、千葉県防災行政無線を最大限活用する。

(2) 千葉県防災情報システムの活用

市は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での迅速な情報受伝達、情報の共有化を図るため、千葉県防災情報システムを活用する。

2 富津市防災行政無線（総務部、消防本部）

市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充に努める。

同報系無線局については、デジタル化を推進し、子局を利用した双方向通信の実現により情報の伝達、収集手段の多ルート化を図る。

また、移動系無線局については、通信体制を確立するため、免許更新時期を踏まえ、電波法令に適合した機器の整備を図る。

3 通信施設・機器の整備（総務部、消防本部）

市は、通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

また、既設の通信機器及び器材が常に活用できるよう、定期又は随時に点検整備を行う。

さらに、災害時の現場等との連絡体制を効果的に行うため、移動系の無線機や無線機搭載車両の配備計画（各班、拠点への割り当て）を作成しておくとともに、無線機の操作方法を職員に普及する。

4 アマチュア無線の活用（総務部）

市は、市内のアマチュア無線局と平時より連絡を密にし、非常通信確保の強化を図る。

5 非常通信体制の強化（総務部、消防本部）

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が

使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

6 その他の伝達手段の充実・強化（全庁）

市は、次のとおり伝達手段、情報収集体制等の充実・強化に努めるとともに、IP 電話、衛星携帯電話や CATV、インターネット、コミュニティ FM、SNS 等の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。

(1) 災害時優先電話の改良

本部事務室等において、限定される災害時優先電話回線を効果的に運用できるように、優先電話の接続システムの改良を推進する。

(2) 市民への情報伝達体制

市民等に富津市安全安心メールや千葉県防災メール等への登録を推進するほか、緊急速報メール（エリアメール）の内容を周知し、緊急情報の一斉伝達及び避難の円滑化等を促進する。

また、市ホームページによる災害情報の提供に努めるほか、防災行政無線テレホンサービスや J-ALERT の緊急放送について市民等に周知するとともに、富津市安全安心メールと連動したツイッター・Facebook・LINE 等の SNS の発信について検討を進める。

さらに、過去の災害で、避難所等における情報伝達としての役割の一端を担ったコミュニティ FM の活用方法についても検討を進める。

なお、避難行動要支援者には災害時に情報が伝達されにくいいため、情報提供の方法について、工夫を図り、必要とする情報の提供に努める。

(3) 地区情報収集体制の充実

各地区の情報収集を迅速に行うため、消防団無線を活用した消防団の情報収集・報告訓練を継続的に実施する。

また、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

(4) 災害情報集約体制の強化

災害対策本部設置時の本部事務室において各部及び関係機関からの各種情報を効率的かつ円滑に集約・分析するため、情報班及び各部の本部連絡員予定職員による情報集約訓練に努める。

また、テレビ会議システムの整備を推進するとともに、既存の各種地理情報システム（課税課 GIS 地図情報システム、道路台帳システム）等を統合し、災害情報を効率的に集約できるシステム（統合型 GIS 等）の導入を検討する。

第9節 物資・物流、輸送体制の整備

項目	実施担当
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	総務部
2 医薬品等の確保体制の整備	健康福祉部、（君津健康福祉センター）
3 緊急輸送体制の整備	総務部、建設経済部、教育部

市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達及び物流並びに輸送に係る体制の整備を図る。

また、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（総務部）

市は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄目標

「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づく、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

◆備蓄品目と備蓄目標（参考値）

品目	算定式	目標量	現物目標 (60%)	流通目標 (40%)	備考
食料（一般向け）	$2.12 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.694$	62,000 食	37,200 食	24,800 食	3～69 歳人口比 69.4%
食料（要配慮者）	$2.12 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 0.306$	27,000 食	16,200 食	10,800 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者人口比 30.6%
飲料水	$2.12 \text{ 万人} \times 70\% \times 2 \text{ 本} \times 3 \text{ 日}$	89,000 本	53,400 本	35,600 本	ペットボトル
毛布	$2.12 \text{ 万人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}$	10,600 枚	6,360 枚	4,240 枚	—
トイレ	$2.12 \text{ 万人} \div 60 \times 0.955$	300 基	180 基	120 基	簡易トイレ（60 人に 1 基） 紙おむつ利用者を除いた人口比
生理用品	$2.12 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.042$	8,000 枚	4,800 枚	3,200 枚	12～51 歳女性人口比 16.8% $\div 4 \div 4 = 4.2\%$ 相当、1 日 6 枚
紙おむつ（乳幼児）	$2.12 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.017$	3,200 枚	1,920 枚	1,280 枚	0～3 歳人口比 1.7% 1 日 6 枚
紙おむつ（大人） テープ型	$2.12 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.028$	5,300 枚	3,180 枚	2,120 枚	要介護 3 以上人口比 2.8% パンツ 1 日 2 枚パット 1 日 6 枚 （セット）
紙おむつ（大人） 尿漏れパット	$2.12 \text{ 万人} \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 0.028$	5,300 枚	3,180 枚	2,120 枚	

<参考>

ブルーシート (防水シート)	2,12万人÷300×50 枚	3,500枚	2,100枚	1,400枚	1避難所当たり300人 1避難所につき50枚
-------------------	--------------------	--------	--------	--------	---------------------------

(注) 現時点は、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画(計画期間：平成25年度～平成28年度)」を参考に、備蓄品目と備蓄目標を参考値として設定

(注) 流通による備蓄目標(40%)の内訳は、千葉県10%、総務省消防庁10%を支援物資として確保し、協定締結先等からの応援物資として備蓄目標の20%を確保できるよう協定締結に努める。

(2) 備蓄意識の高揚

家庭や事業所等におけるローリングストック*法による「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパーや非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー、マスク、消毒液等)、その他生活必需物資を備蓄すること等、市民の備蓄意識の普及・啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

※ ローリングストック：

備蓄食品を回転(ローリング)させながら備蓄(ストック)するという意味で、日常的に消費する食品を多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを買いつことで、非常食を備蓄する方法。備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日常から食べ慣れたものを非常食にできる。

(3) 備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助の備蓄を補完するために行うが、市は基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(5) 災害時の物流体制の整備

平時から物資集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討することとし、選定した集積拠点を県へ報告する。

2 医薬品等の確保体制の整備（健康福祉部）

(1) 医薬品等の備蓄の推進

市は、君津木更津医師会及びNPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会と連携して、初動救護活動に必要な医薬品等の救護所への配備に努めるとともに、市内医薬品販売店等との協定締結を進め、流通備蓄の確保を図る。

(2) 医薬品及び応急医療資機材等の確保体制の整備

県は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給や医療救護活動の円滑な実施を図るため、君津健康福祉センター等に医薬品及び応急医療資機材等を整備している。

市は、平時から県と連携し、医薬品及び応急医療資機材等の確保に係る調整に努める。

3 緊急輸送体制の整備（総務部、建設経済部、教育部）

(1) ヘリコプター臨時離着陸場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するために、緊急時の離着陸場の現況確認、運用体制の確保に努める。特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

(2) 輸送拠点の整備

救援物資の受入れ、仕分け等を行う物資集積拠点（第3章 第9節「5 物資集積拠点の開設」参照）について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場等について平時から検討しておく。

(3) 車両等の確保体制の整備

災害対策車両を円滑に確保するため、市内の運輸事業者等と協議し、車両及びドライバー等を円滑に確保する体制の整備、協定の締結等を推進する。

第10節 防災施設、資機材等の整備

項目	実施担当
1 防災備蓄倉庫の整備	総務部
2 防災資機材の整備	総務部、消防本部
3 防災資機材の管理	
4 水防用資機材の整備	建設経済部
5 避難施設の整備	総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部
6 避難所開設・運営体制の整備	
7 防災拠点施設の整備	総務部、消防本部

災害から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設等における各種資機材等の整備が重要である。このため、災害応急対策に必要な防災拠点施設や資機材等を整備し、災害発生時に有効適切に使用できるよう点検整備を行う。

1 防災備蓄倉庫の整備（総務部、健康福祉部）

市は、震災時における防災用資機材等の円滑な供給の確保及び避難所となる学校施設等の収容人数を考慮した備蓄量の確保を図るため、市内に防災備蓄倉庫を設置しており、その整備状況は下記のとおりである。

防災備蓄倉庫名	所在地	鍵の保管場所
富津市総合防災備蓄倉庫	富津市下飯野 2509-1 (消防防災センター)	本庁、消防署本署
富津地区防災備蓄倉庫	富津市青木 1595-6	本庁、消防署本署
大佐和地区防災備蓄倉庫	富津市小久保 3016-1	本庁、中央公民館、消防署本署
天羽地区防災備蓄倉庫	富津市湊 296-5	本庁、消防署天羽分署
環地区防災備蓄倉庫	富津市上後 328 (環小学校)	環小学校
環南地区防災備蓄倉庫	富津市志駒 1189 (旧環南小学校)	本庁、消防団11分団、旧環南小学校
関豊地区防災備蓄倉庫	富津市豊岡 1432-1 (わかあゆの郷)	本庁、消防団12分団、わかあゆの郷
一般避難所用防災備蓄倉庫	富津市下飯野 1283-1 (富津中学校)	富津中学校
福祉避難所用防災備蓄倉庫	富津市岩坂 487-5 (カナリエ)	本庁、地域交流支援センター「カナリエ」

2 防災資機材の整備（総務部、消防本部）

市は、震災に備え、必要な防災用資機材の備蓄を行っており、備蓄品目、数量、備蓄場所等については今後とも適宜検討を行うこととする。各倉庫に備蓄している備蓄品の種類は資料3-1のとおりである。

なお、国による「物資調達・輸送調整等支援システム」により、県、市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。

3 防災資機材の管理（総務部、建設経済部、消防本部）

防災備蓄品の管理は原則として防災を主管する課で行うものであるが、多種多様にわたる備蓄品を有事の際有効的に活用するには、実際に使用する者が把握していなければならない。このため市は、現場サイドの消防や水防関係の職員を主に、年間計画により取扱等の訓練を実施するとともに、機械類（別表）の点検を消防本部において実施する。

なお、その内容は次のとおりとする。

(1) 備蓄品の点検

ア 備蓄品の点検は、機械器具の数量点検及び機能点検を月1回行う。

イ 点検時に異常が発見された場合は速やかに総務部長に連絡する。

別表

品名	点検内容
発電機	機能点検
投光器	〃
チェーンソー	〃
エンジンカッター	〃
可搬式ウインチ	〃

(2) 備蓄品の使用

倉庫内の物品の使用は、原則として総務部長の指示によるものとする。ただし、緊急の必要があるときに限り、消防長はこれを使用することができる。この場合において、消防長は速やかに総務部長に報告するものとする。

(3) 備蓄品移動の通報

総務部長は、備蓄品に移動があった場合は、消防長に通報しなければならない。

(4) 燃料の備蓄、調達について

機械類のための燃料の備蓄については、消防防災センター、消防署天羽分署に携行缶を配置し、通常の前備燃料のサイクルの中で常に新しいものを備蓄しておく。

また、災害時における公用車への優先給油、災害対策拠点への燃料供給について石油組合等と協議し、災害協定の締結を進めるほか、協定済みの公益社団法人千葉県 LP ガス協会と避難所等への燃料、燃焼器具等の供給要領を整備していく。

4 水防用資機材の整備（建設経済部）

市は、洪水、溢水に伴う水災の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震に伴う堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

5 避難施設の整備（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部）

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府（防災担当））」や「災害時における避難所運営の手引き（千葉県）」を参考にして避難所等の選定を行い、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設を整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

津波が発生又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

さらに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

また、指定避難所の整備等に当たっては、要配慮者の避難所としての利用を踏まえ、施設のバリアフリー化等に配慮するほか、次の点に留意するものとする。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能又は設備を有するものの指定に努める。

(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な非常電源設備の整備や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。

- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線 LAN 等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室の確保について考慮する。
- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。
- (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ク) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 避難路の整備

避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検・整備及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておくものとする。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

6 避難所開設・運営体制の整備（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部）

避難所の開設・運営及び避難所職員配備計画（第3章 第1節の2(12)参照）を適切かつ円滑に運用するため、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県）」等を参考にした「富津市避難所運営マニュアル」により、施設ごとの避難所開設・運営要領（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、**避難所開設・運営担当職員**への避難所開設・運営訓練（貸与する鍵の適切な管理等を含む。）等を推進する。

また、避難所となる学校については、文部科学省の「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」を活用して教職員等の協力体制を確保するほか、指定管理者制度を導入しているコミュニティセンター等については、施設管理者の協力体制を確保する。

その他、区（自治会）、自主防災組織、PTA 等と連携して、**避難所運営委員会**の組織化を推進し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。

7 防災拠点施設の整備（総務部、消防本部）

災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

(1) 災害対策本部機能の強化

災害によりライフラインが停止した場合にも災害対策本部機能を維持するため、本庁舎の自家発電設備や燃料タンクの点検保守等を適切に行うほか、災害対策本部室をはじめ、各班の対策に必要な電力配分を検討し、非常電源の有効活用が図れるように備える。

また、中枢機能となる本部会議室や災害対策本部事務局室を効果的に運用するため、本庁舎 **302 会議室** への情報コンセントや各種事務機器の配備計画を推進する。

(2) 支部機能の強化

災害対策支部の機能を強化するため、天羽行政センターについては、本部に準じて非常電源等の整備に努める。

(3) 地区防災拠点

施設としては、消防団詰所や、平時、市民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設で構成されるものが望ましい。

第11節 防災体制の整備

項目	実施担当
1 応急活動体制の整備	全庁
2 業務継続計画の策定等	

大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・県等からの広域応援体制を構築するため、平時から国、県、他市町村や市内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、防災体制の整備を行う。

また、大規模災害発生時には、応急対策や優先度の高い通常業務の継続を行うために限られた市の資源を有効に活用し、また、事前に資源が被災するリスクを軽減する必要があることから、業務継続計画を策定し、市の重要業務の継続性を向上させるものとする。

1 応急活動体制の整備（全庁）

市は、発災時に迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を推進するとともに、日頃から国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

(1) 防災関係機関の連携の強化

県及び防災関係機関と日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

(2) 災害対策本部の活動体制の整備

大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(3) 活動体制の整備

震度5弱の地震の発生や津波注意報又は津波警報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくとともに、災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討する。

(4) 応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保するとともに、応援受援計画の策定に努め、発災時に速やかに運用できる体制の整備を図る。

また、関係機関に対して計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努める。

(5) 事業者との連携

円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

2 業務継続計画の策定等（全庁）

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

市は、地震被害想定等を踏まえて、大規模地震時にも継続すべき優先度の高い通常業務及び災害応急対策業務を選定する。

(1) 業務継続計画の策定

実効性のある業務継続体制を確保し、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し等を計画的に推進するための業務継続計画を策定し、継続的な検討、見直しを行う。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、特に以下の重要6要素（11項目）について定めておくものとする。

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○首長不在時の代行順位

○休日・夜間等における災害発生を想定した災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の具体的な台数

○非常用発電機に必要な燃料の備蓄量（72時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。）

○職員のために必要な水・食料等の備蓄量

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○災害時に必要な通信機器の種類

オ 重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要となる重要な行政データの特定及び同時被災しないための保管方法

カ 非常時優先業務の整理

○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）の特定

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務等）

(2) 業務継続に必要な資源の確保・配分

非常時優先業務に必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、事前の準備体制や事後の対応力の強化を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項目	実施担当
1 災害対策本部設置前の初動体制	全庁
2 富津市災害対策本部体制	
3 職員の配備体制	
4 職員の動員	
5 各部の措置等	
6 災害救助法の適用	

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関の協力を得て、災害応急対策を速やかに実施する。

上記の対策を遂行するため必要がある場合は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部設置前の初動体制（全庁）

(1) 第1配備

市内で震度4若しくは長周期地震動階級3以上を観測したとき又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を公表したときは、防災安全課及び関係課等は、次の措置を講じる。

- ア 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- イ 被害状況の把握及び報告

(2) 第2配備

ア 市内で震度5弱を記録したとき、又は気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報若しくは津波警報を公表したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、市長が必要と認めたときは、防災安全課及び関係課等は、情報収集体制を強化する。

イ 防災安全課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。また、必要に応じ、県その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

(3) 勤務時間外の対応

夜間、休日等の勤務時間外において当直者及び警備員は、災害情報を収受した場合、速やかに防災安全課長に報告するとともに、指示に基づき関係機関等へ報告又は通報する。

2 富津市災害対策本部体制（全庁）

富津市災害対策本部（以下、本節において「市対策本部」という。）の組織及び編成は、富津市災害対策本部条例（昭和46年富津市条例第70号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 市対策本部の設置又は廃止とその基準

市長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により、市対策本部を設置する。

- ア 富津市内で震度5強以上を記録したとき。

- イ 気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に大津波警報を公表したとき。
- ウ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を公表したとき。
- エ 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を公表したとき。
- オ 地震に起因する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めたととき。

また、市対策本部を設置した後において、市の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、市対策本部を設置しておく必要がないと認めたとときは、市対策本部を廃止する。

なお、市長が不在等の場合は、次の順位で本部長の職務を代行する。

◆本部長の職務代行順位

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位以降	第3順位以降は富津市行政組織条例の機構順に企画政策部長及び各部長とする

(2) 設置又は廃止の通知

市長は、市対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。

- ア 県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
- イ 隣接市町

(3) 設置場所

市対策本部は、原則として本庁舎3階庁議室に設置する。なお、本庁舎が使用できない場合は、消防防災センター等に設置する。また、市本庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能が維持できない場合を考慮し、代替機能を持つ施設の整備を検討する。

なお、市対策本部を設置した場合は、適切な場所に「富津市災害対策本部」の標識を掲げる。

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害対策に関する重要な事項について審議決定する。

(5) 本部事務局

本部事務局は、総務部及び議会事務局等の職員をもって構成し、本部の運営に係る事務を総括する。

(6) 本部連絡員

本部連絡員は、部長が指名した職員（各部に1人）をもって充てる。

(7) 支部

天羽行政センターに支部を置き、責任者は天羽行政センター所長をもって充てる。

(8) 支部配置員

各部の長は、あらかじめ支部に配置する職員を指名しておくものとする。ただし、災害の発生場所や被害状況により、必要と認められる職員を支部に追加配置することができる。

(9) 連絡所

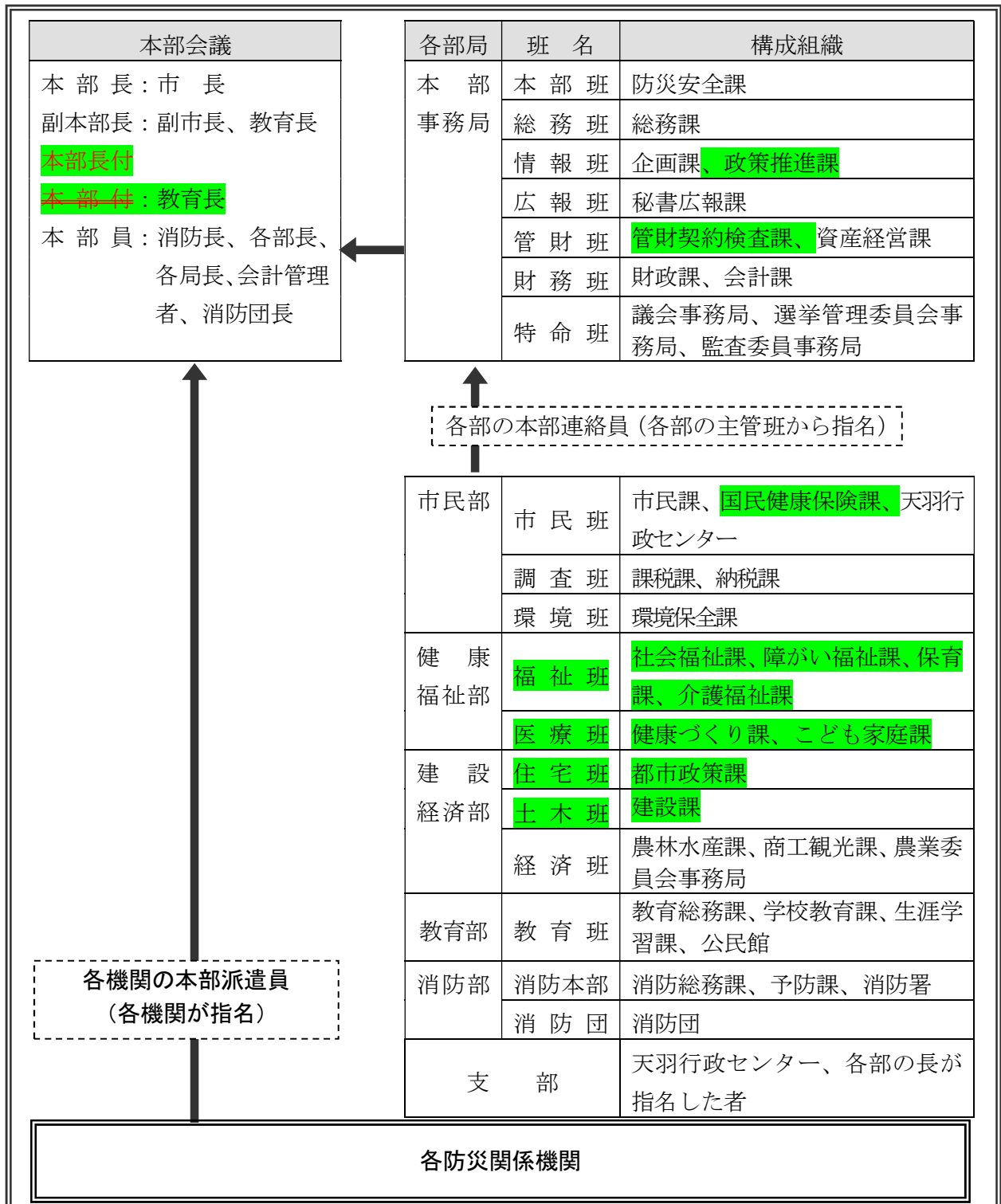
必要に応じ、支部の出先機関として連絡所を開設することができる。

(10) 各組織の連絡方法

- ア 本部長の命令又は本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。
- イ 各部及び各班で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長又は他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告する。
- ウ 上記イにより報告を受けた本部班長は速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達する。
- エ 上記ア～ウの規定は支部において準用する。

(11) 市対策本部組織編制表

ア 市対策本部の組織編制



イ 事務分掌

◆各部共通事務

	所 掌 事 務
各部主管班共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内の情報収集と集約に関すること。 ● 部内への指令等の伝達に関すること。 ● 部内の総合調整に関すること。 ● 部内の所掌事務の進捗管理に関すること。 ● 本部事務局との調整に関すること。 ● 本部事務局への報告（定時・臨時）に関すること。
各部・各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設・運営に関すること（消防部を除く。） ● 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び災害記録に関すること。 ● 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 ● 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関すること。 ● 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 ● 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること。 ● 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力 ◎ 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関すること。 ◎ 避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）

※ ● は初動期（災害発生から約3日間）から着手する業務

◎ は応急期（災害発生から約4日～2週間）から着手する業務

○ は復旧期（災害発生から約15日～4週間）から着手する業務

※「各部主管班」は、以下の各部局の表の最上段に記載の班とする。

※「班長」は、各班の構成組織の最上段に記載の課又は室・係の長とする。

◆本部事務局（局長：総務部長）

班 名	構成組織	所 掌 事 務
本部班	防災安全課 （兼務・併任職員含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部会議等の庶務に関すること。 ● 被害状況・応急対策実施状況の総括に関すること。 ● 地震・津波・気象情報等の収集に関すること。 ● 避難指示等の発令に関すること。 ● 防災行政無線の通信統制に関すること。 ● 各部との連絡、調整に関すること。
総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の動員及び配備調整に関すること。 ● 避難所派遣職員のローテーションに関すること。 ● 職員の安否、勤務状況の確認に関すること。 ● 県及び他自治体等への応援要請、受入れに関すること。 ● 自衛隊の災害派遣要請部隊の受入に関すること。 ◎ 災害対策従事者（職員等）の給食、健康管理に関すること。
情報班	企画課 政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通報等の受信、記録に関すること。 ● 各部及び関係機関からの各種情報（避難所の情報含む。）の収集と集約に関すること。 ● 上水道事業者との連絡調整に関すること。 ○ 災害復興計画の策定に関すること。

班名	構成組織	所掌事務
広報班	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害記録の総括に関する事。 ● 災害広報及び報道機関との連絡調整に関する事。 ○ 災害視察者等の対応に関する事。
管財班	管財契約検査課 資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部室の設置に関する事。 ● 市有車両の配車、緊急通行車両の届出、応援車両の確保に関する事。 ● 災害対策に伴う物品、燃料の確保、災害対策用の車両及び拠点施設等への供給に関する事。 ◎ 市有財産の被害状況のとりまとめに関する事。
財務班	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 各班の帳簿のとりまとめ(災害救助法様式)に関する事。 ◎ 災害関係の予算及び資金調達に関する事。 ◎ 義援金の受付・保管に関する事。
特命班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会との連絡調整に関する事。 ● 本部長の特命事項に関する事。

◆市民部（部長：市民部長）

班名	構成組織	所掌事務
市民班	市民課 国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ● 区長への協力依頼、連絡、調整に関する事。 ● 被災者、避難者情報のとりまとめに関する事。 ● 要配慮者（外国人）の支援に関する事。 ◎ 災害相談総合窓口の設置、運営に関する事。 ◎ 災害ボランティアに関する事。
	天羽行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 管内の各種情報の収集と集約、本部事務局への報告に関する事。 ● 地区内の広報、災害相談等の支援に関する事。
調査班	課税課 納税課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信の途絶や甚大な被害等で災害初期に状況が不明な地区の被害状況調査に関する事。 ◎ 被害家屋認定調査に関する事。 ◎ 罹災証明書及び被災証明書の発行に関する事。 ○ 固定資産税等の減免に関する事。
環境班	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺体の処置、埋火葬に関する事。 ● 環境汚染対策、放射線等のモニタリングに関する事。 ◎ 仮設トイレ・簡易トイレの配置計画、し尿の収集・処理に関する事。 ◎ 被災動物（ペット含む。）対策に関する事。 ◎ 防疫（消毒）に関する事。 ◎ 災害廃棄物の収集・処理に関する事。

◆健康福祉部（部長：健康福祉部長）

班名	構成組織	所掌事務
福祉班	社会福祉課 障がい福祉課 保育課 介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者（高齢者、障がい者）の支援に関する事。 ● 福祉避難所の開設・運営に関する事。 ◎ 応急保育に関する事。 ◎ 災害見舞金、弔慰金及び生活再建支援金の支給、義援金の配分・支給、災害救護資金の貸付に関する事。
医療班	健康づくり課 こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・救護に関する事。 ● 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の支援に関する事。 ◎ 防疫（保健衛生）に関する事。

◆建設経済部（部長：建設経済部長）

班名	構成組織	所掌事務
住宅班	都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事。 ● 下水道事業体との連絡調整に関する事。 ◎ 災害救助法による被災家屋の応急修理、住居障害物除去等に関する事。 ◎ 応急仮設住宅の確保、管理に関する事。 ◎ 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関する事。
土木班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、河川、港湾等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関する事。 ● 緊急輸送道路の確保に関する事。 ● 水防活動、土砂災害の警戒及び応急対策に関する事。
経済班	農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品及び生活必需物資の調達並びに避難所等への供給に関する事。 ● ため池・農業用水路の氾濫、山地災害等の警戒、二次災害防止に関する事。 ● 滞留旅客の一時滞在及び帰宅等の支援に関する事。 ◎ 農林水産業・商工業・観光業の被害調査、応急対策・復旧に関する事。

◆教育部（部長：教育部長）

班名	構成組織	所掌事務
教育班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関する事。 ● 児童等の一時預り、被災児童・生徒の調査に関する事。 ◎ 応急教育、学用品の調達に関する事。 ◎ 炊き出しの協力(学校調理場・器具の提供等)に関する事。 ◎ 学校施設の被害調査及び応急対策・復旧に関する事。 ◎ 物資集積拠点の開設・運営に関する事。 ◎ 文化財等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事。

◆消防部（部長：消防長）

班名	構成組織	所掌事務
消防本部	消防総務課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 救助・救急活動、消防活動に関すること。 ● 緊急消防援助隊等との連絡調整に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査に関すること。
消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所・区域等の巡視、避難誘導に関すること。 ● 消防活動に関すること。 ● 水防活動に関すること。 ◎ 行方不明者の捜索に関すること。 ◎ 火災調査等の協力に関すること。

◆支部（責任者：天羽行政センター所長）

構成組織	所掌事務
天羽行政センター 各部の長が指名した者	各部共通事務を準用する。

(12) 避難所開設担当職員

日中、夜間、休日等において地震等により大規模な災害が発生した場合に備え、各部局等の長は割り振られた避難所施設を開設・運営できるよう、避難所開設担当職員の選定及び班編成を毎年度行い、災害対応にあたるものとする。

なお、職員の動員方法及び避難所の開設要領は本節「4 職員の動員」及び本章「第3節 地震・火災避難対策」による。

3 職員の配備体制（全庁）

地震・津波災害の配備体制の基準は次のとおりとし、地震・津波災害時には、配備基準に基づき必要な配備体制をとるものとする。

なお、各部において、年度当初に職員の配備計画を立て所属職員に徹底しておくとともに総務部長（防災安全課）へ提出するものとする。

(1) 市対策本部設置前の配備基準

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
第1配備	① 市内で震度4を観測したとき。【自動配備】 ② 市内で長周期地震動階級3以上を観測したとき。【自動配備】 ③ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。【自動配備】	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課、防災安全課、秘書広報課、農林水産課、建設課、天羽行政センター、消防本部のうち消防長が指定する課
第2配備	① 市内で震度5弱を観測したとき。【自動配備】 ② 気象庁が津波予報区の「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③ 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】 ④ その他被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、庁議構成員、財政課、管財契約検査課、企画課、政策推進課、資産経営課、市民課、課税課、環境保全課、社会福祉課、健康づくり課、都市政策課、商工観光課、教育部のうち教育長が指定する課、各部の連絡員
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施する。 ※本部事務局には、連絡のみ行う。			

(2) 市対策本部設置後の配備基準

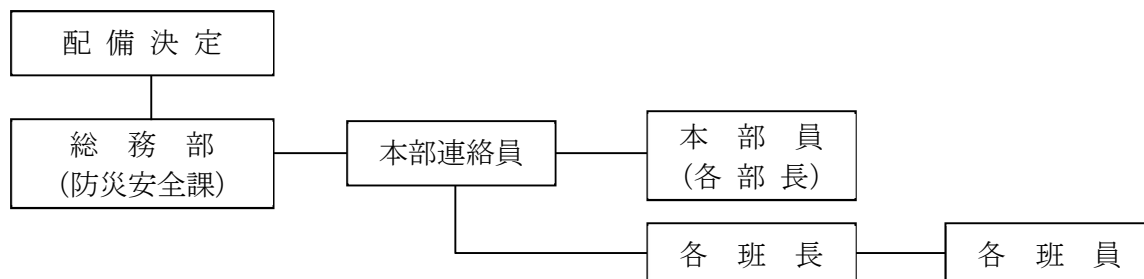
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	①市内で震度5強を観測したとき。【自動配備】 ②気象庁が津波予報区の千葉県内房又は東京湾内湾に大津波警報を発表したとき。【自動配備】 ③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。【自動配備】 ④内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき。【自動配備】 ⑤以下の(1)又は(2)に該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長が必要と認めたとき。 (1)特に大きな被害が発生したとき。 (2)大規模な停電・断水等が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各部長等が定める。	本部を構成するすべての機関
第4配備	①市内で震度6弱を観測したとき。【自動配備】 ②以下の(1)又は(2)に該当する場合で、市長が必要と認めたとき。 (1)広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)局地的であっても被害が甚大であるとき。	第3配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各部長等が定める。	本部を構成するすべての機関
第5配備	①市内で震度6強以上を観測したとき。【自動配備】 ②以下の(1)又は(2)に該当する場合で、市長が市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 (1)広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)局地的であっても被害が甚大であるとき。	市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部を構成するすべての機関
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると本部長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 部長は、災害の様態等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。			

4 職員の動員（全庁）

(1) 動員体制の確立

各部長は、配備の規模により動員の人員及びその方法並びに時間外を含めた動員の連絡方法をあらかじめ定めておき所属職員に周知徹底する。

(2) 伝達系統



(3) 伝達方法

市長（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（防災安全課）からの職員の配備指令の伝達は、次のうちで最も速やかに行える方法によるものとする。

○庁内放送 ○電話 ○防災行政無線 ○富津市安全安心メール ○広報車 ○使送等

(4) 自動配備による参集

地震・津波災害時における職員の動員は、原則として震度情報等による自動配備とする。各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは直ちに所定の配置場所に参集するものとし、夜間、休日等において災害の発生が予想され又は災害が発生した場合において、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から各自の配備基準に該当すると判断される場合は、自主登庁し、災害対策事務に支障のないように努めなければならない。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合、本節2(12)に定める避難所開設担当職員としてあらかじめ選定及び班編成された職員は、日中においては執務室及び来庁者の、夜間、休日等においては自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ向かい避難所を開設する。ただし、津波警報・注意報が発令中又は津波のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内へは進入せず、避難所へ向かう市民等に同区域内へ立ち入らないよう呼びかけを行うものとする。

(5) 動員報告

各部長は、職員を配備したときは、職員配備報告（資料1-1）を本部事務局（本部班）に提出するものとする。

なお、各部長及び各班長（課長）は、配備レベルごとに動員する職員及び担当業務を、平時から人事異動の度に整備しておくものとする。

5 各部の措置等（全庁）

(1) 各部長は、市対策本部が設置されると同時に本部連絡員を本部事務局に派遣し、緊密な連絡を保持するものとする。

(2) 配備要員及び本部連絡員は、災害の発生が予想される時又は災害が発生したときは、その所在を明らかにし所属部班長との連絡保持に努め、動員に応ずる態勢を整えるものとする。

(3) 災害応急対策活動を行うに当たり、各部班の職員で不足する場合、又は不足が予想される場合、当該部長は、本部長に対して応援要請書（資料1-2）により応援のための動員を求め

るものとする。

この場合、本部長は、各部長と協議し、緊急の業務等を有しない職員等に応援を命ずるほか、不足する場合は、県及び他市町村への応援要請（本章「第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築」参照）を行うものとする。

(4) 避難所が長期化する場合は、避難所派遣職員のストレス障がい等を回避するため、全庁的な職員ローテーションを実施する。

本部長は各部に担当する避難所を割り当て、各部長は避難所への派遣職員、スケジュールを整備し、避難所施設を管理する班と連携して、避難所運営を行う。

6 災害救助法の適用（全庁）

市は、地震、津波による被害が拡大した場合に、県に対して迅速に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要請し、災害に際して応急的に必要な救助を行い得る体制を整え、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は次のとおりである（平成27年10月1日現在）。

◆災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	60以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上 30以上	第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上 多数	第1条第1項第3号前段
災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき。 ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

(2) 被災世帯の算定

ア 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

◆被災世帯の算定基準

住家滅失 1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

(注) 床下浸水、一部損壊（準半壊等）は換算しない。

イ 住家滅失の認定

調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。

被害滅失、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当）」）によるが、住家被害の概要については、以下の表のとおりである。

◆住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家が滅失したもの (全壊、全焼又は流失)	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のも
住家が半壊、半焼する等 著しく損傷したもの (半壊又は半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のも このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の10%以上20%未満のも
住家の床上浸水 土砂竹木の堆積等	住家が床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1) 住家とは現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取り使われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家として取り扱う。

世帯とは生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(3) 災害救助法の適用手続き

市長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって報告し、後日、文書により改めて処理する。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号）第5条の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

なお、災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととし、実務は、本部事務局（本部班）が当たる。

(4) 救助の実施

ア 実施機関

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長が応急措置を実施する。

イ 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災者の救出

(カ) 被災した住宅の応急修理

(キ) 学用品の給与

(ク) 埋葬

(ケ) 死体の捜索及び処理

(コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ウ 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、資料5-8のとおりである。

なお、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）別表第一により救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2節 情報収集・伝達体制

項目	実施担当
1 通信体制	本部班、情報班、消防本部、消防団
2 地震・津波情報等の収集・伝達	
3 被害情報の収集	全庁
4 被害状況の報告、通報	本部班、消防本部
5 災害時の広報	広報班
6 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民班

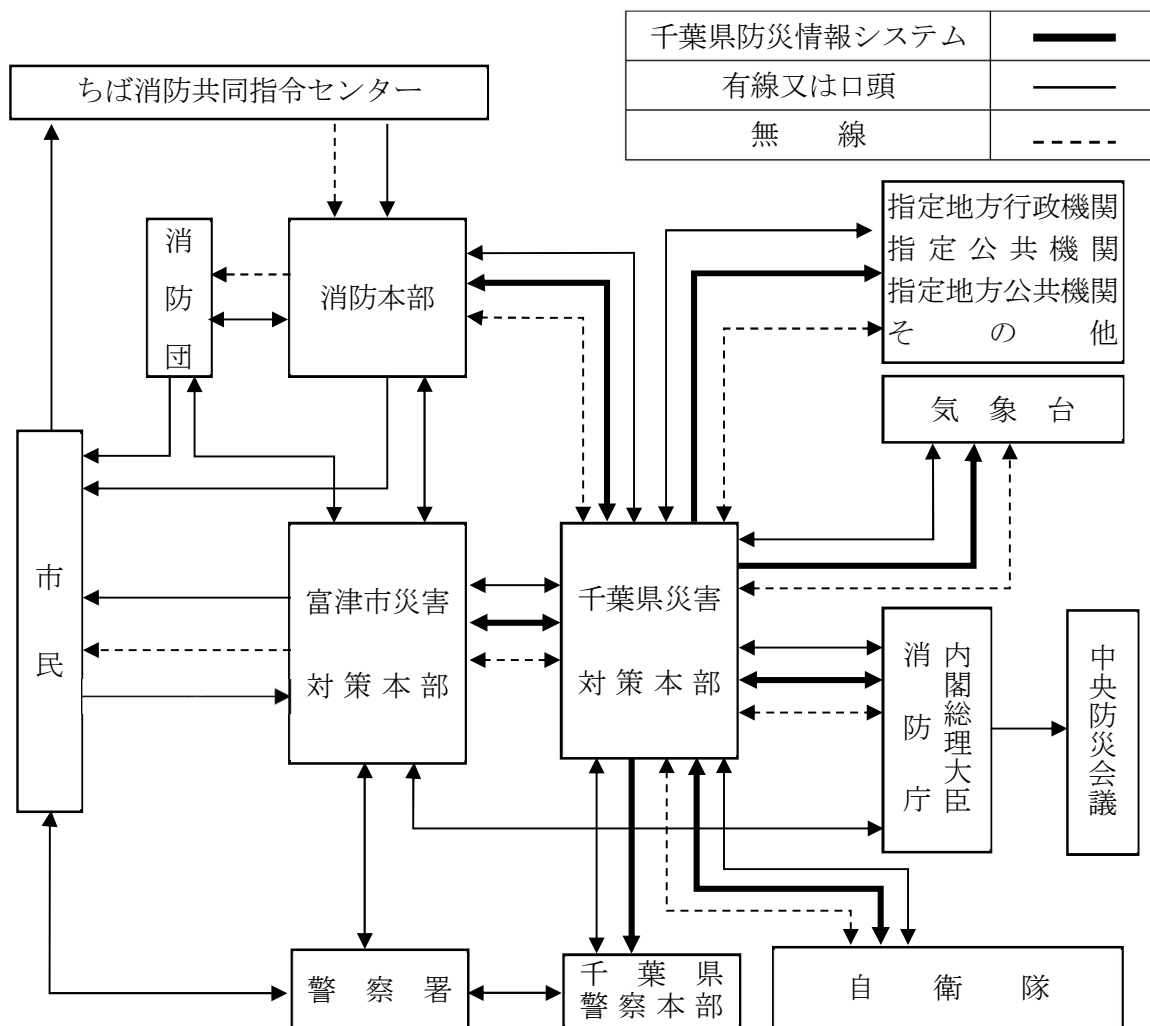
防災関係機関と緊密に連携し、災害に関する情報の収集・伝達体制を整え、地震・津波情報、災害情報及び防災指令等の収集・伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 通信体制（本部班、情報班、消防本部、消防団）

市は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり通信体制を確保する。

(1) 通信連絡系統

災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



(2) 通信連絡方法

区分	内 容
市	1 千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する防災行政無線その他の方法により、各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信の活用について東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に東日本電信電話株式会社の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、総務省消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。
県警察	警察無線・警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の防災機関	1 それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 情報連絡体制

災害時には通信設備の平常業務使用を制限した上で、指定電話及び連絡責任者を定めて連絡窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもと、通信連絡を行う。

なお、災害時に利用できる通信回線、通信設備及び優先順位は、おおむね次表のとおりである。

優先順位	通信回線	通信設備
①	千葉県防災行政無線回線	防災行政無線用電話、FAX
②	東日本電信電話株式会社一般加入電話回線（災害時優先電話、非常・緊急電報）	一般加入電話（庁内電話及び単独電話）、FAX、公衆電話
③	防災相互通信用無線回線	防災相互通信用無線機
	その他の機関の自営通信回線等（「非常通信」に該当する場合）	各機関の自営回線用の通信設備

(4) 通信手段の確保

災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり、通信手段の確保を図る。また、通信機能の確認を行い、機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとる。

ア 電話・FAX

(ア) 指定電話

災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、災害時における通信の円滑な運用を図る。

(イ) 災害時優先電話

災害による救援や復旧、公共の秩序を維持するため、あらかじめ指定した電話番号を届け出て災害時優先電話としての承認を受け、回線の輻輳により通信が規制される場合は、優先電話の利用により通信を確保する。

(ロ) 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を要請し、通信を確保する。

(ハ) 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

イ 富津市防災行政無線電話

移動系及び同報系を用いて市民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

ウ 消防無線

必要に応じて消防無線を活用し、情報の収集、伝達及び災害現場との連絡等を行う。

エ 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県、関係機関との通信を行う。

オ 防災相互通信用無線

災害発生時等において、防災関係機関が相互に協力して、円滑な防災活動を実施するためには、緊密な連絡手段が必要であるとの見地から、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信を行うための、全国共通の専用波を使用した無線系である。

防災相互通信を行う無線局は、局地的災害に際して活動する性格から移動局を主体とした通信系となっている。

◆市内常置場所

常置場所	呼出名称
富津市消防本部	防災千葉132

カ その他の機関の自営通信回線等の活用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、また、特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認められた場合は、下記に掲げる機関の専用電話又は無線等の通信施設を活用し、災害に関する通信の確保を図る。

(ア) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(イ) その他の機関又は個人の無線通信施設

キ すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を

除き、使者をもって連絡する。

(5) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、基幹放送事業者（株式会社千葉テレビ放送、株式会社ベイエフエム）に放送の要請を行う。

また、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急を要する特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局、株式会社千葉テレビ放送等に緊急警報放送を行うよう求める。

その他、災害協定を締結しているかずさエフエム株式会社、株式会社ジェイコム千葉木更津局に対し、必要に応じて災害放送を依頼する。

(6) 被災通信施設の応急対策

市は、通信施設に被害を受けたときは、速やかな復旧に努める。

なお、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(7) 非常通信ルート

①通常通信ルート

第1経路

県防ルート (非電)

第2経路

地星ルート (非電)

②非常通信ルート

第1経路

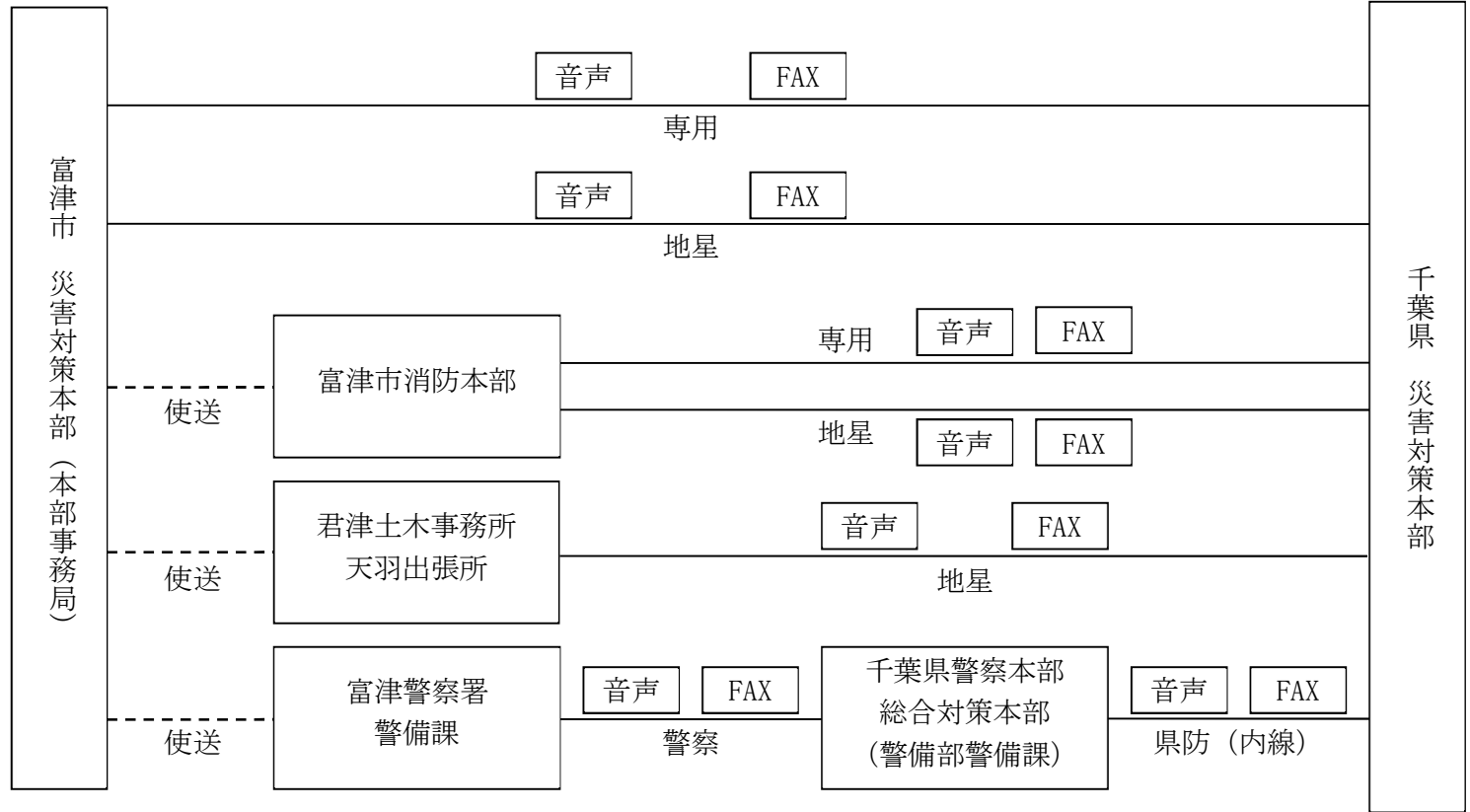
地星ルート

第2経路

地星ルート

第3経路

警察ルート



2 地震・津波情報等の収集・伝達（本部班、情報班、消防本部、消防団）

市は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震・津波に関する情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

また、伝達された情報を防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車の現地派遣による巡回放送、サイレン等、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ、市民に周知徹底する。

(1) 情報等の発表

ア 地震情報【富津市の地域名称：「千葉県南部」】

種 類	内 容
緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。
震 度 速 報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの 検知時刻 を速報する。
震源に関する情報	震度3以上（ 津波警報又は津波注意報 を発表した場合は発表しない。）の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と 市町村毎の観測した震度 を発表する。また、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
各地の震度に関する情報	震源位置・規模、震度1以上の観測点、震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない地点がある場合は、その 地点名 を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 その他の情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。
推計震度分布図	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(注) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74か所）、気象庁（20か所）、防災科学技術研究所（11か所）、千葉市（4か所）、松戸市（1か所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。

イ 津波関係【富津市の津波予報区：「千葉県内房」・「東京湾内湾」】

(7) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※ 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

(備考) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(2) 異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

- (ア) 市役所又は市職員
- (イ) 消防本部、消防署又は消防職員、消防団員
- (ウ) 富津警察署又は警察官
- (エ) 木更津海上保安署又は海上保安官

イ 市への通報

異常現象を発見した場合、又は地域住民から通報を受けた消防職員、警察官等は、直ちに市長へ通報する。

(3) 津波警報等の受理・伝達

ア 各機関から市に通報される津波警報等は、勤務時間内においては総務部防災安全課、夜間・休日においては当直者又は警備員が受信する。

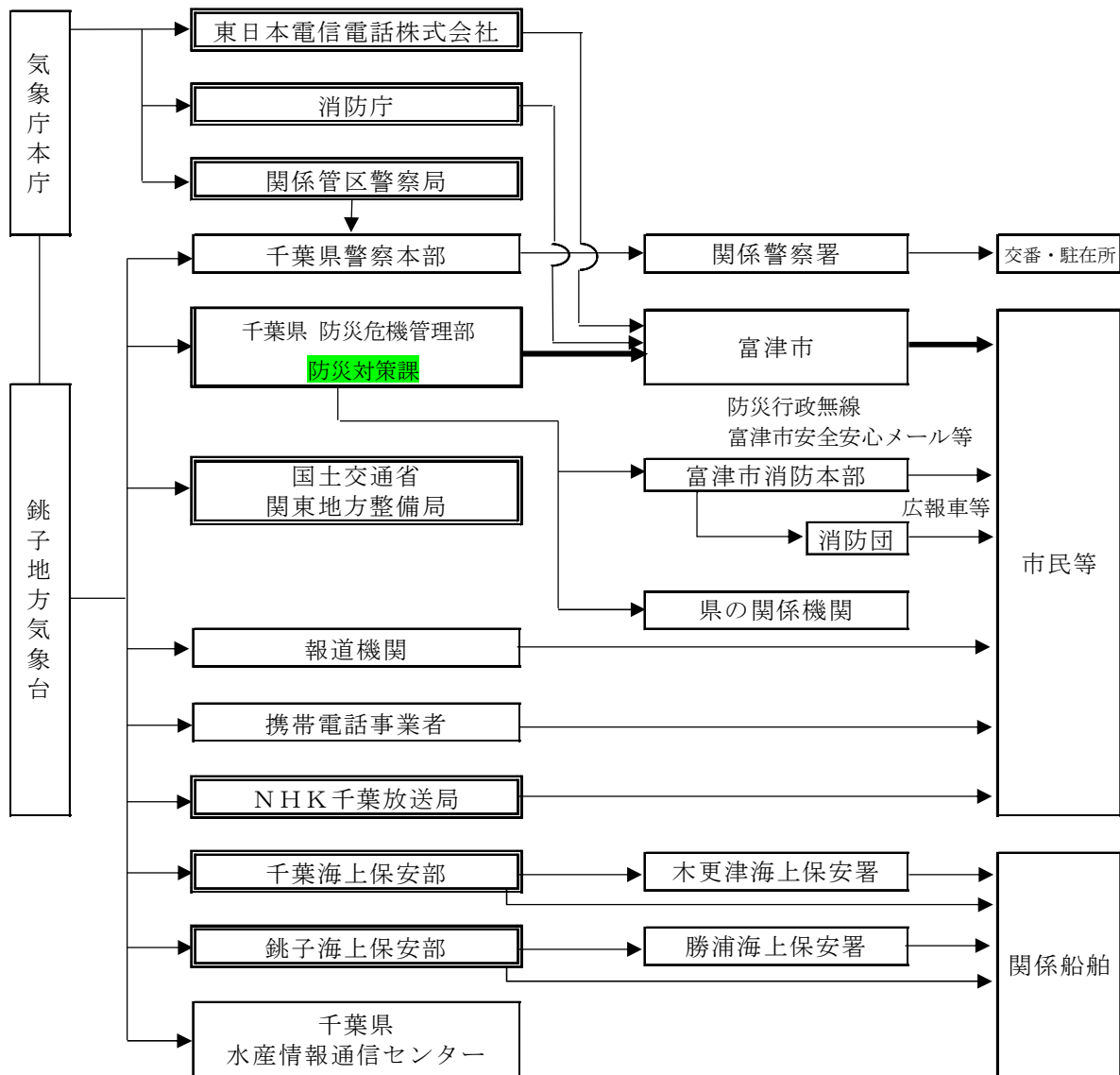
イ 総務部防災安全課、当直者又は警備員は、気象注意報・警報等を受信したときは速やかに総務部長に報告するとともに、総務部長からの指示に基づき関係機関等への情報伝達を行う。

ウ 総務部から各部又は関係機関への伝達は、庁内放送、電話又は文書をもって行う。

エ 津波警報等が発表された場合は、次の通信手段等、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ、市民に周知徹底する。

- (ア) 防災行政無線、富津市安全安心メール
- (イ) 広報車の現地派遣による巡回放送
- (ウ) サイレン又は警鐘
- (エ) テレビ又はラジオ、緊急速報メール（エリアメール）
- (オ) その他速やかに市民に周知できる方法

◆津波警報等伝達系統

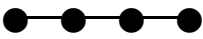
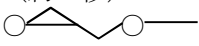

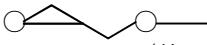

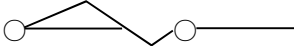




- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条の2によって、特別警報通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - 3 銚子地方気象台から県庁への伝達は「**気象情報伝送処理システム（アデス）**」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(4) 関係機関における措置

区 分	内 容
市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話株式会社から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知させる。市民若しくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署、消防団に通報、市民に周知する。
県	県防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
県 警 察	1 津波警報等を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報を県、県警察、NHK千葉放送局、地元関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話株式会社	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

◆津波警報等の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備 考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

3 被害情報の収集（全庁）

市は、地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集する。

(1) 被害情報の収集・集約方法

被害情報の把握及び被害状況の調査、収集並びに写真撮影は、関係各部の担当班が行い、必要に応じ区長等に協力を求める。

関係各部は、被害情報の調査結果をその日の指定された時間内までに、あらかじめ配布されている報告用紙により本部連絡員を通じて本部事務局長に報告する。

本部事務局長は、被害情報を取りまとめ、本部長に報告する。

(2) 収集・集約に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集報告する。

イ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

ウ 必要に応じ現地調査班を編成の上、被災地に派遣し、被害情報の把握に当たる。

現地調査班による調査が困難な場合は、本章「第11節 自衛隊への災害派遣要請」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援富津市事前計画」に基づき航空機による調査を要請する。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ 被災世帯、被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し正確を期する。

カ 被害の認定基準は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号各都道府県知事宛て消防庁長官通達）」に準ずるものとし、その内容は資料1-4のとおりである。

4 被害状況の報告、通報（本部班、消防本部）

市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により県に報告する。

(1) 報告基準

以下のアからキの基準に該当する災害の場合、県へ報告する。

ア 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

イ 市内で気象警報（波浪を除く。）が発表された場合

ウ 津波予報区「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波に関する注意報、警報が発表された場合

エ 市災害対策本部が設置された場合

オ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると市長が認めた場合

カ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合

キ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 災害による市民等の避難の状況
- オ 被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- カ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要事項
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

(3) 被害状況等の報告

収集・集約した被害状況等を千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は千葉県防災行政無線により県（**防災対策課**）へ報告する（資料1-3）。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

「震度5強」以上を記録した地震にあつては、「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第一報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、119番通報件数を県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

なお、119番通報に関する報告については、ちば消防共同指令センターと連携して行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

ア 県

【勤務時間内】

(ア) 千葉県防災行政無線

電 話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） **（県防災対策課）**

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） （ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2176 **（県防災対策課）**

FAX 043-222-1127 （ " ）

【勤務時間外】

(ア) 千葉県防災行政無線

電 話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） （県防災行政無線統制室）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） （ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 （県防災行政無線統制室）

FAX 043-222-5219 （ " ）

イ 総務省消防庁

【勤務時間内】

(ア) 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）
FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）
FAX 03-5253-7537（ " ）

【勤務時間外】

(ア) 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）
FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7777（消防庁宿直室）
FAX 03-5253-7553（ " ）

(4) 関係機関への通報

市長は災害に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を講じるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

ア 君津地域振興事務所（地域防災課 0438-23-1111 ※510-721、510-723）

イ 君津土木事務所（維持課 0438-25-5131 ※510-731）

ウ 富津警察署（警備課 66-0110）

エ 木更津海上保安署（0438-30-0118）

オ 異常現象によって、災害の影響があると予想される隣接市町

君津市（危機管理課 0439-56-1290 ※225-721）

鴨川市（消防防災課 0470-93-7833 ※223-721）

鋸南町（総務企画課 0470-55-4801 ※463-721） ※防災行政無線電話番号

カ 銚子地方气象台（技術課 0479-22-0074）

(5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は次のとおりとする。

区 分	所掌事務	担 当
統括責任者	市内における被害情報等の報告を統括する。	本部事務局長 （総務部長）
取扱責任者	各担当部局の被害情報等の把握	各部局長

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、県が別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

5 災害時の広報（広報班）

市は、防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(1) 広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

災害発表（富津市災害対策本部）				
	年	月	日	時 分
1	災害情報			
2	被害状況			
3	本市の防災体制			
4	停電状況			
5	断水状況			
6	交通機関の運行状況			
7	避難状況			
8	災害復旧状況			
9	その他			

(2) 広報活動の方法

ア 報道機関に対する発表

広報班長は、市災害対策本部が収集した広報事項及び災害対策の重要な事項について発表する。なお、資料は必要に応じて提供する。

イ 市民に対する広報の方法

災害の状況に応じ、防災行政無線、広報車等最も適切な方法により周知徹底を図る。

(ア) 防災行政無線、富津市安全安心メール、市ホームページ、ツイッター・Facebook・LINE等のSNS、新聞、ラジオ、テレビ

(イ) 広報車の現地派遣

(ウ) その他

必要に応じ広報紙の臨時号を発行し、避難所等へ掲示する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

市が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

6 被災者台帳の作成及び安否情報の提供（市民班）

(1) 被災者台帳の作成・利用

ア 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

○氏名	○生年月日	○性別	○住所又は居所
○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	○援護の実施の状況		
○要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由			
○その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）			

市民班は、罹災台帳等の被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

イ 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）。

- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(2) 安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

市民班は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第3節 地震・火災避難対策

項目	実施担当
1 避難の勧告又は指示等	本部班
2 避難誘導等	消防本部、消防団
3 避難所の開設・運営	管財班、市民班、福祉班、住宅班、経済班、教育班
4 在宅避難者等への対応	市民班、福祉班、経済班
5 帰宅困難者への対応	経済班、教育班

地震時には、家屋の倒壊、延焼火災の拡大等により、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全避難及び安否確認等については、別に定める「富津市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づくものとする。

1 避難指示等（本部班）

(1) 避難指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、必要に応じて市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

さらに、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとし、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所等への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所等へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難指示等の発令と併せて指定避難所を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。

なお、「避難指示」は、災害のおそれが高い場合に発し、市民等を立ち退かせるものであり、避難指示等を発令する場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して行うものとし、避難指示等を行ったときは知事へ報告する。

<input type="checkbox"/> 避難対象地域	<input type="checkbox"/> 避難先	<input type="checkbox"/> 避難経路
<input type="checkbox"/> 高齢者等避難、避難指示の理由		
<input type="checkbox"/> その他必要な事項		

◆ 避難指示の発令権者及び要件

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
市長（本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
知事、知事の命を受けた職員	○洪水、高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 ○市長（本部長）から要求があったとき。 ○人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ、急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 海上保安庁法第18条第1項 港則法第39条第3項、 同条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき。	自衛隊法第94条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条

◆ 避難指示等の発令基準【地震・津波】

種類	内容	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○要配慮者等の避難の開始 ○避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	○市長（本部長）が必要と認めるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	○「指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	○千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき。 【海水浴場、潮干狩り場、漁港等港湾施設など、沿岸部（海岸付近）】 ○千葉県内房又は東京湾内湾に津波警報が発表されたとき。 【富津市防災ハザードマップの津波浸水想定区域】 ○千葉県内房又は東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。 【富津市防災ハザードマップの津波浸水想定区域】 ○強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れ（長周期地震動階級3以上）を感じて避難が必要と認められるとき。 ○地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 ○その他状況により市長（本部長）が必要と認めるとき。

(備考)

- ・津波については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(注) 居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

(2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定して当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

(3) 避難の措置と周知

市は、避難指示等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

防災行政無線や広報車、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせる。また、報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 県に対する報告

避難指示等を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。
あわせて、関係する防災機関に対し、その旨を直ちに通知する。

ウ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報・連絡する。

2 避難誘導等（消防本部、消防団）

市は、避難指示等を発令した場合、あらかじめ指定する指定避難所等にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受に当たらせるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難所等への誘導に努める。

(1) 避難誘導の方法

避難経路は、避難場所に向けて最も安全な経路によるものとするが、誘導には次の諸点に留意して行うものとする。

- ア 誘導経路はできる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者その他適当な者に避難者の誘導監視を依頼する。
- イ 危険な地点には、標示、縄張りを行うほか状況により誘導員を配置する。
- ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- エ 高齢者、障がい者等の要配慮者については、その状態に応じた適切な誘導を行う。
- オ 避難誘導は収容先における救助物資の配給等を考慮し、なるべく区等の単位で行う。

カ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(2) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。

① 介護を要する高齢者及び障がい者	② 病弱者	③ 乳幼児及びその保護者・妊婦
④ 高齢者・障がい者	⑤ 児童・生徒	⑥ 女性
⑦ 男性	⑧ 防災従事者	

(3) 携行品

携行品は、おおむね次の基準によるものとする。

緊急を要する場合	○貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券、貴金属等） ○手拭、ちり紙、お薬手帳等
時間的余裕のある場合 （上記の他）	○少量の食料（にぎり飯、パン、缶詰等）、飲料水 ○着替え及び毛布 ○照明具、救急薬品等

3 避難所の開設・運営（全庁（消防部を除く））

市は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等、引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設して受入れ、保護する。

避難所の開設に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び避難所は、資料2-1、2-2のとおりであるが、必要に応じて地区集会所や地区が施設管理者の了解を得てあらかじめ定めた施設を、地区避難所として活用する。

(1) 実施機関

ア 避難所の設置は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手するものとする。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 開設の方法

ア 被害状況、避難者の状況などに応じ、「富津市避難所開設基本方針」に基づき、開設する避難所を本部長（本部班）が選定し、各部の避難所開設担当職員が避難所へ向かい開設する。

イ 避難所を開設する場合は、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災者を受け入れることができる規模をもって適切に配置するよう努める。東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には特に注意を払い設置する。

ウ 当該避難所施設が勤務時間内の場合は、施設の勤務職員（指定管理者、小中学校の教職員等）に避難所の開設及び避難者の受入について協力を求める。

エ 夜間、休日等において市災害対策本部設置基準に該当する地震が発生した場合、本章

「第1節 災害応急活動体制」で定める避難所開設担当職員として、あらかじめ選定された職員は自宅及び家族の安全確保等必要な措置をした後、指定された避難所へ向かい避難所を開設する。ただし、津波警報・注意報が発令中又は津波のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内へは進入せず、避難所へ向かう市民等に同区域内に立ち入らないよう呼びかけを行う。

オ あらかじめ避難所として指定した施設のみでは受入能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。

カ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

キ 学校等の避難所については、文部科学省の「学校施設の応急復旧マニュアル」等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

(3) 開設の報告

避難所を開設した職員は、避難所の開設日時、施設名、避難状況等を市災害対策本部に電話又は伝令により報告する。

(4) 避難所の運営

派遣された職員は、施設管理者の監督のもとに地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して効率的な運営を図る。

ア 関係者の協力を得て避難者の名簿を作成する。避難者の情報は、コンピュータ等を活用し把握するとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

イ 食料、物資等の請求、受入、管理、配布を行う。

(5) 運営上の留意点

ア 高齢者や障がい者等の要配慮者については、避難所入所状況を速やかに確認し、優先的に場所を確保する。

イ 被災者の健康状態の把握に努め、状況に応じて健康相談、健康教育、栄養相談、心のケア（不安、不眠等）相談を実施する。

イ 部屋の割り振りは、可能な限り地区ごとに行うとともに、プライバシーの保護に努める。

ウ 必要に応じ掲示コーナーを設け避難者に情報を提供するとともに、安否の問い合わせ等に対応する。

エ ペットとの同行避難に備えてペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

(6) 生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、区（自治会）、自主防災会等による自治運営体制を構築する。

また、「富津市避難所運営マニュアル」等に基づき、自治組織のリーダーの確保、自治組織の整備、ボランティアの協力体制の確保等、自治運営のための環境整備を支援する。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災実働計画（実働マニュアル）（千葉県教育委員会）」も参考とする。

また、生活環境を充実させるため、関係各班と連携し、以下の設備等の確保に努める。

さらに、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

◆主な生活環境設備整備事項

○畳、パーティション	○冷暖房機器
○仮設風呂、シャワー	○洗濯機
○炊き出しのための調理設備や器具、燃料	

(7) 女性への配慮

避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや男女双方の視点等に配慮する。

◆女性への主な配慮事項

○女性からの手渡しによる女性用品の配布	○女性相談員の配置
○女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保	○防犯対策

(8) 要配慮者への配慮

要配慮者が必要なときに必要とする支援を適切に受けることができるように、また、心身の健康に悪影響を及ぼさないように、以下のような事項に配慮するように努める。

◆要配慮者への主な配慮事項

○ヘルプカード・ヘルプマークの提供
○障がい特性に応じた情報提供手段(ホワイトボード、コミュニケーションツール等)の確保
○情報提供の掲示の仕方の配慮
○専用相談窓口の設置

(9) 避難所における感染症対策

市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を検討するよう努める。

ア 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等又はホテルや旅館等の活用について検討する。

イ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。

ウ テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。

(10) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

4 在宅避難者等への対応（市民班、福祉班、経済班）

市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者（以下「在宅避難者等」という。）の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う。

このため、市民班は、区（自治会）等と連携して在宅避難者等や市民が自主的に開設した避難所の所在を確認するとともに、福祉班及び経済班は、避難所滞在者に準ずる保健サービス、

食料及び生活必需物資の提供に努めるものとし、特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

5 帰宅困難者への対応（経済班、教育班）

市は、公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図るとともに、交通機関の管理者等と協力して次のような支援を行う。

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ及び企業、学校等における施設内待機

市は、企業、学校等に対し、国、県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

企業及び学校など関係機関においては、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努めるものとする。

(2) 大規模集約施設や駅等における安全確保と情報提供

交通機関及び観光施設、ゴルフ場等の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者及び旅行客等を施設内又は周辺の適切な場所に誘導し、安全を確保するとともに、市、警察等と連携し、道路、交通機関等の被災状況、交通規制状況や復旧の見通し等の情報を提供し、災害直後の一斉帰宅の抑制等を適切に実施するものとする。

(3) 一時滞在施設等の提供

市は、滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、交通機関の管理者と連携して、最寄りの避難所等を一時滞在施設として開設するとともに、滞留者を誘導し、飲料水や情報の提供等、必要な支援を行う。

(4) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになるため、市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して提供する。

第4節 津波避難対策

項目	実施担当
1 津波警報等の伝達	本部班、情報班、広報班、消防本部、消防団
2 市民等の避難行動	—
3 市民等の避難誘導	消防本部、消防団

津波からの避難については、市民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。このため、津波に関する情報伝達や避難誘導等を的確に実施し、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達（本部班、情報班、広報班、消防本部、消防団）

(1) 市は、千葉県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、あらかじめ定めてある**避難指示**の基準に基づき、市民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。

なお、市民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

ア 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び**避難指示**を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。

イ 市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や自主防災組織等を活用し、津波警報等を迅速かつ的確に伝達すること。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなどを継続的に伝達すること。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、県及び放送事業者と連携し、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、**避難指示**の伝達に努めること。

(2) 河川・海岸地域では、市及び防災関係機関等が相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(3) 海岸線付近の観光地、潮干狩り場の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と協調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

(4) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 市民等の避難行動

市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの**避難指示**の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により、地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続し、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3 市民等の避難誘導（消防本部、消防団）

(1) 市は、「千葉県津波避難計画策定指針（千葉県）」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に「富津市津波避難計画」を策定するとともに、当該計画に基づき、市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。

また、市民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮して行うものとする。

(2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、市は、各地域の津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車でも安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討する。

(3) 市民等の避難誘導に当たる消防職員、消防団員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導等を行うものとする。

また、区（自治会）、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

項目	実施担当
1 要配慮者の避難支援	福祉班、市民班、医療班、住宅班、 (君津健康福祉センター、社会福祉協議会)
2 要配慮者への対応	
3 社会福祉施設入所者等の支援	
4 応急保育	福祉班、医療班、(君津健康福祉センター)

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 要配慮者の避難支援（福祉班、市民班、医療班、住宅班）

市は、避難指示等を発令した場合、要配慮者関係団体等に情報提供するほか、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して、要配慮者の避難支援を呼びかける。

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿（第2章「第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」参照）の情報についても、災害対策基本法第49条の11の定めるところにより、避難の支援等に必要な範囲において避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講じること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等並びに福祉関係団体の協力による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、「富津市避難行動要支援者避難支援プラン」の全体計画等に基づくものとする。

(3) 緊急入所等

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 要配慮者への対応（福祉班、市民班、医療班、住宅班）

(1) 避難所における支援

市は、要配慮者の避難状況やニーズを速やかに確認し、市社会福祉協議会等の福祉関係団

体、区（自治会）、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次の対策を行う。

ア 福祉避難室、資機材等の確保

必要に応じて高齢者、障がい者等用の福祉避難室や障がい者用仮設トイレ、ベッド及び医療器具等の必要な資機材の確保に努める。

イ 食料、医薬品、食料生活必需物資等の確保

要配慮者に配慮した食料、生活必需物資等の支給に努める。

ウ スタッフ（人員）の確保等

必要なケアサービスを確認し、必要に応じて県等に対し、介護福祉士、社会福祉士、**精神保健福祉士**、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の派遣を要請し、確保に努める。

また、災害相談窓口で家族等からの保健・福祉の相談を受付ける。

エ 外国人への対応

「災害時における避難所運営の手引き（千葉県）」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

(2) 福祉避難所の開設

市は、本部長の指示により、指定福祉避難所（資料2-3）を開設し、一般避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者を収容する。また、協定を締結した社会福祉施設に対し、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(3) 社会福祉施設等への入所

市は、**一般避難所**で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

(4) **一般避難所**から福祉避難所への移送

ア 移送者の検討

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がい等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

イ 移送手段の確保

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

また、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や**一般避難所**から福祉避難所への移送支援について働きかける。

(5) 被災した要配慮者の生活確保

市は、応急仮設住宅への入居に当たって、要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、保健師等の専門家による相談等を行う。

ア 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

3 社会福祉施設入所者等の支援（福祉班、市民班、医療班、住宅班）

(1) 安全確保

各施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷者がいた場合は、救護所等に移送する。

火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等に協力を要請する。

市は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需物資等を支給できない場合は、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

4 応急保育（福祉班、医療班）

市は、保育所（園）の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、又は交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所（園）で保育する。

また、被災者を支援するため、被災者の児童等を一時的に預かる応急保育を実施する。

なお、放課後児童クラブ及び民間保育園に対しては、児童及び園児等の安全を確保するために必要な措置を講じるよう依頼する。さらに、災害の状況により、被災した保育所（園）の職員、児童等に対し、感染症予防対策、健康診断及び心のケアについて、君津健康福祉センター及び関係機関等と協議して実施する。

第6節 消防・救急救助・医療救護活動

項目	実施担当
1 消防活動	消防本部、消防団、（海上保安署）
2 水防活動	土木班、経済班、消防本部、消防団、（君津土木事務所、中部林業事務所）
3 土砂災害等の警戒	
4 救急救助活動	消防本部、消防団
5 危険物施設等の対策	消防本部、教育班、（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所、関東東北産業保安監督部）
6 医療救護活動	医療班、消防本部、（君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会）

地震の発生とともに、火災、地震水害、危険物の漏えい等による被害が危惧される。

このため、防災関係機関と相互に連携し、これらの災害から市民の生命、財産を守り、被害を最小限にするための活動に全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受けて混乱する等、市民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。なお、震災時の消防活動の詳細は、震災対策活動マニュアルに定めるところによるものとする。

1 消防活動（消防本部、消防団）

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防ぎょ活動を常備消防、消防団の全機能を挙げて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(2) 活動方針

震災時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助並びに避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 活動の基本

ア 消防署

(ア) 避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重点防御地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部

隊を集中して活動に当たる。

(オ) 重要対象物の優先

危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的に判断して重点的に防御する地域へ部隊を投入する。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

署消防隊出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難道路確保のための消火活動については、単独若しくは消防隊と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

ウ 海上保安署

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助並びに消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶の安全な海域への沖出し、曳航等の措置を講じる。

(4) 県内消防機関相互の応援

地震による同時火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、千葉県広域消防相互応援協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、他市町消防隊の応援を得て、消防の任務を遂行するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、消防機関相互の連携の強化に努める。

2 水防活動（土木班、経済班、消防本部、消防団）

地震水害等の発生に対する水防活動については、風水害編 第3章「第3節 水防計画」を適用する。

なお、市は河川・海岸管理者等と連携して河川・海岸施設の点検等を速やかに行い、余震や大雨・洪水・高潮等による氾濫等の二次災害を防止するための応急措置や避難誘導等を適切に行う。

3 土砂災害等の警戒（土木班、経済班、消防本部、消防団）

市は、県（君津土木事務所、中部林業事務所）、区（自治会）、自主防災組織等と連携して土砂災害危険箇所及び警戒区域並びに山地災害危険地区の被害状況を把握し、余震や大雨による二次災害を防止するための応急措置を適切に行う。

なお、市が編成する調査班は、道路・橋梁等の調査と同時に効率的に実施する。

4 救急救助活動（消防本部、消防団）

(1) 救急救助

消防署は、救急救助活動に必要な隊を編成し、行方不明者情報等を基に活動を行う。

災害の状況等により、市の救助隊だけでは救急救助活動が困難な場合は、警察署、近隣消防関係機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、市長は知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は富津市建設業協同組合等に依頼する。

ア 活動の原則

救急救助活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

イ 出動の原則

救急救助を伴う場合は、努めて救急隊、救助隊及び消防隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

(ア) 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

(イ) 複数の救急救助事象が発生している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先する。

(ウ) 同時に救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

ア 傷病者の救急搬送は、緊急性が高い傷病者を優先とし、救急車により救急指定病院等に搬送する。救急車に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

イ 道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

(3) 傷病者多数発生時の活動

ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料 5-8 によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

5 危険物施設等の対策（消防本部、教育班）

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施するものとする。

消防本部及び県は、必要に応じて立入検査するとともに、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(1) 高圧ガス等の保管施設

消防本部及び県は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設

消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- エ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

(3) 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、危険防止措置を講じる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

(4) 毒物・劇物保管施設

県は、有毒ガス発生防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育班は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

(5) 危険物等輸送車両

消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

6 医療救護活動（医療班、消防本部）

市は、必要に応じて救護所の設置をはじめとした市民等に対する医療救護活動を行う。

このため、本計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図るとともに、発災時には必要に応じて災害救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(1) 実施機関

- ア 医療及び助産は、必要に応じて市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手するものとする。
- ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- エ 市は、市と関係機関が連携を図りながら、医療救護活動に係る情報収集と調整を行うため、必要に応じて災害救護本部を設置する。

オ 市は、県が君津健康福祉センターにおいて合同救護本部を設置した場合、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

ア 災害に起因する負傷者

イ 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む。）を有する者

ウ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

エ 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(3) 情報の収集と提供

市は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へ提供する。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

ウ 避難所及び医療資機材の設置状況

エ 医薬品及び医療資機材の需給状況

オ 医療施設、救護所等への交通状況

カ その他医療救護活動に資する事項

(4) 救護所の設置

医療班は次に掲げる優先順位により、救護所を設置し、医師会等に医療救護班の派遣を要請する。なお、災害直後から迅速に救護活動を開始できるように、各救護所予定施設に派遣する医師、看護師、薬剤師及び市職員等の編成体制を整備しておく。

ア 第1順位：東病院、君津中央病院大佐和分院、三枝病院

イ 第2順位：避難所となる小中学校及びその他、市災害対策本部長が必要と認めた場所

(5) 医療救護班による医療救護活動

ア 医療救護活動は、本計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、一般社団法人君津木更津医師会、一般社団法人君津木更津歯科医師会、及びNPO法人君津木更津薬剤師会薬業会に医療救護班の派遣を要請して実施する。

イ 医療救護班の編成は、医師会等の災害医療救護活動組織による。

(6) 医療機関等による医療救護活動

医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者については、病院、診療所等医療機関において救護を行う。

ア 避難所の設置された区域内的の病院、診療所

イ 市内の病院、診療所

ウ その他の病院、診療所

(7) 日赤救護班、DMAT等の要請

市長（本部長）は、必要に応じ、日赤県支部地区長への救護班出動要請、知事へのDMAT等の派遣要請の措置を講じる。

(8) 地域医療体制への支援

市は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市対策本部（医療救護本部）又は県合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域医療体制の復旧を支援する。

(9) 傷病者の搬送体制

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

ア 医療救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市長（本部長）又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は市が、救護所から後方医療施設までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

イ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

◆後方医療施設の現況

種 別	医療機関
災害拠点病院（君津医療圏）	国保直営総合病院君津中央病院
災害医療協力病院（富津市内）	栄陽会東病院、君津中央病院大佐和分院

ウ 医療救護班の使用する車両については、本章「第8節 緊急輸送・燃料確保対策」に定めるところによる。

(10) 医療薬品等及び血液製剤の確保

ア 医薬品及び医療資機材（医療薬品等）の確保

市は、医薬品等を必要に応じて救護所等に提供する。

なお、医薬品等は災害の種類、規模に応じて調達使用するものとするが、調達できない場合には、合同救護本部等を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

イ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は、千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(11) 市内の医療機関の状況

市内の医療機関は資料 2-5 のとおりである。

(12) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料 5-8 によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

第7節 災害警備・交通の確保対策

項目	実施担当
1 千葉県警察震災警備計画等	(警察署)
2 道路交通施設の応急復旧	土木班、経済班、消防本部、(君津土木事務所、千葉国道事務所、警察署、富津市建設関連5団体連合会、東京電力パワーグリッド株式会社)
3 交通規制等	土木班、(君津土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路株式会社、警察署、海上保安署)

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されるため、市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、道路、橋りょう等の交通が危険であると認められる場合又は災害が発生するおそれがある場合は、交通の安全と施設の保全及び交通を規制し、交通の確保を図る。

1 千葉県警察震災警備計画等

(1) 震災警備の基本方針

警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制

警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

なお、富津警察署の庁舎が機能不全となった場合は、大規模災害時における富津市消防防災センターの利用に関する協定に基づき、臨時警備本部を消防防災センター内等状況に応じて設置する。

ア 署警備本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（必要により現地指揮所を設置する。）

イ 署対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等

ウ 署連絡室

地震が発生した場合（規模により設置）

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の参集又は召集

イ 災害情報等の収集及び救出・救助活動

ウ 関係機関との連携

エ 装備資機材の運用

オ 通信の確保

カ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

キ 危険箇所に対する警戒及び避難誘導

ク 各種広報活動

ケ 災害の拡大防止と二次災害の防止

コ 報道発表

- サ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- シ 遺体の見分、検視、身元確認等
- ス 交通対策
- セ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り・相談活動）
- ソ 協定に基づく関係機関への協力要請
- タ その他の諸対策

(4) 警察署等への通報

災害時に不法事案等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、110番又は交番等に急報する。

なお、市内の警察署、交番、駐在所は次のとおりである。

名称	電話	所在地
富津警察署	0439-66-0110	海良 121-1
新井交番	0439-87-7373	新井 701-2
青堀駅前交番	0439-87-7376	大堀 2-1-1
大佐和駐在所	0439-65-0054	岩瀬 994
金谷駐在所	0439-69-2711	金谷 2204
竹岡駐在所	0439-67-8431	竹岡 403
環駐在所	0439-68-0035	上後 304-2
関豊駐在所	0439-68-1577	豊岡 1355-1
佐貫駐在所	0439-66-0343	鶴岡 1043-9
小久保駐在所	0439-65-1271	小久保 2031-1
吉野駐在所	0439-65-2534	絹 220-2

2 道路交通施設の応急復旧（土木班、経済班、消防本部）

(1) 交通支障箇所の調査

建設経済部は、道路、橋りょう等の被害の状況を調査するための**現地調査班**を編成しておく。

また、警察署、建設経済部、消防署において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。なお、市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

(2) 調査及び報告

現地調査班は、調査により支障箇所を発見した場合は、次の要領により、市災害対策本部に報告するものとする。

ア 市内の道路、橋りょう等について支障箇所を発見したときは速やかにその路線（橋りょう）名、箇所、被害拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等を報告する。

イ アにより報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に連絡するものとする。特に、電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するものとし、通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

ウ 交通の支障になっている箇所については、速やかに撤去等の措置を行うほか交通の円滑な流れを確保するため、警察署に連絡し、必要な交通規制を行うものとする。

(3) 道路の啓開

市は、被災者の救護活動や緊急物資の輸送並びに迅速な電力復旧等の活動に対処するため、

他の道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、本節において「道路管理者等」という。）と連携のもと、被害を受けた道路について、特に「緊急輸送道路一次路線」等、交通上重要と認められる路線を最優先に富津市建設関連5団体連合会及び東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と密接な連携を図りながら、路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

ア 放置車両等の除去

管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(ア) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- a 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令
- b 運転者の不在時等における、道路管理者等自らによる車両の移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(イ) 土地の一時使用

(ア)の措置のためやむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

(ウ) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

イ 応急復旧

危険箇所、災害箇所については市及び関係機関において応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

3 交通規制等（土木班）

(1) 交通規制の指針

ア 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

イ 交通規制の対象となる道路は、県が定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

ウ 公安委員会による緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

エ 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

オ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

カ 南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震

発生時の交通規制計画」により行う。

(2) 交通規制の実施

警察署及び道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線について、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒に当たる。また、交通規制又は道路が被災した場合は、富津警察署及び道路管理者等で協議し、迂回路を設定する。

◆交通規制等の実施者及び状況・内容

実施者等	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路管理者	○道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防職員	○警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両の通行を禁止、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 ○県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第4条 災害対策基本法第76条
富津警察署長 (高速道路交通警察隊長を含む。)	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	○道路の損壊、交通事故の発生、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないときや、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置を取り、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	道路交通法第6条、第75条の3 災害対策基本法第76条の3第1項、第76条の3第2項
海上保安官	○天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき航行制限を実施する。	海上保安庁法第18条第1項 港則法第39条第1項、同条第3項、同条第4項

(3) 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

(ウ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

(ア) 車両を道路外の場所に置くこと。

(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第8節 緊急輸送・燃料確保対策

項目	実施担当
1 輸送の方法	管財班
2 車両・燃料の確保	
3 鉄道による輸送	管財班、（東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）
4 船舶舟艇による輸送	管財班、（海上保安署、関東運輸局）
5 空中輸送	本部班、消防本部、教育班、（自衛隊）
6 人力による輸送	全庁
7 緊急輸送ネットワーク	土木班

災害時における救助物資、機械器具及び被災者の避難並びに災害救助活動に従事する者の輸送等の確保を期するため、車両、舟艇等を確保し、有効適切にこれを利用して各作業の万全を期する。

1 輸送の方法（管財班）

災害時における緊急輸送は、原則として次のとおりとする。

- (1) 災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を十分調査し、最も迅速、確実に輸送できる方法をもって行う。

主な輸送の方法は、次のとおりとする。

- ア 貨物自動車、乗用車等による輸送
- イ 船舶、舟艇による輸送
- ウ 鉄道による輸送
- エ 航空機による輸送
- オ 人力による輸送

- (2) 人員、物資の優先輸送

- ア 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防職員、消防団員、応急復旧作業員及び負傷病者、要配慮者等の被災者等とする。

- イ 物資の輸送

物資の輸送については、関係機関と緊密な連絡を行うとともに、緊急物資の優先輸送については、食料及び飲料水、医薬品並びに防疫物資、生活必需物資、災害用復旧資材等とする。

2 車両・燃料の確保（管財班）

- (1) 市有車両の確保

- ア 車両の掌握、配車については、管財班が担当する。

- イ 各部、班において車両等を必要とするときは、管財班に配車の要請をする。

- ウ 管財班は、車両の要請があった場合は、使用者を決定し、速やかに配車する。

- エ ガソリンスタンドでの公用車の優先給油に支障がないように、災害対策車両であることを示すステッカー等を表示する。

(2) 市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合又は市有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等を借上げ、なお不足する場合は県を通じて次の関係機関に協力を要請する。

- ア 一般社団法人千葉県トラック協会
- イ 日本通運株式会社
- ウ 一般社団法人千葉県バス協会

(3) 緊急通行車両等、規制除外車両について

ア 緊急通行車両等の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求める。

(イ) 前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 交付された標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) この届出に関する事務手続きは、別に定めるものに従い行う。

イ 緊急通行車両等の事前届出

(ア) 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(イ) 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証（以下「事前届出済証」という。）が申請者に交付される。

(ウ) 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。

ウ 規制除外車両の確認等

(ア) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

(イ) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記ア(ア)を準用する。

(ウ) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって次の車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記イを準用する。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 燃料の確保

市は、公用車、応援車両等に必要な燃料を優先的に給油するよう千葉県石油商業協同組合

富津支部に要請する。

また、災害対策本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、千葉県石油商業協同組合富津支部、**公益**社団法人千葉県LPガス協会、君津市農業協同組合等に燃料の供給を要請する。それらの確保が困難な場合は、国や県等に要請する。

3 鉄道による輸送（管財班）

市は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、又は他都市等遠隔地で物資資材等を確保したときで鉄道によって輸送することが適当な場合は、東日本旅客鉄道株式会社に緊急配車を依頼する。

4 船舶舟艇による輸送（管財班）

市は、陸上交通による輸送が困難な状態にあるか、又は途絶したときは、関東運輸局千葉運輸支局、海上保安部（署）等関係機関に協力を要請する。

5 空中輸送（本部班、消防本部、教育班）

市は、特に緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送に空中輸送が必要な場合は、本章「第11節 自衛隊への災害派遣要請」に定めるところにより、空中輸送の要請を行う。

また、ヘリコプター臨時離着陸場予定施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊と連携して運用する。

6 人力による輸送（全庁）

市は、災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力の輸送を行う。人員の確保は労務者の雇上げにより、労力の確保を図る。

7 緊急輸送ネットワーク（土木班）

県では、災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設や輸送拠点としての卸売市場を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めており、本市に関係する主な道路等は次のとおりである。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等である。

ア 1次路線（交通規制対象道路）

東関東自動車道館山線、東京湾横断道路、東京湾横断道路連絡道、一般国道16号、一般国道127号、一般国道465号、（県道）木更津富津線

イ 2次路線

（県道）鴨川保田線、（県道）富津館山線

(2) 港湾

木更津港（富津地区）

(3) 飛行場等

ア 自衛隊基地

陸上自衛隊木更津駐屯地、航空自衛隊木更津第一補給処

イ ヘリコプター臨時離着陸場予定施設

県立富津公園、富津中学校、佐貫小学校、天羽中学校、富津運動広場、富津市消防防災センター



緊急輸送道路網図

第9節 救援物資供給活動

項目	実施担当
1 応急給水	全庁、かずさ水道広域連合企業団
2 食料の供給	経済班
3 衣料、生活必需物資等の供給	
4 救援物資の募集・受入	
5 物資集積拠点の開設	教育班、管財班

災害時において被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

なお、応急給水についての詳細は、「かずさ水道広域連合企業団災害対策基本計画（第2版）」に定めるところによる。

また、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請や県の情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則としているが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（全庁、かずさ水道広域連合企業団）

市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対し、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 初動体制の確立

ア かずさ水道広域連合企業団との情報連絡体制の確立

市は、迅速かつ円滑な応急給水を実施するため、かずさ水道広域連合企業団と応急給水に関する情報共有を行うための情報連絡体制を確立する。

イ 関係機関の応援

(ア) 民間との協力体制

状況に応じて、災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定を締結している富津市管工事業協同組合等へ応援を要請するものとする。

(イ) 応援要請

応急給水の状況に応じて、他市町村、県、国、日本水道協会並びに自衛隊に応援を求めるものとする。

また、水道事業体等間の応援活動については、千葉県水道災害相互応援協定、応急給水等に係る確認書等により実施するものとする。

(3) 飲料水の支給を受ける者

給水対象区域は、行政区域とする。対象は、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

(4) 飲料水の確保

市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、浄・配水場の配水池や受水槽等により飲料水を確保する。

水道施設の接続により近隣市やその他の水道施設等から受水が可能な場合は、それらも活用する。

かずさ水道広域連合企業団は、確保した水が飲料水として適当か水質検査を行うほか、消毒等を行い、水質の保全に努めるものとする。飲料水として適当ではないが、他の用途で活用できる水がある場合は、その旨を十分周知し、飲料水と分けて確保する。

(5) 給水方法

市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のとおり給水活動を行うものとする。

ア 緊急給水

初期の応急給水活動は、病院・医療機関、社会福祉施設の重要拠点への緊急給水を行う。

応援体制が整い次第、指定避難地等に給水拠点を拡大する。

イ 給水拠点の設定

市は、災害の規模や被害状況等及び関係機関からの情報等を考慮し、かずさ水道広域連合企業団と十分協議の上、給水拠点を設定する。

かずさ水道広域連合企業団は、市に対し、給水拠点を設置するにあたり必要な情報（人員体制や搬送車の台数、給水可能水量等）を提供するとともに、給水拠点設定にあたっての助言等を行う。

市が設定した給水拠点以外での応急給水を要請された場合は、市とかずさ水道広域連合企業団とで十分協議の上、対応可能な箇所に給水拠点を設定する。

ウ 給水拠点への搬送

市は、かずさ水道広域連合企業団に対し、給水拠点への搬送に際し必要となる情報（給水拠点周辺の避難所情報や市内の道路情報等）を提供する。

かずさ水道広域連合企業団は、市からの情報等を考慮し、搬送ルートや給水車の台数、搬送回数等を的確に定め、補給基地から飲料水を必要とする給水拠点へ飲料水を搬送する。

搬送にあたっては、かずさ水道広域連合企業団の所有する給水車を最大限使用し、給水拠点では、給水タンク等を設置して注水を行う。

エ 給水拠点での給水活動

給水拠点では、市とかずさ水道広域連合企業団、その他関係機関等が協力して給水活動を行う。

給水拠点での給水は、各家庭において自ら持参した容器に注水するものとし、給水拠点に配置となった職員が給水を行う。

容器等を持参できない場合は、市とかずさ水道広域連合企業団とで用意する非常用飲料水袋等により給水を行う。

給水拠点の状況により、必要に応じて自主防災組織等に協力を依頼するなどして給水活動を行う。

オ 関係機関からの応援等への対応

周辺都市又は他の機関からの応援等が派遣されたときは、市とかずさ水道広域連合企業団が調整し、指揮する。

(6) 給水の量

被災者への1日1人当たりの給水量は、最小限度3リットル程度とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

◆給水量の基準

区 分	期 間	目標給水量
第1次段階（混乱期）	災害時から3日まで	30ℓ/人・日
第2次段階（復旧初期）	4日から7日まで	20ℓ/人・日
第3次段階（復旧後期）	8日から14日まで	40ℓ/人・日

(7) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から完全復旧までの期間とする。

(8) 広報

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力して被災時における応急給水方法、給水拠点場所及び水質等について適切な広報活動を実施する。

かずさ水道広域連合企業団は、市が行う広報活動に必要な情報（給水時刻や給水拠点の情報等）を収集・精査し、市へ提供するとともに、実施可能な手段で広報活動を行う。

広報手段は、本部事務局（広報班）との連携により、防災行政無線、富津市安全安心メール、市ホームページ、ツイッター・Facebook・LINE等のSNS、広報紙等により、周知を図るものとする。

(9) 補給水利の確保

市とかずさ水道広域連合企業団は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮して、補給水利の所在、水量、利用方法等を把握しておくものとする。

◆配水池の最低貯水水量

水 道 施 設	最低貯水量（配水池容量）	取水量
上飯野配水場（第1配水池）	4,270 m ³ （6,100 m ³ ）	
上飯野配水場（第2配水池）	2,800 m ³ （4,000 m ³ ）	
大坪山配水場	1,470 m ³ （2,100 m ³ ）	
岩坂配水場（第1配水池）	644 m ³ （920 m ³ ）	
岩坂配水場（第2配水池）	1,127 m ³ （1,610 m ³ ）	
竹岡第2配水場	1,820 m ³ （2,600 m ³ ）	
宝竜寺受水槽	1,400 m ³ （2,000 m ³ ）	
		地下水 4,436 m ³ ×50% =2,218 m ³ /日
合 計	13,531 m ³ （19,330 m ³ ）	

※ ① 最低貯水量は配水池容量の70%とする。

② 各配水池施設は、緊急遮断弁設置の配水池について最低貯水量を見込むものとする。

③ 自己水源は、現在最大揚水量の50%とする。

(10) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

(11) 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料用として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線等を活用して市民に通知する。

2 食料の供給（経済班）

市は、災害のため、食料の配給、販売が一時的に麻痺混乱の状態となり、又は住家の被害によって、自宅で炊飯することができない事態となった者等に対し、炊き出しその他により食料を供給する。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 市長は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手するものとする。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 炊き出しその他による食品の供給を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等に避難する者

(3) 炊き出しその他による食品の供給方法

ア 食品は、市の備蓄食料、又は協定団体及び一般食料品店等から購入した弁当、パン等、被災者が直ちに食することができる現物とする。

イ 炊き出しによる場合は、避難所自治組織、赤十字奉仕団の協力を得て、避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。

炊き出しのための米穀、調味料、副食品、燃料、調理器具等は、国、関係業者等から調達する。

(4) 政府所有米の調達方法

ア 政府所有米の調達を要する場合は、知事に対し、農産局長農林水産省政策統括官（以下「農産局長政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、農産局長直接政策統括官に要請する。

また、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の規定に基づき、農産局長政策統括官と県が売買契約を締結し、農産局長政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。受託事業者からの米穀の受領は、市から事業者へ運搬車両等を派遣して行う。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引き渡しとなるため、精米による供給ができるよう、米穀販売事業者等へ精米を依頼する。

イ 市備蓄食料は、倉庫設置施設の管理者等（消防団含む。）の協力を得て避難所等へ搬送する。

ウ 協定団体や販売業者より調達する食料は、それらの団体等へ避難所等への搬送を要請し、対応が困難な場合は、市が搬送手段等を別途確保する。

また、災害時の食料調達を円滑に行うため、協定団体、農業協同組合等における食品、米穀等の流通状況を平時から把握しておくものとする。

(5) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料 5-8 によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

3 衣料、生活必需物資等の供給（経済班）

市は、災害のため、住家が被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需物資を喪失し、又はき損しこれらの家財を直ちに入手することのできない状態の者に一時的に支給又は貸与する。

(1) 実施機関

ア 被服、寝具その他生活必需物資の支給又は貸与は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任された場合は、救助に着手する。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 支給又は貸与を受ける者

災害により住家の全焼、全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた者で次の事項に該当する者

ア 日常生活に必要な最低限度の被服、寝具等の家財を喪失した者

イ その他必要物資がないため日常生活を営むことが困難な者

(3) 被服、寝具その他生活必需物資の内容

ア 寝具	毛布、布団等（就寝に必要な最小限度のもの）
イ 外衣	作業服、婦人服、子ども服等（普通着）
ウ 肌着	シャツ、パンツ等の下着類
エ 身の回り品	タオル、くつ、傘等
オ 炊事用具	鍋釜、包丁、コンロ、バケツ等
カ 食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
キ 日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ等
ク 光熱材料、燃料	マッチ、プロパンガス等
ケ その他	日常生活に欠くことのできないと認められるもの

(4) 物資の調達

市は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資を迅速に調達する。また、物資の搬送は、避難所等へ直送するよう調達先の団体等に要請する。

(5) 支給等の方法

ア 世帯構成員被害状況により救助物資購入（配分）計画を作成し、この計画に基づき被害区分及び世帯の構成員数に応じて配分する。

イ 金銭給付はできない。

(6) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料 5-8 によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

4 救援物資の募集・受入（経済班）

- (1) 市は、備蓄品や調達によっても生活必需物資が不足する場合には、必要な物資を広く募集する。
- ア 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）等を明らかにし、ホームページや報道機関等を活用して募集する。
 - イ 受入れは、原則として企業、団体からとする。
 - ウ 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。
- (2) 市は、物資提供の応募を受付け、必要な時期に必要な物資等を市へ供給するよう、応募者に要請する。

5 物資集積拠点の開設（教育班、管財班）

市は、調達先から避難所等への直送が困難な物資について、物資集積拠点（消防防災センター、消防車庫、総合社会体育館）を開設して受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。

また、市有車両又はトラック協会等の協力を得て避難所等へ搬送する。

第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築

項目	実施担当
1 行政機関の相互応援等	本部班、総務班
2 消防機関相互の応援	消防本部
3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)
4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班、総務班
5 民間団体等への応援要請	全庁
6 労務者の雇上げ	
7 海外からの支援の受入れ	本部班、総務班

大規模地震発生時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な関係のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 行政機関の相互応援等（本部班）

(1) 国に対する応援要請等

ア 職員の派遣要請又はあっせんの要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ 情報連絡員の派遣

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

ウ 指定行政機関の長等による応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により市及び県が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長の実施する応急措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

(ア) 応急公用負担の実施

(イ) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施

(ウ) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施

(2) 県に対する応援要請等

ア 応援又は応援のあっせん要請

市長は、災害応急措置のため県の応援を必要とするときは、知事に応援を要請する。

イ 情報連絡員の派遣

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

ウ 県による応急措置の代行

知事は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長の実施する応急措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

(ア) 警戒区域の設定

(イ) 応急公用負担の実施

(ウ) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施

(エ) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施

(3) 県内市町村相互の応援

ア 応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村で締結した災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

イ 知事は、上記アの応援が迅速かつ的確に行えるよう、その調整を行う。また、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対し被災市町村を応援するよう指示する。

ウ 被災市町村から応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

(4) 県外自治体との相互応援

災害時における相互援助に関する協定書を締結している自治体と協定に基づき、災害時の応急対策等について相互に協力する。

また、応援隊を円滑に受入るため、公共施設や企業保養所等の宿泊拠点としての活用を検討する。

協定先	担当課	電話	ファクシミリ
東京都足立区	災害対策課	03-3880-5836	03-3880-5607
山梨県甲州市	総務課	0553-32-5041	0553-32-1818
埼玉県北本市	くらし安全課	048-594-5523	048-592-5997

(5) 経費の負担

ア 国、県又は他市町村から職員の派遣を受けた場合

国、県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する支給及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第18条）。

イ 指定地方公共機関等から協力を受けた場合

指定地方公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

2 消防機関相互の応援（消防本部）

(1) 県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、千葉県広域消防相互応援協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

(2) 市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

また、緊急消防援助隊の受入れに当たっては、受援計画で定める候補地（消防防災センター等）から、進出拠点及び宿営場所等を確保する。

3 上下水道事業体間の相互応援

(1) 上水道

かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するために他の事業体の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

(2) 下水道施設に係る災害時支援

下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時における応

急対策の協力に関する協定書及び災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定に基づき、応急措置の支援を要請する。

4 広域一時滞在の要請・受入れ（本部班、総務班）

災害により、被災した市民が市外の市町村に避難する必要があるときは、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う（災害対策基本法第86条の8及び9）。

(1) 広域一時滞在の要請

本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

ア 県内他市町村への受入要請

(ア) 広域一時滞在の要請

市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- 協議先市町村からの通知の内容の公示
- 避難所の管理者等への通知
- 県への報告

(イ) 広域一時滞在の解除

市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- 協議先市町村、避難所の管理者等への通知
- 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
- 県への報告

イ 県外市町村への要請

(ア) 他都道府県への受入れ協議

市は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

(イ) 公共施設等への受入決定

市は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
- 避難所の管理者等への通知

(ウ) 県外広域一時滞在の解除

市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
- 避難所の管理者等
- 県への報告

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる地域外避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(2) 広域一時滞在の受入れ

他市町村から本市へ、被災者の一時滞在の受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

ア 受入協議

市は、県内他市町村から被災者の受入協議を受けた場合、以下に記載する理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- 本市も被災していること。
- 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと。
- 地域の実状により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

イ 受入公共施設等の確保

市は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

ウ 避難者への支援

市は、受け入れた広域避難者に対し、以下の支援に努める。

(ア) 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっているため、避難者の情報を任意に収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供して広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(イ) 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、県と連携のもと、避難者に対する公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

エ 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(3) 費用負担

受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

5 民間団体等への応援要請（全庁）

(1) 民間団体等への応援要請

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対して協力を要請する。

(2) 公共的団体への応援要請

市は、災害対策実施のため、必要に応じて公共的団体に協力を要請し、援護等の万全を期

する。

ア 日本赤十字奉仕団

千葉県赤十字奉仕団が各種奉仕団を編成した場合は、それらの技術を活かした活動（炊き出し、無線通信、応急手当、救援物資搬送、通訳、健康相談、避難所支援等）について、福祉班を通じて協力を要請する。

イ その他

災害時救助活動の円滑を期するため、必要に応じ、市民班を通じ区長の協力を要請する。

協力内容

- (ア) 被災世帯の調査に関すること。
- (イ) 援護物資の配布
- (ウ) 避難の周知徹底
- (エ) その他災害対策実施に対する協力

6 労務者の雇上げ（全庁）

災害応急対策実施のため労務者が不足し、十分その効果を上げることが困難な場合において、市は、必要な労務者を雇上げ応急対策活動の万全を期する。

(1) 労働者雇上げの方法

災害応急対策実施のため各部、班で労務者を必要とするときは、労務者雇上げ依頼書（資料1-5）により本部長に申し出なければならない。

本部長は、労務者の雇上げ依頼があったときは直ちに木更津公共職業安定所（ハローワーク木更津）に対し、所定の申込書により求人の申し込みをする。

(2) 求職者の紹介

本部長は、公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所へ依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

(3) 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して本部長が定める。

(4) 賃金の支給方法

賃金の支給は、原則として各部において労務者に直接支払う。

7 海外からの支援の受入れ（本部班、総務班）

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市は、県及び関係機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

項目	実施担当
1 災害派遣要請の範囲	本部班、総務班
2 派遣要請依頼の要領	
3 災害派遣部隊の受入体制	
4 災害派遣部隊の撤収要請依頼	
5 災害派遣被要請部隊	
6 経費負担区分	

災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

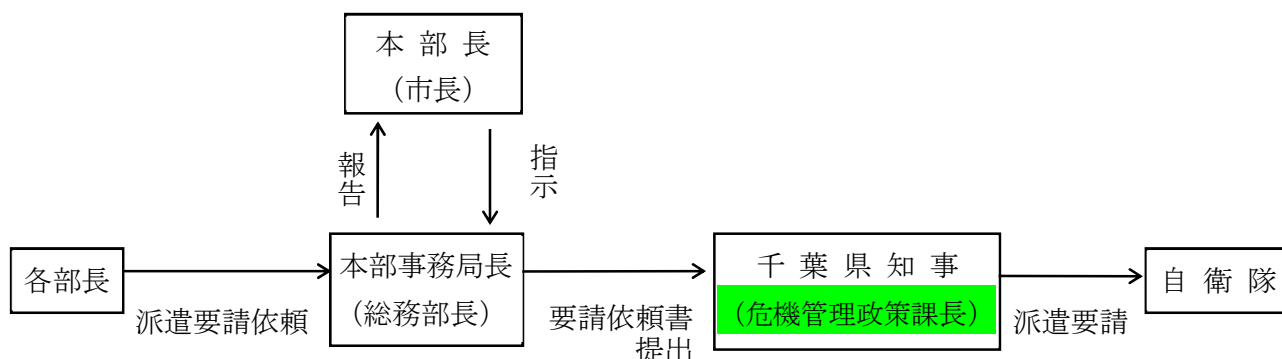
1 災害派遣要請の範囲（本部班）

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急を要すると認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次による。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
- (5) 消防活動
利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
- (7) 応急医療、救急又は防疫
応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は県又は市が準備）
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 炊飯及び給水の支援
被災者に対する炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する生活必需物資等の無償貸与、又は救じゅつ品の譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬庫、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (12) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

2 派遣要請依頼の要領（本部班）

(1) 要請依頼経路



(2) 派遣要請依頼の方法

知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次のとおり文書をもって行うものとする（資料1-6）。

ただし、緊急を要する場合にあっては、千葉県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報するものとし、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出（連絡）先 県防災危機管理部 **危機管理政策課**

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

3 災害派遣部隊の受入体制（本部班、**総務班**）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び**資機材等**の準備

本部長は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を次により作成するとともに、必要な**資機材**を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び**必要資機材**

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する**資機材**の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

本部長は派遣された部隊に対して次の施設等を準備し、関係機関等と協議の上、使用調整を実施して部隊に通知する。

ア 事務室

イ 宿営地（候補施設：消防防災センター訓練場）

ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 指揮連絡用ヘリコプター離着陸場

{	OH-6J型	1機	約	30m	×	30m
	UH-1H型	1機	約	36m	×	36m
	UH-60型	1機	約	50m	×	50m
	CH-47型	1機	約	100m	×	100m

※四方向に障害物のない広場とする。

◆ヘリコプター場外離着陸場適地

所在地	ヘリポート等名称	施設管理者	広 さ
下飯野 1283-1	富津中学校	学校長	108×118
鶴岡 989-1	佐貫小学校	学校長	110×100
岩坂 109	天羽中学校	学校長	120×125
富津 680-1	富津運動広場	教育委員会	95× 95
下飯野 2509-1	市消防防災センター	消防長	140× 50

4 災害派遣部隊の撤収要請依頼（本部班）

本部長は、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、知事に撤収要請依頼を行う（資料 1-6）。

5 災害派遣被要請部隊（本部班）

部隊名 (駐屯地等名)	所在地・電話 ※	連絡責任者 ※	千葉県防災行政無線※	
陸上自衛隊	高射学校 (下志津)	千葉市若葉区若松町 902 043-422-0221 内線 300、302	企画室防衛幹部 (駐屯地当直司令)	500-9631 (当) 500-9633
	第1空挺団 (習志野)	船橋市薬田台 3-20-1 047-466-2141 内線 225	第3科防衛班長 (駐屯地当直司令)	632-721 (当) 632-725
	第1ヘリコプター団 (木更津)	木更津市吾妻地先 0438-23-3411 内線 208、222 (301、302)	第3科運用班長 (駐屯地当直司令)	633-721 (当) 633-724
	需品学校 (松戸)	松戸市五香六実 17 047-387-2171 内線 203	企画室副室長 (駐屯地当直司令)	636-721 (当) 636-723
海上自衛隊	横須賀地方隊 (横須賀)	横須賀市西逸見町 1 046-822-3500 内線 2543 (2222)	地方総監	
	下総教育航空群 (下総)	柏市藤ヶ谷 1614-1 04-7191-2321 内線 2220、2223	司令部運用甲幕僚 (群当直士官)	635-721
	第21航空群 (館山)	館山市宮城無番地 0470-22-3191 内線 222	司令部運用乙幕僚 (群当直士官)	634-721
航空自衛隊	中部航空方面隊	狭山市稲荷山 2-3 04-2953-6131 内線 2233 (2204)	航空方面隊司令官	

※ () は時間外 (17:00～8:30) の連絡先

6 経費負担区分（本部班）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救護活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護

項目	実施担当
1 災害発生前及び発生直後の措置	教育班、（南房総教育事務所）
2 文教施設の応急対策	
3 応急教育	
4 教材、学用品の調達及び支給	
5 就学援助措置	
6 学校給食の措置	
7 文化財の応急対策	

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期の授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対して支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐものとする。

1 災害発生前及び発生直後の措置（教育班）

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、地域と連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮した上で学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災に関わる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

ウ 学校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(3) 発生直後の措置

ア 児童生徒避難対策

学校長等は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル（千葉県）」及び富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）第37条に定める「非常変災等の避難計画」により万全の対策を行う。

(ア) 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。

イ 児童生徒登下校対策

学校長等は、登下校の際は保護者及び関係諸団体と緊密な連絡の上、通学路の状況を勘案して保護者、教員等の指導員を配置し、集団登下校を行い、安全を図る。

また、大規模な災害等で、下校させることが危険と認める場合は保護者への連絡に努め、引き取りがあるまで一時的に保護する。

ウ 臨時休校

市教育委員会及び各学校は、次の場合は富津市立小学校及び中学校管理規則第20条により臨時休校等の適切な措置をとる。

- (ア) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大で教職員及び児童生徒の登下校が著しく困難であり、また危険が予想されるとき。
- (イ) 感染症発生等により集団生活に危険が予想されるとき。
- (ウ) その他応急教育の実施が困難と考えられるとき。

2 文教施設の応急対策（教育班）

災害により文教施設に被害が生じた場合、市教育委員会は、次のとおり応急復旧する。

(1) 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い、普通教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。

なお、被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、応急復旧が終わるまで、次の基準による応急教育実施予定施設において実施することとする。

被災の程度	応急教育実施の予定施設
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	ア 特別教室・屋内運動場等を利用する。 イ 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた場合	ア 公民館等公共施設を利用する。 イ 隣接学校の校舎を利用する。
広域な範囲で大きな被害を受けた場合	避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	ア 避難先の最寄りの学校・被害を受けなかった最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。 イ 応急仮校舎を建設する。

(2) 校庭

校庭の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行い校舎等復旧工事の完了を待って整備する。

(3) 備品等

被害により、流失、破損等使用不能の児童生徒用机、椅子の補充については、余剰のものを使用する等授業に支障のないようにする。

3 応急教育（教育班）

(1) 応急教育の方法

市教育委員会は、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及び家族の被災程度、道路等の復旧状況を勘案し、次の方法で応急教育を行う。

なお、災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、内容等をあらかじめ周知させるとともに、長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童生徒との連絡方法及び勉学上の組織（地

区組織等)の整備と活用を十分にし、できる限り早い段階での授業再開に努める。

- ア 二部授業
- イ 短縮授業
- ウ 分散授業
- エ 野外授業
- オ 自宅学習

(2) 教育実施者の確保の措置

市教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替教員の確保等について県教育委員会と協議を行い、教職員の確保に当たる。

4 教材、学用品の調達及び支給（教育班）

(1) 実施機関

- ア 教材・学用品の支給は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手するものとする。

(2) 学用品の支給を受ける者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。
- イ 小学校児童、中学校生徒
- ウ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

(3) 学用品の品目

- ア 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書）
- イ 教材（教科書以外の教材で市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材）
- ウ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- エ 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(4) 救助の程度、方法及び期間等

市がその責任において実施する学用品の給付基準及び災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。

5 就学援助措置（教育班）

市教育委員会は、災害により経済的に就学困難な児童生徒に対し、県教育委員会等と協議の上、就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による就学援助の申請をする。

6 学校給食の措置（教育班）

市教育委員会は、被災した学校給食用施設設備について、災害後の環境衛生の確保に十分留意し、適宜処置する。

(1) 物資対策

ア 被害を受けた給食物資について、本部長は、その状況を県災害対策本部の支部を経由して県災害対策本部に速やかに報告する。県災害対策本部は、被害物資量を把握し、県学校給食会に対し、その物資の確保について指導する。

イ 市は、学校給食用物資の被害による補充又は応急の給食のため、米穀等の給付を受けようとする場合は、「学校給食用等政府備蓄米交付要領」に基づき、学校給食会に対し需要の申請を行うものとする。

(2) 学校給食の一時中止

市教育委員会は、次の場合、給食を一時中止する。

ア 災害が広範囲にわたり被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のために使用されたとき。

イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となったとき。

ウ 感染症その他危険の発生が予想されるとき。

エ 給食用物資の調達が困難なとき。

オ その他給食の実施が適当でないとき。

7 文化財の応急対策（教育班）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 市教育委員会は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市教育委員会を経由し、県教育委員会に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 市教育委員会は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

第13節 保健衛生、防疫、遺体の搜索・処理等対策

項目	実施担当
1 保健活動	医療班、（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	環境班、（君津健康福祉センター、かずさ水道広域連合企業団）
3 防疫	医療班、環境班、消防本部、（君津健康福祉センター）
4 遺体の搜索・処理等	消防本部、消防団、本部班、環境班、（警察署）
5 動物対策	環境班

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合は、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害のため、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索及び死亡者の収容、埋火葬の措置を行う。

1 保健活動（医療班）

(1) 巡回健康相談の実施

市は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止により被災者の健康が損なわれることのないよう、君津健康福祉センターと連携し、設置した避難所においてできるだけ早期に健康相談が実施できる体制を整え、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、災害発生後、早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防、エコノミークラス症候群等について予防活動を実施する。

(2) 要配慮者の情報共有

市は、災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、君津健康福祉センターが把握する要配慮者等に関する情報と共有・交換を行う。

(3) 保健師等の派遣要請

市は、必要に応じて君津健康福祉センターを通じ、県に対して保健師等の派遣を要請する。

2 飲料水の安全確保（環境班）

災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、君津健康福祉センターが検水を実施し、安全を確保する。

市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センターと協力して被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（医療班、環境班、消防本部）

市は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、「災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）」に基づき、次のとおり、防疫措置を行う。

(1) 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年

法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づき市及び県が実施する。

(2) 防疫体制の確立

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(3) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、広報活動を強化するとともに市民の社会不安の防止に努める。

(4) 清潔方法及び消毒方法の実施

清潔及び消毒方法は次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

ア 清潔方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び本章「第14節 清掃及び障害物の除去」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の市民に清掃方法を実施させる。

イ 消毒方法及びねずみ族、昆虫等の駆除

市長が実施する消毒その他の措置は、感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(5) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤供給の支援を要請する。

(6) 患者等に対する措置

君津健康福祉センターが、感染症法第19条の規定により必要に応じて入院を勧告する場合、市は、次のとおり、感染症指定病院への収容等を行う。

ア 君津健康福祉センターにより、患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができないときは、被災地以外の場所の感染症指定病院に収容する。

(7) 避難場所の防疫指導等

避難場所における防疫指導等は、君津健康福祉センターが1日1回以上の検病調査を行うほか、避難場所の自治組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。

(8) 報告

市長は、警察、消防本部等諸機関、その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記事項について君津健康福祉センターを經由して知事に報告する。

ア 患者の発生状況

イ 防疫活動状況

ウ 災害防疫所要見込額

エ その他

4 遺体の搜索・処理等(消防本部、消防団、本部班、環境班)

市は、関係機関と連携のもと、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索を実施するとともに、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、

死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 遺体の搜索、収容、処理及び埋葬

- (ア) 遺体の搜索、収容、処理及び埋火葬は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。
- (イ) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。
- (ウ) 市単独での対応が困難な場合は、「千葉県広域火葬計画」等に基づき、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (エ) 知事が行う遺体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

イ 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び市が場所の選定を行う。

(2) 遺体の搜索、収容及び処理

ア 搜索を行う場合

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者

- (ア) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。
- (イ) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。
- (ウ) 死亡した原因は問わないこと。

イ 遺体の搜索及び収容隊の設置

災害発生のため遺体の搜索及び収容の必要がある場合は、本部長の指示により消防署及び消防団に遺体の搜索及び収容隊を設置し、警察署や災害派遣の自衛隊等と連携する。

なお、行方不明者の搜索要領（ローラー作戦）は、「震災対策活動マニュアル（富津市消防本部）」に定める。

ウ 遺体の収容及び処理

(ア) 遺体の収容

発見された遺体については、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号）の規定により、警察官の検視の後、遺族において処理できるものについては遺族に引き渡す。

また、遺体が多数ある場合等は、遺体安置所を公共施設等に開設し、検視、検案、一時保管、遺族への引渡し及び埋火葬許可証の発行等を一括して行う。

(イ) 遺体収容後の処理

a 検案

市長は、県警察における計画を除き、遺体の検案のため、必要に応じて災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、一般社団法人君津木更津医師会長に医療救護班の出動を要請するほか、一般社団法人君津木更津歯科医師会長、日赤県支部地区長への出動要請、知事、他の市町村長等への応援要請等必要な措置を講じる。

また、災害のため、ほとんど原形をとどめない遺体及び泥土、汚物等が付着した遺体については、識別が困難なため、洗浄、縫合せ、消毒等の措置を行う。

b 遺体の一時保存

身元が識別できない遺体又は遺体を短期日の間に埋火葬することが困難な場合は、現状を維持し、一時保存する。

遺体の納棺等に必要な資機材及び人材等については、葬祭業者等に協力を要請する。

(ウ) 身元不明の遺体に対する処置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により処理する。

エ 体制の整備

多数の遺体が発生した場合に備え、民間の斎場を含めた遺体安置所の確保、納棺作業及び霊柩車による搬送等の協力についての葬祭業者の協力体制を検討し、災害協定の締結等を推進する。

(3) 遺体の埋火葬

災害の際死亡した者に対し、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

ア 埋火葬を行う場合

(ア) 引き取り手のない遺体の場合

(イ) 遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合

イ 埋火葬の方法

(ア) 引き取り手のない遺体については市で応急措置として埋火葬を行う。

(イ) 埋火葬に付する場合は、埋火葬台帳を作成する。

(ウ) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。

(エ) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品整理票により整理の上、引き渡す。

ウ 火葬場の所在地、名称、処理能力

木更津市大久保 843-1、きみさらず聖苑、炉数 10

【通常時】 1日 25 件

【大規模災害】 1日 75 件

火葬場が損壊等のため使用できないとき、又は遺体が多数のため当該火葬場のみでは火葬不能な場合は、他市町村の協力を得て行うものとする。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料 5-8 によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

(5) その他

ア 警察における計画

(ア) 遺体の検視

警察官は、遺体を発見し、又は遺体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視を行い、身元が判明したものについては所定の手続きを経て遺族に引き渡すものとする。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力するものとする。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の搜索等に対して必要な協力を行うものとする。

イ 海上保安署における計画

- (ア) 災害により海上に行方不明者が漂流する事態が発生した場合には、実施機関に協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。
- (イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。
- (ウ) 発見、揚収した遺体については警察署に連絡した上、指示された岸壁等で警察署に引き渡す。

5 動物対策（環境班）

市は、君津健康福祉センター及び千葉県動物愛護センターと協力し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合は、（公社）千葉県獣医師会（かずさ地域獣医師会）等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、その他関係機関（警察、消防等）の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

第14節 清掃及び障害物の除去

項目	実施担当
1 災害廃棄物の処理	環境班
2 仮設トイレの確保等	本部班、環境班
3 道路・交通関係障害物の除去	土木班、（君津土木事務所、木更津港湾事務所、千葉国道事務所、東日本高速道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社）
4 河川・海岸関係障害物の除去	
5 住宅関連障害物の除去	住宅班
6 環境汚染の防止対策	環境班

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、災害によって排出された廃棄物の処理及び障害物の除去を実施するとともに、環境汚染防止対策を推進し、環境保全の万全を期する。

1 災害廃棄物の処理（環境班）

市は、次のとおり、災害によって排出された塵芥、し尿を迅速、確実に収集処理し、環境保全の万全を期する。

(1) 実施機関

ア 被害を受けた地域の清掃は、市長が実施する。

イ 市の被害が甚大であり、市単独での対応が困難な場合は、災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定に基づき他市町又は県に応援を求めて実施するものとする。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が締結している地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定及び地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

(2) 災害廃棄物の処理方針

被災地の実状を把握し、「災害廃棄物対策指針（環境省）」や「千葉県災害廃棄物処理計画（千葉県）」及び「富津市災害廃棄物処理計画」に基づき、適切な処理計画を立てて処理体制の確立を図る。

ア がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管する。また、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、最終処分場で適正に処分することとする。

イ 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

ウ 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む。）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

エ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

オ し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、県が締結している大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

(3) 組織体制

環境班は、被害状況を把握し、県、その他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(4) 廃棄物の収集・処理

ア 被災地のごみの集積

地区ごとに定めた集積所を重点的に収集する。

イ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、推計した排出量に応じて必要面積を推計し、あらかじめ一時集積場所の候補地選定に努めるとともに、設置場所について調整を行う。

また、がれき等が大量発生した場合は、分別、中間処理、リサイクル等を計画的に行うため、仮置場を確保して、がれき処理を計画的に進行管理する。

ウ ごみの処理

集積場に集積されたごみは、株式会社かずさクリーンシステムに搬入し、焼却処理する。

(5) し尿の処理

ア し尿の収集

し尿の収集は、許可業者により行う。

なお、収集能力が不足と思われるときは、被災地以外の隣接市町の協力を依頼する。

その他、県と(一社)千葉県環境保全センター(加盟民間業者)との災害協定により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を同センター加盟の民間業者に要請する場合は、県を通じて行う。

イ し尿の処分

し尿の処分は富津市クリーンセンターで行う。

(6) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(7) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

2 仮設トイレの確保等(本部班、環境班)

(1) 配置計画の作成

断水や下水道の故障等により水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設により大量のトイレの設置が必要になることから、環境班は、人口及び上下水道の被災並びに避難所、避難人口等の被害想定等を踏まえるとともに、必要なトイレの数量やし尿収集の頻度等を考慮し、仮設トイレ・簡易トイレの配置計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 仮設トイレの確保

本部班は、上記(1)の配置計画に基づき、備蓄物資やレンタル業者等から仮設トイレ等の確保に努める。

また、市が備蓄している簡易トイレを活用するほか、小中学校等の避難所については、常時貯留しているプール水を洗浄水として活用する。

3 道路・交通関係障害物の除去（土木班）

(1) 道路

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法（昭和27年法律第180号）第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。

この場合において市は、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図るものとし、特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(2) 鉄道

列車の運行障害となる鉄道上の障害物の除去は、東日本旅客鉄道株式会社が行う。

4 河川・海岸関係障害物の除去（土木班）

(1) 河川・海岸

河川・海岸の管理者は、河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(2) 港湾・漁港

ア 所有者が判明しているものは、所有者が除去する。

イ 所有者が不明のものは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に規定する港湾管理者が同法第12条の規定により行うものとする。

ウ 直ちに除去できない障害物は、標識を設置して危険防止の措置をとる。

エ 大型海上漂流物、漂流漂着船舶を、航路啓開等のために除去する場合には、漂流物等の一時係留・陸揚げ場所について、市と県（港湾事務所等）が調整して確保する。

同漂流物等の回収は関係機関が調整して行うこととし、そのうち所有者が判明できる漂流船舶等については一時係留場所に保管後、所有者に対して引取りを要請する。

5 住宅関連障害物の除去（住宅班）

市は、災害により障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(1) 対象となる者

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。

イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。

(2) 実施機関

ア 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場

合、その除去は、必要に応じて市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき、又は知事から委任されたときは、救助に着手するものとする。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 除去の方法

ア 実施機関自らの組織及び実施機関の雇用した人夫等をもって行う現場給付とする。

イ 機械器具は、実施機関保有のものを用いる。対応不可能な場合は、関係業者の協力を求める。

ウ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物等の応急的な除去に限る。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料 5-8 によるものとする。なお、同法適用に至らない場合も、これに準じて実施するものとする。

6 環境汚染の防止対策（環境班）

市は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じてアスベスト飛散の危険性について、市民やボランティアに対する注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

項目	実施担当
1 被災建築物の応急危険度判定	住宅班
2 被災宅地の危険度判定	
3 被害家屋調査・罹災証明の発行	調査班
4 被災した住宅の応急修理	住宅班
5 応急仮設住宅の供与等	

被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、日頃から応急危険度判定士等の養成を行うとともに、災害時には建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

また、震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

1 被災建築物の応急危険度判定（住宅班）

市は、大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進する。

(1) 応急危険度判定体制の整備

全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、「富津市震前判定計画」を策定し、市内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、震災時には、県、他市町村、関係団体の協力のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

特に、避難所等の安全を速やかに把握するため、市内及び近隣の応急危険度判定士による緊急実施体制を整備する。

(2) 応急危険度判定士の養成・登録

「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、建築士等の建築技術者に対し、県が実施する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会への参加を促進して応急危険度判定に必要な技術を習得させ、その養成に努めるとともに、判定士名簿の管理に当たる。

また、震災時には応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施を図る。

2 被災宅地の危険度判定（住宅班）

市は、大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、市内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備を図り、震災時には、県、他市町村、関係団体の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者に対し、県が実施する被災宅地危険度判定に必要な技術を取得させるための講習会への参加を促進して被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させ、その養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理に当たる。

また、震災時においては被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施を図る。

3 被害家屋調査・罹災証明の発行（調査班）

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(1) 被害家屋調査

被災地区の全住家を対象に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査を行う。

また、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

なお、調査に当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとし、調査体制が不足する場合は、県及び他市町村への応援要請、災害協定に基づく千葉県土地家屋調査士会等への協力要請を行う。

(2) 罹災証明の発行

被害家屋調査、火災調査の結果に基づいて罹災台帳を作成して、被災者に罹災証明書の申請手続き等を周知する。また、災害相談窓口等において、住家の被害程度等を証明する罹災証明書を発行する。

なお、罹災台帳により確認できない場合であっても、申請者の立証資料等により客観的に判断できるときは、被災証明書を発行するものとする。

4 被災した住宅の応急修理（住宅班）

市は、災害により、住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、必要に応じて市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 住宅の応急修理を受ける者の基準

住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができず、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で次に掲げる者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
- エ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者等の要配慮者
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的弱者等

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(4) 建設資材の確保

ア 協定業者を通じた建設資材の確保

市及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県が締結している協定に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人千葉県建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会のあっせんする業者を通じて確保に努める。

イ 災害応急復旧用材（国有林材）及び県有林材の供給要請

(ア) 市長は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

(イ) 市長は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し、県有林材の提供を要請する。

(5) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。

5 応急仮設住宅の供与等（住宅班）

市は、災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、県と連携のもと、応急仮設住宅の供与等を実施する。

(1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、必要に応じて市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないとき又は知事から委任されたときは、救助に着手する。

ウ 市単独での対応が困難な場合は、他市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 供与の方法

ア 建設

災害の規模及び種別等に応じ、県へ事前報告している候補地や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

災害救助法適用後においては、必要戸数等を調査して県へ報告するとともに、応急仮設住宅の建設を要請する。

イ 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(3) 入居者の選定

入居者の選考に当たっては、上記4(2)の基準を踏まえ、民生委員・児童委員等の意見を徴し、被災者の資力その他の生活条件等を十分調査の上、決定する。

(4) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、資料5-8によるものとする。

第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧

項目	実施担当
1 上水道施設応急対策計画	(かずさ水道広域連合企業団)
2 下水道施設応急対策計画	(君津富津広域下水道組合)
3 電力施設応急対策計画	(東京電力パワーグリッド株式会社)
4 ガス施設応急対策計画	(東京ガス株式会社、公益社団法人千葉県 LP ガス協会)
5 通信施設応急対策計画	(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)
6 郵便業務応急対策計画	(日本郵便株式会社)
7 放送機関	(日本放送協会)
8 公共交通機関	(東日本旅客鉄道株式会社等)
9 道路・橋りょう	土木班、経済班、(君津土木事務所、千葉国道事務所、警察署)
10 その他公共施設	土木班、経済班、(君津土木事務所、木更津港湾事務所、南部漁港事務所等)

大規模な災害の発生に伴い、上下水道、電力、ガス等の生活関連施設が被害を受けた場合は、防災関係機関及び各事業者が相互に密接な連携を図りながら、これら各施設の迅速な応急復旧を図る。

なお、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1 上水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。

また、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行うものとする。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、必要に応じて富津市指定給水装置工事事業者の応援を求めるほか、千葉県水道災害相互応援協定等に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。また、水道業者への応援要請については、災害時等における水道復旧活動に関する協定等に基づき実施する。

(1) 災害時の応急活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水、配水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 広報対策

上水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 下水道施設

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるよう、「流域下水道業務継続計画」の維持改善等に努める。

(2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行うとともに、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

(4) 防災資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、防災応急用資機材について可能な限り備蓄する。

また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

◆災害時における電気に関する広報事項

- 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。
- 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。
- 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像について、電力施設被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。

また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」

及び以下の3つの覚書に基づき、相互に協力し、応急復旧に対応する。

- (1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」
※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等並びに予防措置（予防伐採）に関して規定
- (2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」
※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
- (3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」
※長時間の停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の電源車配備について規定

4 ガス施設

東京ガス株式会社及びLPガス販売事業者は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報の報道を要請するほか、市等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

(1) 地震発生時

- ア ガス栓を全部閉めること。
- イ ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- エ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

(2) マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

- ア グレーのメータの場合は、マイナスイドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- イ クリームメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- ウ 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。

(3) 供給を停止した場合

- ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- イ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として市民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (2) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web171」の提供

6 郵便業務

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の様態及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を講じる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱を実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取り扱う。

7 放送機関

放送機関は、地震が発生した場合、放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法令に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達に当たる。

8 公共交通機関

(1) 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生したとき、あるいは電車や構造物が被災したときには、次のような措置を講じる。

ア 運転規制

あらかじめ定めた測定値に基づき、列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

イ 乗客の避難誘導

(ア) 駅における避難誘導

- a 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
- b 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

(イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- a 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- b 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - (a) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
 - (b) 特に高齢者や子ども、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (c) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、救護班を編成し、救護活動に当たる。

(2) バス・タクシー

バス及びタクシー事業者は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所等へ誘導する。

9 道路・橋りょう（土木班、経済班）

各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋りょう等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについて応急復旧措置を行う。

10 その他公共土木施設（土木班、経済班）

市は、地震が発生した場合、管理する河川、都市公園、漁港、海岸管理施設等の機能確保を図るため、各管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、被害状況を速やかに把握するとともに、各施設関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

第17節 ボランティアの協力

項目	実施担当
1 災害ボランティアセンターの設置	市民班、（社会福祉協議会）
2 災害ボランティアの活動分野	全庁、市民班、（社会福祉協議会）
3 災害時におけるボランティアの登録、派遣	
4 災害ボランティアへの活動支援	

災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

1 災害ボランティアセンターの設置（市民班）

(1) 市災害ボランティアセンター

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターをボランティアの活動拠点として設置（候補施設：本庁舎1階等）し、次のことを行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの受付・登録・保険加入 ○被災者ニーズとボランティア活動の調整 ○ボランティアに関する情報収集・提供 |
|---|

(2) 県災害ボランティアセンター

県は、大規模災害が発生した場合、県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するため、県は、広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

◆広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
かずさ広域災害VC	木更津・夷隅	かずさアカデミアパーク（木更津市）

2 災害ボランティアの活動分野（全庁、市民班）

(1) 災害ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

区分	主な活動内容
専門分野	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所での医療救護活動 ○被災建築物応急危険度判定 ○被災宅地危険度判定 ○外国語の通訳、情報提供 ○災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ○被災者への心理治療 ○高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供 ○その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資や義援品の仕分け、輸送 ○高齢者や障がい者等要配慮者の支援 ○被災地の清掃、がれきの片づけなど ○避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○その他被災地における軽作業等

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

ア 個人

- (ア) 被災地周辺の住民
- (イ) 被災建築物応急危険度判定士
- (ウ) 被災宅地危険度判定士
- (エ) ボランティア活動の一般分野を担う個人
- (オ) その他

イ 団体

- (ア) 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- (イ) 千葉県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会
- (ウ) 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- (エ) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (オ) その他ボランティア団体・NPO 法人等

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣（全庁、市民班）

(1) 災害ボランティアセンター窓口の設置

市及び市社会福祉協議会は、災害の状況に応じた、より実質的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に、市災害ボランティアセンターに窓口を設置して実施する。

この場合、市、市社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

市及び市社会福協議会は、災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県に加え、ボランティア団体やNPO 法人並びに日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問い合わせを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

(3) ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、市と連携のもと、被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(4) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入れ、登録する。

市災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況を基に派遣する。

(5) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

◆県担当部局による登録先等

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療看護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、 情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉 県支部	防災危機管理部危機管理政 策課

※平時に登録を行っている。

4 災害ボランティアへの活動支援（全庁、市民班）

(1) 市災害ボランティアセンターへの情報提供

市民班は、各班が必要とするボランティアニーズを集約し、災害ボランティアセンターに情報を提供する。

各班は、避難所等の各活動地点において活動を希望するボランティアの受入、対応を行う。

(2) ボランティア活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点については、市と運営主体の市社会福祉協議会が協議の上、用意する。

なお、ボランティアは、原則として各自の飲料水、食料、物資、宿泊場所は自分で確保するが、本部長（市民班）は、必要と判断した場合、ボランティアの飲料水、食料、物資等を確保する。

また、遠隔地からのボランティアのために宿泊場所等の情報を提供する。

(3) 活動費の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

なお、ボランティアが活動に必要とする資機材については、市及び市社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うよう努める。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活安定のための支援

項目	実施担当
1 市税の減免等	市民部、健康福祉部
2 災害見舞金及び災害弔慰金の支給	総務部（健康福祉部）
3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、 災害援護資金の貸付	健康福祉部、（社会福祉協議会）
4 生活福祉資金	
5 被災者生活再建支援制度	
6 義援金の受付配布等	総務部、健康福祉部
7 事業者等への融資	建設経済部、総務部
8 公営住宅の建設等	建設経済部
9 相談窓口の設置	市民部
10 その他の生活確保	（日本郵便株式会社、木更津公共職業安定所、 日本放送協会）

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心を持たせ、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

1 市税の減免等（市民部、健康福祉部）

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）、富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）及び富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の規定により市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に応じた適切な対応をとるものとする。

租税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等に関する広報については、第3章「第2節「情報収集・伝達体制」により行う。

2 災害見舞金及び災害弔慰金の支給（総務部（健康福祉部））

市は、災害により被害を受けた市民に対し、富津市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則（平成21年富津市規則第40号。資料5-6）に基づき災害見舞金、災害弔慰金を支給する。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付（健康福祉部）

市は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県条例第1号。資料5-7）に基づき自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

4 生活福祉資金（健康福祉部）

市社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千葉県条例第 1 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

◆生活福祉資金制度の概要

貸付対象	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね 1.7 倍以内）のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付金額	一世帯 150 万円以内
措置期間	貸付の日から 6 か月以内
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
貸付利率	① 保証人あり 無利子 ② 保証人なし 年 1.5%
保証人	① 以下の条件を満たす連帯保証人 1 人以上必要 ② 原則として、借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ③ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
償還方法	原則、月賦
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

5 被災者生活再建支援制度（健康福祉部）

市は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき支援する。

(1) 支援金支給手続き

支給申請を受けた市は、申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

なお、被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。

(2) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市とする（県から市への補助方式：補助率 10/10）。

ウ 支援金の支給額は上記の支給限度額と同等とする。

◆被災者生活再建支援制度

<p>対象となる自然災害</p>	<p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）</p>																											
<p>対象となる被災世帯（上記自然災害により）</p>	<p>① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>																											
<p>支給限度額</p>	<p>支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。 ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="416 1240 1399 1346"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> <td>中規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="416 1429 1399 1720"> <tr> <td></td> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊 解体 長期避難 大規模半壊</td> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円（中規模半壊の場合は、合計で100（又は50）万円）</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—		住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊 解体 長期避難 大規模半壊	支給額	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—																							
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
全壊 解体 長期避難 大規模半壊	支給額	200万円	100万円	50万円																								
中規模半壊	支給額	100万円	50万円	25万円																								
<p>支給申請手続き</p>	<p>① 申請窓口 市社会福祉課・天羽行政センター ② 申請時の添付書面 基礎支援金・罹災証明書、住民票等 加算支援金・契約書（住宅の購入、賃借等）等</p>																											

6 義援金の受付配布等（総務部、健康福祉部）

市は、必要に応じて義援金を自ら募集し、迅速かつ確実に被災者に配分することで、被災者支援の充実を図る。

また、県又は義援金募集团体から送付された義援金の配分に必要な事項については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定することとなっており、市は、その決定に基づき被災者に配分する。

(1) 募集の決定及び周知

被害状況等を勘案して義援金の募集を決定し、県、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じて公表し、広報を行う。

ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 受付窓口

ウ 募集期間

エ 振込手数料の取扱

オ 税制上の取扱

カ 配分方法

(2) 義援金の受付

市に寄託された義援金、市長宛ての見舞金は、会計課において受付を行う。

(3) 義援金の保管

義援金は、金銭出納簿を作成の上、市役所会計課金庫に保管する。

(4) 義援金の配布

寄託された義援金は、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て健康福祉部社会福祉課において被災者に配分する。

なお、被災者への配分基準は県から市町村への配分基準や被害状況を勘案し、災害対策本部会議又は臨時に組織する富津市義援金配分委員会に諮って決定する。

(5) 配分結果の公表

義援金の配分結果について市防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

7 事業者等への融資（建設経済部、総務部）

市は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り、広報等を行う。

(2) 農林漁業者への融資資金

農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

8 公営住宅の建設等（建設経済部）

市は、県と連携のもと、災害により住宅を滅失した被災者に対し、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図り、被災者の居住の安定を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、

被災者の要望等に応じ、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく災害公営住宅の建設又は買取り若しくは被災者へ転貸するための借上げ等の措置をとる。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

9 相談窓口の設置（市民部）

市民部長は、市長の指示があった場合、直ちに被災者又はその関係者からの相談、問い合わせに応ずるための災害相談窓口を開設し、関係各部及び関係機関の協力を得て、迅速かつ適切に対応する。

10 その他の生活確保

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱
日本郵便株式会社	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等地域の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地宛て救助用郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱</p>
労働局	<p>(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>(2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、本市を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第2節 災害復旧

項目	実施担当
1 災害復旧事業の推進	全庁
2 激甚災害の指定	
3 津波災害廃棄物の処理	市民部

災害により被災した公共施設等の災害復旧は、施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

1 災害復旧事業の推進（全庁）

災害復旧計画は、災害により被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、市は、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

災害復旧計画は、次の各号の事項について作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - エ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

2 激甚災害の指定（全庁）

激甚災害が発生した場合、市は、災害の状況を速やかに把握し、早期に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- (1) 激甚災害指定の手続き
 - ア 市長は、災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対して講じた措置の概要を知事に報告する。
 - イ 知事は、市長からの報告内容により必要と認めるときは、内閣総理大臣に報告する（以上は、災害対策基本法第53条による。）。
 - ウ 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき必要と認めるときは、中央防災会議の意見を聞いて

て激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

エ この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

オ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、被害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

オ 災害に対して講じた措置

カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害については、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日 中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）の2つの基準がある。

(4) 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

3 津波災害廃棄物の処理（市民部）

津波災害廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、市は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討するものとし、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

また、迅速な災害廃棄物処理の必要がある場合は、県に支援を要請する。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第3節 ライフライン関連施設等の復旧対策

項目	実施担当
1 水道施設	(かずさ水道広域連合企業団)
2 下水道施設	(君津富津広域下水道組合)
3 電力施設	(東京電力パワーグリッド株式会社)
4 ガス施設	(東京ガス株式会社、公益社団法人千葉県 LP ガス協会)
5 通信施設	(東日本電信電話株式会社)
6 農林・水産業施設	建設経済部、(施設管理者)
7 公共土木施設	建設経済部、(施設管理者)

上下水道・電気・ガス・通信・道路の各施設は、それぞれ都市生活基盤であり、市民生活及び社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧により社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

なお、上水道施設、下水道施設、ガス設備の応急復旧に当たっては、作業を効率的に進めるため道路管理者等及び関係するライフライン事業者の復旧計画を把握し、工程調整の上、作業を行う。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水・配水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設

災害後の震災復旧の進め方については、下水道の地震対策マニュアルに基づき行うものとする。

(1) 震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速

やかな復旧を行う。

(2) 下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ア 管路施設（優先度の高い順）

- (ア) 処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等
- (イ) その他の幹線管渠
- (ウ) 枝線管渠
- (エ) 取付管渠

イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

- (ア) 非常用電力、水源の確保
- (イ) 下水排除（揚水等）
- (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、伝染病予防（滅菌）
- (エ) 汚水処理

3 電力施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

◆重要施設

- 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- 指定避難所として開設されている施設
- 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- 上下水道施設などライフライン施設

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は、次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 全回線送電不能のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の主要線路
- エ 一部回線送電不能のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

- ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- イ その他の回線

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命に関わる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。また、これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

- ア 供給設備
- イ 通信設備
- ウ 需要家のガス施設

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

◆重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(注) 上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）等

6 農林・水産業施設（建設経済部）

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

- (ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

- (ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (ウ) 下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池

を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 破堤
- (イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの
- (ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

7 公共土木施設（建設経済部）

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

また、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、効率的に行うよう努める。

(2) 河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象によ

り、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。
特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 災害復興

項目	実施担当
1 想定される復興準備計画	全庁
2 復興計画の策定等	

大規模な災害により被災した場合、市、県及び国などの行政の施策（公助）や自らの身は自ら守る（自助）も重要となるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）など、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性をとりまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」（以下「復興指針」という。）を作成している。

市は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この復興指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

1 想定される復興準備計画（全庁）

復興計画を実効ある内容とし、市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すため、市は、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのかみ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の自力での住宅再建支援を中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

2 復興計画の策定等（全庁）

(1) 復旧・復興本部の設置

市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、富津市復旧・復興本部を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

(2) 復興計画の策定

ア 基本的考え方

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

イ 復興計画の策定手順

(ア) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。なお、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して復興計画を作成し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を行うものとする。

a 多様な行動主体の参画と協働

市民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主體的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

b 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

c 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(イ) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(ロ) 復興計画の内容

市域が大きな被害を受けた場合、再び災害による被害を受けないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

そのため、市は、市民・関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的と定義

1 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、本計画の第1章から第4章に準ずる。

2 定義

この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおりである。

富津市、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町及び鋸南町（18市町村。平成26年内閣府告示第21号）

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関並びに指定地方公共機関等の処理すべき事務又は大綱については、第1章「第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

市は、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な整備を推進する。

整備に当たっては、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」を参考に、人口等の現況を踏まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

また、個人の備蓄や企業等との協定締結、広域支援体制の構築等を推進する。

物資等の調達体制については、第2章「第9節 物資・物流、輸送体制の整備」に準ずる。

2 広域応援の要請

市は、市域における被害が甚大で、応急対策活動が困難である場合、外部から応援を受ける必要があることから、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施に努める。

応援要請については、第3章「第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築」に準ずる。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第3章「第11節 自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

3 帰宅困難者への対応

市は、公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図り、交通機関の管理者等と協力して支援を行う。

帰宅困難者への対応については、第3章 第3節「5 帰宅困難者への対応」に準ずる。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波防護施設

市は、従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、関係機関に対し、津波防災施設整備の促進を図る。

2 津波に関する情報の伝達等

市は、津波に関する情報の収集・伝達対策の充実を図ることとし、警報等の収集体制及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

特に、旅行者、避難行動要支援者等への情報伝達に留意する。

津波に関する情報の伝達等については、第3章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」に準ずる。

3 避難対策等

(1) 津波に関する情報伝達や避難誘導等

市は、津波に関する情報伝達や避難誘導等を的確に実施し、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

市民等の自主的な避難行動及び市等が行う避難誘導については、第2章「第2節 津波災害予防対策」及び第3章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

避難所の運営・安全確保については、第3章「第3節 地震・火災避難対策」に準ずる。

(2) 津波避難意識の普及・啓発

市は、住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように「防災ハザードマップ」の更新、津波浸水想定区域、「海拔標示板」、避難地等の標識（示）板等の掲出に努め、出前講座等の開催を通じ、津波に関する意識の高揚に努める。

津波に関する意識の普及・啓発については、第2章「第2節 津波災害予防対策」に準ずる。

4 消防機関等の活動

(1) 市は、消防本部及び消防団等が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 市は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第3章「第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧」に準ずる。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、市及び県と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や市民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6 交通

(1) 道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し、周知する。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに本章「第10節 南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定する。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、市の作成する**防災ハザードマップ**等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝

達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対して伝達する方法を明示する。

- (イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消火用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 学校等
 - a 学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
 - b 学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- (イ) 社会福祉施設
 - 重度障がい者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

8 迅速な救助

市は、防災関係機関と相互に連携し、南海トラフ巨大地震から市民の生命、財産を守り、被害を最小限にするため、迅速な救助活動等を実施する。

被災者の救助、救急活動等については、第3章「第6節 消防・救急救助・医療救護活動」に準ずる。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の災害応急対策に係る措置

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、第1配備をとる。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に第1配備若しくは第2配備又は災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

配備体制、その他の事項については、第3章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」に準ずる。

イ 市が行う市民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び同章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。

災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第3章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

この場合における周知については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び同章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

イ 市は、特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第2章「第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び第3章「第5節 要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行う。

ウ 市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル（千葉県）」に準じて体制を整備する。

エ 市は、市民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」により行う。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間は、本節「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間は、本節「3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画は、第3章「第3節 地震・火災避難対策」及び同章「第4節 津波避難対策」に準じて行う。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。

イ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(ア) 市は、市民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

この場合における周知については、第2章「第2節 津波災害予防対策」に準ずる。

(イ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、避難行動に不安のある市民は事前の避難を行うよう呼びかける。

この場合における周知については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び同章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

ウ 市民等の避難誘導、避難路の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた事前避難については、知人・親類宅等への避難を促すことを基本とし、市は、それが難しい市民が避難するための場所として後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所の確保を行う。

市民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、第2章「第2節 津波災害予防対策」及び第3章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

エ 避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、第3章「第3節 地震・火災避難対策」に準ずる。

また、避難所等における要配慮者への支援については、第3章「第5節 要配慮者の安全確保対策」に準ずる。

(6) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防本部及び消防団等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 市民等の避難誘導、避難路の確保

(7) 警備対策

警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第3章「第7節 災害警備・交通の確保対策」に準じて、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講じる。

(8) 滞留旅客等に対する措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、第3章「第3節 地震・火災避難対策」に準じて、避難所の設置や帰

宅支援等必要な対策を講じる。

イ 市以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う対策等の結果生じる、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんと、市が実施する活動との連携体制等の措置については、本章「第10節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

(9) その他の措置

ア 水道

飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、水道事業体は、第3章「第9節 救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制の確保を図る。

イ 交通

(ア) 道路

市は、道路管理者等と調整の上、第3章「第7節 災害警備・交通の確保対策」に準じて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

(イ) 船舶及び港湾

市は、津波に対する安全性に留意するものとし、港湾管理者と連携のもと、地域別に在港船舶の避難等対策を行う。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮する。

ウ 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(ア) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講じる道路管理上の必要な措置について検討する。この場合において、橋りょう及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(イ) 市は、河川、漁港施設等について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について検討する。この場合において、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講じるものとする。

(ロ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、第2章「第11節 防災体制の整備」に準じて必要な措置を講じる。この場合において、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピュータ・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

(エ) 市が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は、本章「第10節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 市は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」）

震注意)等」という。)については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとし、この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」に準ずる。

イ 市が行う市民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び同章「第4節 津波避難対策」に準ずるものとし、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。

なお、市民等に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、第1配備をとる。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表前に発生した地震に関し、既に第1配備若しくは第2配備、又は災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

配備体制、その他の事項については、第3章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

エ 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

市は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインにする情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について、周知する。

この場合における周知については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び同章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、本節「3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の災害応急対策に係る措置」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかける。

この場合における周知については、第3章「第2節 情報収集・伝達体制」及び同章「第4節 津波避難対策」に準ずる。

イ 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

- (1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備
避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。
- (2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。
- (3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
市街地において幅員6m以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6m以上の道路の整備に努める。
- (4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備
住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。
- (5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等
緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。
- (6) 共同溝、電線共同溝等
災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、ガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備促進を図る。
- (7) 海岸保全施設等
津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備の促進を図る。
- (8) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等
避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備促進を図る。
- (9) 医療機関、社会福祉施設、学校等
社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。
- (10) ため池
老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池については、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。
また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。
- (11) 地域防災拠点施設
災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。
- (12) 防災行政無線施設
災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。
- (13) 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

(14) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第8節 防災訓練計画

市は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、実践的な津波防災訓練を実施する。

また、市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織などに対する啓発や支援を実施する。

津波に対する防災訓練については、第2章「第2節 津波災害予防対策」に準ずる。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

防災教育及び広報の実施については、第2章「第1節 防災意識の向上」及び同章「第2節 津波災害予防対策」に準ずるほか、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

1 市職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

第10節 南海トラフ地震防災対策計画

本章「第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域」に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

また、この節に記載のない事項については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）」によるものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

- ア 不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
 - (イ) 顧客等の避難のための措置
 - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置
- イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するのに必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止、その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施
- ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - (ア) 津波警報等の旅客等への伝達
 - (イ) 運行等に関する措置
- エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

本章 第5節「5 ライフライン、通信、放送関係」に準ずる。

2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

ア 各計画において共通して定める事項

(ア) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(ウ) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

(ア) 不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法

b 病院においては、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮した患者等の保護等の方法

(イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設を管理・運営する者

a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項

b 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容

(ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

b 運行等に関する措置

c bの結果生ずる滞留旅客等に対する措置

(エ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

a 幼稚園、小中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

b 社会福祉施設においては、施設の種別や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮した入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(オ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

a 水道

水道事業については、本章「第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項」の2(9)の「ア 水道」に準ずる。

b 電気

電力事業者における必要な電力を供給する体制

c ガス

(a) ガス事業者における必要なガスを供給する体制

(b) ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備の安全確保のための所要の事項及び後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講じる必要がある場合の実施すべきこと及びその実施体制

d 通信

電気通信事業者における通信の維持に関する必要な体制並びに災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容

e 放送

放送事業者における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えた、実態に即応した体制整備の内容等

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

ア 災害応急対策をとるべき期間等

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等

ウ 関係機関のとるべき措置

3 防災訓練に関する事項

4 地震防災上必要な教育及び広報